

平成31年度

# 地方税に関する参考計数資料

平成31年2月

総務省自治税務局

# 地方税に関する参考計数資料

## 目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（平成31年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（平成31年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成30年度）	40
14	超過課税の状況	44
15	法定外税の実施状況（平成30年度）	46
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成29年度）	55
17	地方税の税率等の推移	56
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成29年度）	162
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成29年度）	164
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（平成29年度）	166
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（平成29年度）	174
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（平成29年度）	184
22	県民経済計算	186
23	主要経済指標の推移	188

# 1 地方税及び地方譲与税収入見込額（平成31年度）

## I 地方税

### (1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成30年度 当初見込額 (A)	平 成 31 年 度								(G) の 構成割合 (%)	
		平成30年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成30年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) —×100 (A) (%)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)					
1.道 府 県 税	176,930	2,917	179,847	△	75	△	75	179,772	2,842	101.6	44.7
2.市 町 村 税	218,092	4,537	222,629	△	23	△	23	222,606	4,514	102.1	55.3
3.合 計	395,022	7,454	402,476	△	98	△	98	402,378	7,356	101.9	100.0

(参考1) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成30年度 当初見込額 (A)	平 成 31 年 度								(G) の 構成割合 (%)	
		平成30年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成30年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) —×100 (A) (%)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)					
1.道 府 県 税	147,654	4,194	151,848	△	49	△	49	151,799	4,145	102.8	37.7
2.市 町 村 税	247,368	3,260	250,628	△	49	△	49	250,579	3,211	101.3	62.3
3.合 計	395,022	7,454	402,476	△	98	△	98	402,378	7,356	101.9	100.0

(参考2) 地方法人特別譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

地方法人特別譲与税	20,211	1,140	21,351					21,351	1,140	105.6
再 計 (地方法人特別譲与税を含む)	415,233	8,594	423,827	△	98	△	98	423,729	8,496	102.0

## (2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成30年度 当初見込額 (A)	平成30年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	平成 31 年 度			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成30年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) —×100 (A) (%)
				税制改正による増減(△)収見込額					
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	54,950	497	55,447				55,447	497	100.9
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割	937	15	952				952	15	101.6
	43,645	114	43,759				43,759	114	100.3
	1,409	8	1,417				1,417	8	100.6
	5,139	144	5,283				5,283	144	102.8
	485	73	558				558	73	115.1
	1,638	177	1,815				1,815	177	110.8
	1,697	△ 34	1,663				1,663	△ 34	98.0
2. 事業税	42,433	873	43,306				43,306	873	102.1
個人 法人	2,077	24	2,101				2,101	24	101.2
	40,356	849	41,205				41,205	849	102.1
3. 地方消費税	47,068	1,556	48,624				48,624	1,556	103.3
譲渡割 貨物割	34,834	△ 1,344	33,490				33,490	△ 1,344	96.1
	12,234	2,900	15,134				15,134	2,900	123.7
4. 不動産取得税	4,186	43	4,229				4,229	43	101.0
5. 道府県たばこ税	1,407	22	1,429				1,429	22	101.6
6. ゴルフ場利用税	448	△ 31	417				417	△ 31	93.1
7. 自動車取得税	1,665	△ 825	840	30		30	870	△ 795	52.3
8. 軽油引取税	9,492	45	9,537				9,537	45	100.5
9. 自動車税	15,258	749	16,007	△ 105		△ 105	15,902	644	104.2
自動車税(～H31.9) 環境性能割 種別割	15,258	△ 18	15,240				15,240	△ 18	99.9
	—	—	614	△ 95		△ 95	519	519	皆増
	—	—	153	△ 10		△ 10	143	143	皆増
10. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	75	△ 20	55				55	△ 20	73.3
普通税計	176,985	2,909	179,894	△ 75		△ 75	179,819	2,834	101.6
(II) 目的税									
1. 狩猟税	8	0	8				8	0	100.0
目的税計	8	0	8				8	0	100.0
(III) 道府県税小計	176,993	2,909	179,902	△ 75		△ 75	179,827	2,834	101.6
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 63	8	△ 55				△ 55	—	—
(V) 道府県税計	176,930	2,917	179,847	△ 75		△ 75	179,772	2,842	101.6

※ 「9. 自動車税」のうち、「自動車税(～H31.9)」については、H31.4.1～H31.9.30までの自動車税に係る収入見込額であり、「環境性能割」及び「種別割」については、H31.10.1に創設される環境性能割及び種別割に係る収入見込額である。

(単位：億円)

区 分	平成30年度 当初見込額 (A)	平成 31 年 度						平成30年度 当初見込額 に対する増 減(△)収 入見込額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
		平成30年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 入見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	99,748	2,836	102,584				102,584	2,836	102.8
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割	2,185	35	2,220				2,220	35	101.6
	77,648	2,367	80,015				80,015	2,367	103.0
	4,156	79	4,235				4,235	79	101.9
	15,759	355	16,114				16,114	355	102.3
2. 固 定 資 産 税	90,306	1,287	91,593				91,593	1,287	101.4
土地 家屋 償却資産	34,368	339	34,707				34,707	339	101.0
	38,124	881	39,005				39,005	881	102.3
	16,942	67	17,009				17,009	67	100.4
純固定資産税小計	89,434	1,287	90,721				90,721	1,287	101.4
交 付 金	872	0	872				872	0	100.0
3. 軽 自 動 車 税	2,604	118	2,722	△ 23		△ 23	2,699	95	103.6
軽自動車税(～H31.9) 環境性能割 種別割	2,604	64	2,668				2,668	64	102.5
	—	—	54	△ 23		△ 23	31	31	皆増
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,614	131	8,745				8,745	131	101.5
5. 鉱 産 税	18	△ 1	17				17	△ 1	94.4
6. 特 別 土 地 保 有 税	8	△ 6	2				2	△ 6	25.0
普通税計	201,298	4,365	205,633	△ 23		△ 23	205,640	4,342	102.2
(II) 目的税									
1. 入 湯 税	227	△ 3	224				224	△ 3	98.7
2. 事 業 所 税	3,725	66	3,791				3,791	66	101.8
3. 都 市 計 画 税	13,043	87	13,130				13,130	87	100.7
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	16,995	150	17,145				17,145	150	100.9
(III) 市 町 村 税 小 計	218,293	4,515	222,808	△ 23		△ 23	222,785	4,492	102.1
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 201	22	△ 179				△ 179	—	—
(V) 市 町 村 税 計	218,092	4,537	222,629	△ 23		△ 23	222,606	4,514	102.1

※ 「3. 軽自動車税」のうち、「軽自動車税(～H31.9)」については、H31.4.1～H31.9.30までの軽自動車税に係る収入見込額であり、「環境性能割」及び「種別割」については、H31.10.1に創設される環境性能割及び種別割に係る収入見込額である。

(参考)

(単位：億円)

個人住民税	128,235	2,747	130,982				130,982	2,747	102.1
地方法人二税 (地方法人特別譲与税を含む)	87,030	2,575	89,605				89,605	2,575	103.0
地方法人二税 地方法人特別譲与税	66,819	1,435	68,254				68,254	1,435	102.1
	20,211	1,140	21,351				21,351	1,140	105.6

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税(均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割)と個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税(均等割及び法人税割)、法人市町村民税(均等割及び法人税割)及び法人事業税の合計額である。

## II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成30年度 当初見込額 (A)	平 成 31 年 度					(E) ——×100 (A) (%)
		平成30年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	平成30年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,514	△ 42	2,472		2,472	△ 42	98.3
2.石油ガス譲与税	80	△ 8	72		72	△ 8	90.0
3.自動車重量譲与税	2,675	△ 62	2,613	129	2,742	67	102.5
4.航空機燃料譲与税	149	0	149		149	0	100.0
5.特別とん譲与税	125	12	137		137	12	109.6
6.地方法人特別譲与税	20,211	1,140	21,351		21,351	1,140	105.6
7.森林環境譲与税	—	—	—	200	200	200	皆増
8.特別法人事業譲与税	—	—	—	—	—	—	—
合 計	25,754	1,040	26,794	329	27,123	1,369	105.3

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

※ 特別法人事業譲与税は、平成32年度から譲与することとしている。

## 2 税制改正による増減収見込額（平成31年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
<b>1 個人住民税</b>	△ 51	△ 94	△ 145			
(1) 住宅ローン減税の拡充	△ 50	△ 91	△ 141			
(2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置	△ 1	△ 3	△ 4			
<b>2 法人事業税</b>	△ 18,704		△ 18,704			
(1) 特別法人事業税の創設に伴う標準税率の見直し	△ 18,697		△ 18,697			
(2) グループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置の創設	△ 7		△ 7			
<b>3 車体課税</b>	△ 690	△ 108	△ 798	△ 49	△ 49	△ 98
(1) 自動車税種別割の標準税率の引下げ (H31.10.1以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から)	△ 1,324		△ 1,324	△ 10		△ 10
(2) 自動車税環境性能割の税率等の適用区分の見直し	95	153	248	50	81	131
(3) 自動車税種別割及び軽自動車税種別割のグリーン化特例 (軽課)の見直し (H33年度及びH34年度に新車新規登録を受けた又は新規取得した自家用乗用車から)	243	35	278			
(4) 自動車取得税のエコカー減税の軽減割合等の見直し				10	20	30
(5) 需要変動の平準化対策に係る自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減 (H31.10.1からH32.9.30までの間に取得した自家用乗用車のみ)				△ 226	△ 23	△ 249
(6) 自動車税環境性能割交付金の交付率の見直し	296	△ 296	0	127	△ 127	0
<b>4 固定資産税</b>		2	2			
税負担軽減措置の見直し等		2	2			
<b>合 計</b>	△ 19,445	△ 200	△ 19,645	△ 49	△ 49	△ 98
<b>国税の税制改正に伴うもの</b>						
法人住民税	2	△ 2	0			
法人事業税	2	△ 2	△ 2			
<b>再 計</b>	△ 19,443	△ 202	△ 19,645	△ 49	△ 49	△ 98

### 地方譲与税

1 特別法人事業譲与税	18,697		18,697			
2 自動車重量譲与税	550	110	660	80	49	129
3 地方揮発油譲与税	142		142			
4 森林環境譲与税	62	558	620	40	160	200
<b>地方譲与税計</b>	19,451	668	20,119	120	209	329
<b>再々計 (地方譲与税を含む合計)</b>	8	466	474	71	160	231

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

(注2) 「1 個人住民税 (1) 住宅ローン減税の拡充」の平年度の減収見込額は、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均(1年居住分)と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注3) 「1 個人住民税 (2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置」の平年度の減収見込額は、「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告(平成28年11月1日現在)」(厚生労働省)に基づき算出したものである。

(注4) 「3 車体課税 (1) 自動車税種別割の標準税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成45年度以降に生ずる減収見込額である。

(注5) 「3 車体課税 (5) 需要変動の平準化対策に係る自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減」の平成32年度減収見込額は△253億円(道府県税△202億円、市町村税△51億円)。

(注6) 「2 自動車重量譲与税」の平年度及び初年度の増収見込額のうち、道府県税の550億円(平年度)及び80億円(初年度)は自動車重量税(国税)の譲与割合を引き上げることによる増収見込額であり、市町村税の110億円(平年度)及び49億円(初年度)は自動車重量税(国税)の見直しに伴う譲与額の増加によるものである。

(注7) 地方揮発油譲与税の平年度の増収見込額は、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲による増収見込額である(平成46年度から譲与)。

(注8) 森林環境譲与税については、その財源として森林環境税(国税)を創設(平年度620億円、平成36年度から課税を開始)。

### 3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

年度	区分	国内総生産（名目）		国民所得	
		実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和27年度		-	-	52,159	117.6
28		-	-	60,015	115.1
29		-	-	65,917	109.8
30		85,979	-	69,733	105.8
31		96,477	112.2	78,962	113.2
32		110,641	114.7	88,681	112.3
33		118,451	107.1	93,829	105.8
34		138,970	117.3	110,421	117.7
35		166,806	120.0	134,967	122.2
36		201,708	120.9	160,819	119.2
37		223,288	110.7	178,933	111.3
38		262,286	117.5	210,993	117.9
39		303,997	115.9	240,514	114.0
40		337,653	111.1	268,270	111.5
41		396,989	117.6	316,448	118.0
42		464,454	117.0	375,477	118.7
43		549,470	118.3	437,209	116.4
44		650,614	118.4	521,178	119.2
45		752,985	115.7	610,297	117.1
46		828,993	110.1	659,105	108.0
47		964,863	116.4	779,369	118.2
48		1,167,150	121.0	958,396	123.0
49		1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50		1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51		1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52		1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53		2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54		2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55		2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56		2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57		2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58		2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59		3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60		3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61		3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62		3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63		3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成元年度		4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2		4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3		4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4		4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5		4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6		5,027,512	104.2	3,683,506	100.4
7		5,162,017	102.7	3,784,796	102.7
8		5,288,425	102.4	3,913,605	103.4
9		5,333,934	100.9	3,884,837	99.3
10		5,260,040	98.6	3,782,396	97.4
11		5,219,238	99.2	3,770,032	99.7
12		5,284,466	101.2	3,859,685	102.4
13		5,191,891	98.2	3,743,078	97.0
14		5,148,545	99.2	3,726,487	99.6
15		5,177,195	100.6	3,779,521	101.4
16		5,213,485	100.7	3,826,819	101.3
17		5,256,427	100.8	3,873,557	101.2
18		5,290,335	100.6	3,923,513	101.3
19		5,309,229	100.4	3,922,979	100.0
20		5,094,820	96.0	3,639,913	92.8
21		4,919,570	96.6	3,534,128	97.1
22		4,994,289	101.5	3,619,171	102.4
23		4,940,425	98.9	3,584,003	99.0
24		4,943,698	100.1	3,598,240	100.4
25		5,072,552	102.6	3,742,107	104.0
26		5,182,352	102.2	3,793,674	101.4
27		5,329,830	102.8	3,900,618	102.8
28		5,367,950	100.7	3,911,856	100.3
29		5,474,085	102.0	4,041,977	103.3
30実績見込		5,525,000	100.9	4,133,000	102.2
31見込		5,661,000	102.4	4,239,000	102.6

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成29年度までは「国民経済計算」による実績、平成30年度実績見込及び平成31年度見込は「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成31年1月28日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成29年度までは実績、平成30年度実績見込及び平成31年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成27年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成29年度までは実績、平成30年度実績見込及び平成31年度見込は（注）1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。



(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数27年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.8	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
6.0	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.8	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
8.2	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	31
9.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	32
9.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	33
11.7	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	34
14.3	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	35
17.0	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	36
17.8	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	37
20.7	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	38
23.2	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
24.0	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
28.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	41
33.3	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	42
38.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	43
44.6	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	44
49.5	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	45
50.4	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
55.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	47
62.5	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	48
56.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
53.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
59.8	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
61.7	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
66.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
71.3	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
72.7	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	55
74.2	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	56
73.8	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	57
78.0	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	58
84.5	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
86.5	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	60
86.4	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
91.6	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	62
99.6	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	63
103.9	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
109.0	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
108.3	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
101.9	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	4
98.1	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	5
101.2	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	6
103.3	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
106.8	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
108.0	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
100.6	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
103.3	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
107.7	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
97.8	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
100.7	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
103.6	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
107.6	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
109.3	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
114.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
117.5	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
102.8	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
93.0	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
101.2	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
100.5	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
97.5	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24
				(361,317)	(101.2)	
101.1	102.6	974,120	101.0	353,743	102.7	25
				(373,545)	(103.4)	
100.5	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	26
				(391,733)	(104.9)	
99.8	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	27
				(412,012)	(105.2)	
100.6	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	28
				(411,700)	(99.9)	
103.5	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	29
				(417,496)	(101.4)	
-	101.4	881,087	89.9	406,626	101.9	30 実績見込
				(427,680)	(102.4)	
-	102.4	907,975	103.1	411,422	101.2	31 見込
				(432,773)	(101.2)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成29年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成30年度実績見込及び平成31年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、平成29年度までは決算額、平成30年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成31年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103	百万円	64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702	(4,617)	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139	<367,165> (355,206)	58.4	<43.6> (42.2)
12		527,209	<379,358> (368,005)	59.7	<43.0> (41.7)
13		499,684	<356,149> (321,060)	58.4	<41.6> (37.5)
14		458,442	<334,172> (287,309)	57.9	<42.2> (36.3)
15		453,694	<340,612> (272,765)	58.1	<43.6> (35.0)
16		481,029	<343,833> (303,113)	58.9	<42.1> (37.1)
17		522,905	<364,797> (332,569)	60.0	<41.9> (38.2)
18		541,169	<357,191> (339,172)	59.7	<39.4> (37.4)
19		526,558	<376,208> (360,754)	56.7	<40.5> (38.8)
20		458,309	<329,594> (288,858)	53.7	<38.6> (33.8)
21		402,433	<300,653> (223,734)	53.4	<39.9> (29.7)
		【 395,693 】		【 52.5 】	
22		437,074	<308,602> (238,603)	56.0	<39.6> (30.6)
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754	<315,890> (246,665)	56.9	<39.8> (31.1)
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492	<338,819> (273,022)	57.7	<41.6> (33.5)
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25		512,274	<366,583> (313,801)	59.2	<42.3> (36.2)
		【 492,264 】		【 56.9 】	
26		578,492	<420,536> (376,032)	61.1	<44.4> (39.7)
		【 554,547 】		【 58.6 】	
27		599,694	<422,005> (400,082)	60.5	<42.6> (40.4)
		【 578,888 】		【 58.4 】	
28		589,563	<421,937> (391,830)	59.9	<42.9> (39.8)
		【 571,747 】		【 58.1 】	
29		623,803	<451,990> (435,032)	61.0	<44.2> (42.5)
		【 605,225 】		【 59.2 】	
30 実績見込		638,003	<452,979> (446,171)	61.1	<43.4> (42.7)
		【 616,860 】		【 59.1 】	
31 見込		664,213	<477,337> (469,489)	61.8	<44.4> (43.6)
		【 642,853 】		【 59.8 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成29年度までは決算額、平成30年度実績見込は補正後予算額、平成31年度見込は当初予算額である。  
 2 地方税は、平成29年度までは決算額、平成30年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成31年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。  
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特別交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特別交付金を加算した場合の金額である。  
 4 国税欄の( )内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特別交付金、臨時地方財政交付金、特別事

地 方 税		租 税 総 額		区分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C	年度	
601 百万円	35.3	1,704 百万円	昭和5年度	
557	35.7	1,559	8	
632	34.5	1,834	10	
757	20.5	3,690	14	
879	15.1 (22.4)	5,810	16	
986	(1,302) 7.9 (14.6)	12,527	20	
1,883 億円	(2,968) 24.8 (39.1)	7,585 億円	25	
3,815	(5,636) 28.9 (42.8)	13,178	30	
4,499	(6,386) 29.3 (41.6)	15,361	31	
5,272	(7,597) 30.5 (43.9)	17,287	32	
5,439	(8,003) 31.4 (46.1)	17,343	33	
6,109	(9,027) 30.8 (45.5)	19,823	34	
7,442	(10,914) 29.2 (42.9)	25,452	35	
9,065	(13,537) 28.9 (43.2)	31,334	36	
10,567	(15,750) 30.7 (45.7)	34,464	37	
12,129	(18,292) 30.8 (46.4)	39,435	38	
13,996	(20,942) 30.7 (45.9)	45,588	39	
15,494	(23,156) 32.1 (48.0)	48,279	40	
17,686	(26,576) 32.6 (48.9)	54,316	41	
21,495	(32,037) 32.8 (49.0)	65,441	42	
25,801	(37,662) 32.7 (47.7)	79,021	43	
30,902	(46,566) 32.4 (48.8)	95,434	44	
37,507	(56,691) 32.5 (49.2)	115,239	45	
42,358	(63,414) 33.4 (50.0)	126,784	46	
50,044	(75,708) 32.5 (49.2)	154,021	47	
64,913	(99,149) 31.6 (48.3)	205,386	48	
82,375	(126,587) 34.3 (52.8)	239,919	49	
81,548	(117,540) 36.0 (51.9)	226,591	50	
95,641	(137,401) 36.3 (52.1)	263,661	51	
110,052	(160,303) 37.4 (54.5)	294,393	52	
122,371	(181,335) 34.5 (51.1)	354,610	53	
140,315	(201,556) 36.0 (51.7)	389,881	54	
158,938	(239,148) 35.9 (54.0)	442,626	55	
173,255	(263,121) 36.3 (55.1)	477,806	56	
186,286	(265,132) 36.8 (52.4)	506,317	57	
198,413	(276,561) 36.7 (51.2)	540,034	58	
214,939	(308,683) 36.9 (53.0)	582,687	59	
233,165	(335,973) 37.3 (53.8)	624,667	60	
246,282	(348,458) 36.5 (51.6)	674,792	61	
272,040	(388,028) 36.3 (51.7)	750,108	62	
301,169	(433,154) 36.6 (52.6)	823,107	63	
317,951	(486,024) 35.8 (54.7)	889,312	平成元年度	
334,504	(510,442) 34.8 (53.0)	962,302	2	
350,727	(525,922) 35.7 (53.5)	982,837	3	
345,683	(506,498) 37.6 (55.1)	919,647	4	
335,913	(495,637) 37.0 (54.6)	907,055	5	
325,391	(465,128) 37.6 (53.7)	865,398	6	
336,750	(479,173) 38.0 (54.1)	886,380	7	
350,937	(507,431) 38.9 (56.2)	903,198	8	
361,555	(530,105) 39.4 (57.8)	917,562	9	
359,222	(508,224) 41.2 (58.3)	871,199	10	
350,261 <475,235>	(487,194) 41.6 <56.4> (57.8)	842,400	11	
355,464 <503,315>	(514,668) 40.3 <57.0> (58.3)	882,673	12	
355,488 <499,023>	(534,112) 41.6 <58.4> (62.5)	855,172	13	
333,785 <458,055>	(504,918) 42.1 <57.8> (63.7)	792,227	14	
326,657 <439,739>	(507,586) 41.9 <56.4> (65.0)	780,351	15	
335,388 <472,584>	(513,304) 41.1 <57.9> (62.9)	816,417	16	
348,044 <506,152>	(538,380) 40.0 <58.1> (61.8)	870,949	17	
365,062 <549,040>	(567,059) 40.3 <60.6> (62.6)	906,231	18	
402,668 <553,018>	(568,472) 43.3 <59.5> (61.2)	929,226	19	
395,585 <524,300>	(565,036) 46.3 <61.4> (66.2)	853,894	20	
351,830 <453,609>	(530,528) 46.6 <60.1> (70.3)	754,262	21	
【 358,234 】	【 47.5 】	【 753,928 】		
343,163 <471,635> (541,634)	44.0 <60.4> (69.4)	780,237	22	
【 357,323 】	【 45.8 】	【 780,198 】		
341,714 <477,578> (546,803)	43.1 <60.2> (68.9)	793,468	23	
【 357,142 】	【 45.0 】	【 793,336 】		
344,608 <476,281> (542,078)	42.3 <58.4> (66.5)	815,100	24	
【 361,317 】	【 44.3 】	【 815,111 】		
353,743 <499,434> (552,216)	40.8 <57.7> (63.8)	866,017	25	
【 373,545 】	【 43.1 】	【 865,809 】		
367,855 <525,810> (570,314)	38.9 <55.6> (60.3)	946,346	26	
【 391,733 】	【 41.4 】	【 946,280 】		
390,986 <568,675> (590,598)	39.5 <57.4> (59.6)	990,679	27	
【 412,012 】	【 41.6 】	【 990,900 】		
393,924 <561,549> (591,656)	40.1 <57.1> (60.2)	983,486	28	
【 411,700 】	【 41.9 】	【 983,447 】		
399,044 <570,857> (587,815)	39.0 <55.8> (57.5)	1,022,847	29	
【 417,496 】	【 40.8 】	【 1,022,721 】		
406,626 <591,650> (598,458)	38.9 <56.6> (57.3)	1,044,629	30 実績見込	
【 427,680 】	【 40.9 】	【 1,044,540 】		
411,422 <598,298> (606,146)	38.2 <55.6> (56.4)	1,075,635	31 見込	
【 432,773 】	【 40.2 】	【 1,075,626 】		

業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)&及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税欄の( )内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)&及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6

年 度	国の歳出 A 億円	地方の歳出 B 億円	B/A %
昭和35年度	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30実績見込	986,484	881,087	89.3
31見込	1,014,564	907,975	89.5

(注) 1 国の歳出は平成29年度までは決算額、平成30年度実績見込は補正後予算額、平成31年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、平成29年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、平成30年度実績見込及び平成31年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成29年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		( 208,721 )		( 331,092 )	( 12.2 )		( 19.3 )
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,683,506	540,007	325,391	865,398	14.7	8.8	23.5
7	3,784,796	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.4
8	3,913,605	552,261	350,937	903,198	14.1	9.0	23.1
9	3,884,837	556,007	361,555	917,562	14.3	9.3	23.6
10	3,782,396	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,770,032	492,139	350,261	842,400	13.1	9.3	22.3
12	3,859,685	527,209	355,464	882,673	13.7	9.2	22.9
13	3,743,078	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.8
14	3,726,487	458,442	333,785	792,227	12.3	9.0	21.3
15	3,779,521	453,694	326,657	780,351	12.0	8.6	20.6
16	3,826,819	481,029	335,388	816,417	12.6	8.8	21.3
17	3,873,557	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.5
18	3,923,513	541,169	365,062	906,231	13.8	9.3	23.1
19	3,922,979	526,558	402,668	929,226	13.4	10.3	23.7
20	3,639,913	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.5
21	3,534,128	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.3
		( 395,693 )	( 358,234 )	( 753,928 )	( 11.2 )	( 10.1 )	( 21.3 )
22	3,619,171	437,074	343,163	780,237	12.1	9.5	21.6
		( 422,875 )	( 357,323 )	( 780,198 )	( 11.7 )	( 9.9 )	( 21.6 )
23	3,584,003	451,754	341,714	793,468	12.6	9.5	22.1
		( 436,194 )	( 357,142 )	( 793,336 )	( 12.2 )	( 10.0 )	( 22.1 )
24	3,598,240	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.7
		( 453,794 )	( 361,317 )	( 815,111 )	( 12.6 )	( 10.0 )	( 22.7 )
25	3,742,107	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.1
		( 492,264 )	( 373,545 )	( 865,809 )	( 13.2 )	( 10.0 )	( 23.1 )
26	3,793,674	578,492	367,855	946,346	15.2	9.7	24.9
		( 554,547 )	( 391,733 )	( 946,280 )	( 14.6 )	( 10.3 )	( 24.9 )
27	3,900,618	599,694	390,986	990,679	15.4	10.0	25.4
		( 578,888 )	( 412,012 )	( 990,900 )	( 14.8 )	( 10.6 )	( 25.4 )
28	3,911,856	589,563	393,924	983,486	15.1	10.1	25.1
		( 571,747 )	( 411,700 )	( 983,447 )	( 14.6 )	( 10.5 )	( 25.1 )
29	4,041,977	623,803	399,044	1,022,847	15.4	9.9	25.3
		( 605,225 )	( 417,496 )	( 1,022,721 )	( 15.0 )	( 10.3 )	( 25.3 )
30実績見込	4,133,000	638,003	406,626	1,044,629	15.4	9.8	25.3
		( 616,860 )	( 427,680 )	( 1,044,540 )	( 14.9 )	( 10.3 )	( 25.3 )
31見 込	4,239,000	664,213	411,422	1,075,635	15.7	9.7	25.4
		( 642,853 )	( 432,773 )	( 1,075,626 )	( 15.2 )	( 10.2 )	( 25.4 )

(注) 1 国民所得は、平成29年度までは実績、平成30年度実績見込額及び平成31年度見込は「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成31年1月28日閣議決定)における額である。  
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成29年度までは決算額、平成30年度は補正後予算額、平成31年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の( )内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。  
 3 地方税は、平成29年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成30年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成31年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。  
 4 平成21年度以降の( )内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別税と税を加算した場合である。  
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平成元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	( 311,427 )	( 281,946 )	( 593,374 )	( 741,718 )
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	( 333,143 )	( 281,501 )	( 614,644 )	( 768,305 )
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	( 344,383 )	( 281,970 )	( 626,352 )	( 782,940 )
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	( 358,278 )	( 285,266 )	( 643,544 )	( 804,430 )
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	( 383,269 )	( 290,836 )	( 674,105 )	( 842,631 )
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	( 432,475 )	( 305,501 )	( 737,975 )	( 922,469 )
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	( 452,022 )	( 321,718 )	( 773,740 )	( 967,175 )
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	( 447,002 )	( 321,874 )	( 768,876 )	( 961,095 )
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	( 473,916 )	( 326,916 )	( 800,832 )	( 1,001,040 )
30 実績見込	499,582	318,405	817,987	1,022,484
	( 483,027 )	( 334,891 )	( 817,917 )	( 1,022,396 )
31 見 込	520,106	322,160	842,266	1,052,833
	( 503,380 )	( 338,879 )	( 842,259 )	( 1,052,824 )

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、平成30年度及び平成31年度は、平成30年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分 年 度	租 税 総 額					
	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平 成 2 年 度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
	( 753,928 )	( 100.0 )	( 513,435 )	( 68.1 )	( 240,492 )	( 31.9 )
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	( 780,198 )	( 100.0 )	( 536,321 )	( 68.7 )	( 243,875 )	( 31.3 )
23	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0
	( 793,336 )	( 100.0 )	( 547,288 )	( 69.0 )	( 246,045 )	( 31.0 )
24	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3
	( 815,111 )	( 100.0 )	( 567,802 )	( 69.7 )	( 247,307 )	( 30.3 )
25	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
	( 865,809 )	( 100.0 )	( 610,857 )	( 70.6 )	( 254,952 )	( 29.4 )
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
	( 946,280 )	( 100.0 )	( 639,422 )	( 67.6 )	( 306,858 )	( 32.4 )
27	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
	( 990,900 )	( 100.0 )	( 650,720 )	( 65.7 )	( 340,180 )	( 34.3 )
28	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0
	( 983,447 )	( 100.0 )	( 648,825 )	( 66.0 )	( 334,622 )	( 34.0 )
29	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0
	( 1,022,721 )	( 100.0 )	( 685,614 )	( 67.0 )	( 337,107 )	( 33.0 )
30 実 績 見 込	1,044,629	100.0	704,785	67.5	339,844	32.5
31 見 込	1,044,540	100.0	704,696	67.5	339,844	32.5
	1,075,635	100.0	719,561	66.9	356,074	33.1
	( 1,075,626 )	( 100.0 )	( 719,552 )	( 66.9 )	( 356,074 )	( 33.1 )

区 分 年 度	国 税					
	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,364	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,042	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平 成 2 年 度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
	( 395,693 )	( 100.0 )	( 206,201 )	( 52.1 )	( 189,492 )	( 47.9 )
22	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
	( 422,875 )	( 100.0 )	( 232,025 )	( 54.9 )	( 190,849 )	( 45.1 )
23	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
	( 436,194 )	( 100.0 )	( 243,020 )	( 55.7 )	( 193,172 )	( 44.3 )
24	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
	( 453,794 )	( 100.0 )	( 259,553 )	( 57.2 )	( 194,239 )	( 42.8 )
25	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
	( 492,264 )	( 100.0 )	( 291,371 )	( 59.2 )	( 200,893 )	( 40.8 )
26	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
	( 554,547 )	( 100.0 )	( 304,876 )	( 55.0 )	( 249,670 )	( 45.0 )
27	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
	( 578,887 )	( 100.0 )	( 314,947 )	( 54.4 )	( 263,941 )	( 45.6 )
28	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3
	( 571,747 )	( 100.0 )	( 310,712 )	( 54.3 )	( 261,035 )	( 45.7 )
29	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2
	( 605,225 )	( 100.0 )	( 342,189 )	( 56.5 )	( 263,036 )	( 43.5 )
30 実 績 見 込	638,003	100.0	371,987	58.3	266,016	41.7
31 見 込	616,860	100.0	350,844	56.9	266,016	43.1
	664,213	100.0	382,672	57.6	281,541	42.4
	( 642,853 )	( 100.0 )	( 361,312 )	( 56.2 )	( 281,541 )	( 43.8 )



地 方 税		間 接 税 等		区 分
金 額	比 率	金 額	比 率	
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	30
7,442	100.0	5,778	77.6	35
15,494	100.0	12,013	77.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	45
81,548	100.0	67,375	82.6	50
158,938	100.0	133,763	84.2	55
233,165	100.0	199,520	85.6	60
334,504	100.0	300,607	89.9	2
336,750	100.0	296,227	88.0	7
359,222	100.0	296,625	82.6	10
350,261	100.0	288,613	82.4	11
355,464	100.0	294,928	83.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	13
333,785	100.0	276,325	82.8	14
326,657	100.0	269,766	82.6	15
335,388	100.0	276,273	82.4	16
348,044	100.0	289,768	83.3	17
365,062	100.0	305,990	83.8	18
402,668	100.0	344,962	85.7	19
395,585	100.0	341,542	86.3	20
351,830	100.0	300,829	85.5	21
( 358,234 )	( 100.0 )	( 307,234 )	( 85.8 )	( 14.2 )
343,163	100.0	290,137	84.5	22
( 357,323 )	( 100.0 )	( 304,296 )	( 85.2 )	( 14.8 )
341,714	100.0	288,841	84.5	23
( 357,142 )	( 100.0 )	( 304,268 )	( 85.2 )	( 14.8 )
344,608	100.0	291,540	84.6	24
( 361,317 )	( 100.0 )	( 308,249 )	( 85.3 )	( 14.7 )
353,743	100.0	299,683	84.7	25
( 373,545 )	( 100.0 )	( 319,486 )	( 85.5 )	( 14.5 )
367,855	100.0	310,667	84.5	26
( 391,733 )	( 100.0 )	( 334,546 )	( 85.4 )	( 14.6 )
390,986	100.0	314,746	80.5	27
( 412,012 )	( 100.0 )	( 335,773 )	( 81.5 )	( 18.5 )
393,924	100.0	320,337	81.3	28
( 411,700 )	( 100.0 )	( 338,113 )	( 82.1 )	( 17.9 )
399,044	100.0	324,973	81.4	29
( 417,496 )	( 100.0 )	( 343,425 )	( 82.3 )	( 17.7 )
406,626	100.0	332,798	81.8	30 実 績 見 込
( 427,680 )	( 100.0 )	( 353,852 )	( 82.7 )	( 17.3 )
411,422	100.0	336,889	81.9	31 見 込
( 432,773 )	( 100.0 )	( 358,240 )	( 82.8 )	( 17.2 )

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成29年度までは決算額、平成30年度は補正後予算額、平成31年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧区税、釧業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非被災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、平成29年度までは決算額、平成30年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成31年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の( )内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。  
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。  
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。  
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県 地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 譲 与 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	国 庫 支 出 金
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	そ の 他
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	小 計
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	地 方 債
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	繰 越 金
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	都 道 府 県 計
市町村												
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 県 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
合計												
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖繩特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	

(単位 百万円)

平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
17,794,000	34.4	40.4	20,142,594	38.7	44.7	20,251,648	39.2	45.2	20,542,835	40.4	46.7	地 方 税
2,534,609	4.9	5.8	2,257,839	4.3	5.0	1,924,835	3.7	4.3	1,990,889	3.9	4.5	地 方 譲 与 税
47,675	0.1	0.1	47,547	0.1	0.1	49,320	0.1	0.1	47,258	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
8,878,785	17.2	20.2	8,845,703	17.0	19.6	9,049,996	17.5	20.2	8,659,264	17.0	19.7	地 方 交 付 税
6,396,163	12.4	14.5	6,264,392	12.0	13.9	6,452,566	12.5	14.4	6,043,848	11.9	13.7	国 庫 支 出 金
8,410,523	16.3	19.1	7,497,741	14.4	16.6	7,065,288	13.7	15.8	6,685,590	13.1	15.2	そ の 他
44,061,755	85.2	100.0	45,055,816	86.6	100.0	44,793,653	86.8	100.0	43,969,684	86.4	100.0	小 計
6,143,605	11.9	—	5,528,081	10.6	—	5,526,059	10.7	—	5,516,607	10.8	—	地 方 債
1,489,597	2.9	—	1,465,987	2.8	—	1,303,378	2.5	—	1,403,213	2.8	—	繰 越 金
51,694,957	100.0	—	52,049,884	100.0	—	51,623,090	100.0	—	50,889,504	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,991,451	32.7	37.4	18,955,969	32.3	36.7	19,140,743	32.8	37.1	19,361,567	32.4	36.5	地 方 税
402,257	0.7	0.8	421,408	0.7	0.8	415,397	0.7	0.8	414,335	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
71,513	0.1	0.1	71,321	0.1	0.1	73,980	0.1	0.1	85,542	0.1	0.2	地 方 特 例 交 付 金
8,552,643	14.7	16.8	8,544,937	14.5	16.5	8,189,012	14.0	15.9	8,108,742	13.6	15.3	地 方 交 付 税
12,780,929	22.0	25.2	12,902,014	22.0	25.0	13,130,551	22.5	25.5	13,411,227	22.4	25.3	国 県 支 出 金
9,993,266	17.2	19.7	10,795,362	18.4	20.9	10,617,032	18.2	20.6	11,598,576	19.4	21.9	そ の 他
50,792,059	87.4	100.0	51,691,011	88.0	100.0	51,566,715	88.3	100.0	52,979,989	88.6	100.0	小 計
5,398,835	9.3	—	5,187,137	8.8	—	4,889,191	8.4	—	5,152,008	8.6	—	地 方 債
1,939,645	3.3	—	1,850,534	3.2	—	1,944,822	3.3	—	1,694,782	2.8	—	繰 越 金
58,130,539	100.0	—	58,728,682	100.0	—	58,400,728	100.0	—	59,826,779	100.0	—	市 町 村 計
												純計
36,785,451	36.0	42.2	39,098,563	38.4	44.5	39,392,391	38.8	44.9	39,904,402	39.4	45.6	地 方 税
2,936,867	2.9	3.4	2,679,246	2.6	3.0	2,340,232	2.3	2.7	2,405,224	2.4	2.7	地 方 譲 与 税
119,188	0.1	0.1	118,868	0.1	0.1	123,300	0.1	0.1	132,800	0.1	0.2	地 方 特 例 交 付 金
17,431,428	17.1	20.0	17,390,640	17.1	19.8	17,239,008	17.0	19.6	16,768,005	16.5	19.1	地 方 交 付 税
15,461,868	15.1	17.7	15,221,213	14.9	17.3	15,629,138	15.4	17.8	15,465,013	15.3	17.7	国 庫 支 出 金 等
14,400,967	14.1	16.5	13,404,435	13.2	15.2	13,100,302	12.9	14.9	12,904,984	12.7	14.7	そ の 他
87,135,769	85.4	100.0	87,912,965	86.3	100.0	87,824,371	86.6	100.0	87,580,428	86.4	100.0	小 計
11,518,456	11.3	—	10,688,010	10.5	—	10,387,277	10.2	—	10,644,892	10.5	—	地 方 債
3,429,242	3.4	—	3,316,521	3.3	—	3,248,200	3.2	—	3,097,995	3.1	—	繰 越 金
102,083,467	100.0	—	101,917,496	100.0	—	101,459,848	100.0	—	101,323,315	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉦区	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685		1,887		2,126		2,400		—	
荷車税	1,175	2.4	1,189	2.0	1,229	1.8	1,245	1.8	—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉦産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。  
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。  
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。  
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。  
 5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。



(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道府県民税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事業税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別所得税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不動産取得税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道府県たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入場税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娯楽施設利用税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自動車税
474		542		605		694		810		鉦区税
—		—		—		—		—		漁業権税
331		341		351		373		387		狩猟者税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	法定外普通税
2,155		2,819		2,373		3,087		3,099		道府県固定資産税
260		141		361		62		51		旧法による税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水利地益税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽油引取税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市町村税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市町村民税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個人均等割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所得割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法人均等割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法人税割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固定資産税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償却資産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純固定資産税小計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交付金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納付金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自転車荷車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷車税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽自動車税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市町村たばこ消費税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電気ガス税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦産税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木材引取税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入湯税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広告税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧法による税
—	—	—	—	350		441		547		入湯税(目的税)
—	—	3,149		6,858		8,197		9,053		都市計画税
318	0.1	284	1.3	279	2.5	267	2.8	280	2.9	水利地益税
19		17		33		17		16		共同施設税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地方税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家 屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	個人均等割 所得割
								197,116	11.4	
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	法人均等割 法人税割
								125,112	7.2	
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税
825	0.7	802	0.7	846	0.4	878	0.3	861	0.3	鉾 区 税 { 狩猟者登録税 (狩猟免許税) 法定外普通税
393		435		491		546		604		
635		520		645		317		48		
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		
15		2		1		1		15		
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	431	473	0.0	0.0		
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	入 猟 税 計
										市町村税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉾 産 税 木材引取税
2,497		2,628		2,709	2,711	2,595				
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356	2.7	1,469	3.0	1,646	3.3	1,869	3.9	2,047	4.0	入 湯 税 都市計画税 水利地益税 共同施設税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785		
302		297		290		306		300		
26		4		3		3		3		
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱区税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入猟税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事 業 税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592		530		993		961		1,029		鉱 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	(狩猟免許税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法定外普通税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧法による税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自動車取得税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽油引取税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	地
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	家 屋
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	償 却 資 産
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	純固定資産税小計
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	交 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	納 付 金
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	軽自動車税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	市町村たばこ消費税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電 気 税
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	(電気ガス税)
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	ガ ス 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	鉱 産 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	木 材 引 取 税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	特別土地保有税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	法定外普通税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		旧法による税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		入 湯 税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	事 業 所 税
265		257		267		282		294		都 市 計 画 税
-		-		-		-		-		水 利 地 益 税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	共 同 施 設 税
										計
8,154,841	-	9,564,091	-	11,005,216	-	12,237,054	-	14,031,511	-	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	( 個 人 分 )
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	( 法 人 分 )
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—



(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道府県民税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613		594		580		537		492		鉾区税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入猟税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市町村税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市町村民税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉾産税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入湯税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
釧 区 税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
釧 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	所 得 割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	法 人 均 等 割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	法 人 税 割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	利 子 割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	配 当 割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	( 個 人 分 )
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	( 法 人 分 )
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	自 動 車 税
332		327		331		332		鉦 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	42,884	0.3	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		4,430		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		1		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	計
								市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	所 得 割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	法 人 税 割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	鉦 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		22,427		22,689		入 湯 税
355,597		361,325		365,941		371,200		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	1,276,694	7.8	都 市 計 画 税
29		28		28		27		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	計
36,785,451	—	39,098,563	—	39,392,391	—	39,904,402	—	地 方 税

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度			
	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	
道府県税		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%	
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100									
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	160	542	828	139	907	101	1,006	102									
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108									
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111									
法人税割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107									
利子割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81									
配当割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101									
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102									
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101									
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
貨物割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119									
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101									
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99									
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97									
自動車取得税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105									
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102									
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104									
鉾区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97									
狩猟者登録税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96									
法定外税及る	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89									
旧法による																									
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74									
入猟税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96									
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102									
市町村税																									
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104									
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102									
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104									
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104									
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103									
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106									
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107									
地																									
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106									
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102									
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107									
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-									
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104									
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101									
電気	-	-	-	-	-	-	-	101	-	148	105	-	-	-	-	-									
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-									
ガス	-	-	-	-	-	-	-	80	-	153	99	-	-	-	-	-									
産	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97									
木材引取税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-									
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97									
法定外税及る	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51									
旧法による																									
入湯	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104									
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98									
都市計画	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106									
水利地	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100									
共同施設	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104									
地方税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103									

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入湯税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入湯税の合計値を100とした。

平成12年度			平成17年度			平成22年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			区 分		
指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比				
18,995	125	%	15,133	105	%	23,116	95	%	25,085	106	%	26,074	104	%	25,792	99	%	24,866	96	%	25,908	104	%	道府県税		
1,460	99		1,667	114		2,397	99		2,486	100		3,459	139		3,522	102		3,640	103		3,672	101		道府県民税		
1,187	97		1,116	104		2,239	93		2,314	101		2,337	101		2,374	102		2,421	102		2,456	101		個人均等割		
19,548	103		21,316	102		21,757	102		22,017	101		22,012	100		22,009	100		22,679	103		22,730	100		所得割		
554	109		658	114		489	113		553	101		651	118		556	85		480	86		487	101		法人均等割		
147	334		20	65		17	89		13	100		13	100		11	85		5	45		7	140		法人税割		
-	-		180	180		133	125		297	184		556	187		434	78		293	68		402	137		利子割		
-	-		238	238		44	92		473	1154		310	66		412	133		167	41		398	238		配当割		
5,139	105		6,099	113		3,025	84		3,544	113		3,976	112		4,596	116		5,289	115		5,205	98		株式等譲渡所得割		
1,105	97		1,069	100		912	90		899	102		924	103		961	104		981	102		1,003	102		事業税		
6,488	106		7,780	114		3,731	83		4,428	114		4,995	113		5,811	116		6,728	116		6,609	98		(個人分)		
99	102		100	98		104	109		104	104		122	117		195	160		184	94		186	101		(法人分)		
98	101		93	95		94	108		87	100		90	103		168	187		164	98		163	99		地方消費税		
103	107		144	109		162	112		212	116		319	150		362	113		313	86		325	104		譲渡割		
10,865	98		9,139	104		7,264	94		6,843	106		7,126	104		7,223	101		7,606	105		7,794	102		貨物割		
2,934	102		2,867	97		2,669	103		1,798	60		1,619	90		1,595	99		1,552	97		1,469	95		不動産取得税		
5,510	93		4,197	97		3,697	94		3,337	97		3,240	97		3,216	99		3,108	97		3,026	97		道府県たばこ税		
77	11		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		ゴルフ場利用税		
651	100		635	100		269	83		271	92		121	45		192	159		205	107		266	130		特別地方消費税		
20,954	96		18,843	99		15,928	101		16,368	102		16,235	99		16,043	99		16,193	101		16,462	102		自動車取得税		
22,471	101		22,322	102		20,574	98		20,051	99		19,819	99		19,649	99		19,548	99		19,619	100		軽油引取税		
100	99		86	100		83	100		73	94		70	96		69	99		70	101		70	100		自動車税		
511	98		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		鉦区税		
4,024	113		8,832	104		8,331	111		5,550	96		6,870	124		8,365	122		8,402	100		9,056	108		狩猟者登録税		
518	82		762	100		241	28		78	73		79	101		105	133		130	124		206	158		法定外税及び旧法による税		
415	99		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		道府県固定資産税		
-	-		385	98		292	94		247	94		232	94		146	63		138	95		133	96		入猟税		
10,598	107		10,354	105		9,538	96		10,046	104		10,665	106		12,255	115		12,318	101		12,510	102		狩猟税		
市町村税																										
11,116	98		11,028	106		11,829	96		12,402	101		12,926	104		12,910	100		12,945	100		13,109	101		市町村民税		
1,525	99		1,983	111		2,332	99		2,364	101		2,747	116		2,780	101		2,824	102		2,860	101		個人均等割		
11,892	96		11,127	104		13,273	92		13,709	101		13,850	101		14,064	102		14,341	102		14,548	101		所得割		
42,973	103		43,998	102		45,047	103		45,488	101		45,724	101		45,758	100		47,300	103		48,019	102		法人均等割		
11,495	106		13,246	114		9,937	112		11,225	101		13,067	116		12,286	94		11,448	93		11,506	101		法人税割		
8,189	97		8,027	101		8,117	101		7,837	101		7,942	101		7,930	100		8,056	102		8,175	101		固定資産税		
8,652	99		7,865	98		8,027	100		7,791	99		7,810	100		7,840	100		7,835	100		7,822	100		土地		
7,465	94		8,103	104		8,139	103		7,852	103		8,062	103		7,944	99		8,151	103		8,356	103		家屋		
8,431	99		7,676	99		7,790	98		7,464	100		7,500	100		7,646	102		7,868	103		8,082	103		償却資産		
8,191	108		9,194	109		9,199	101		8,613	99		8,918	104		8,704	98		8,620	99		8,414	98		交付金		
-	-		115	115		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		納付金		
6,119	105		7,417	104		8,696	102		9,265	103		9,553	103		9,807	103		11,675	119		12,174	104		軽自動車税		
4,500	100		4,397	97		4,097	103		5,114	111		4,943	97		4,869	99		4,738	97		4,485	95		市町村たばこ税		
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		電気		
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		ガス		
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		税		
90	97		90	110		101	89		112	98		114	102		120	105		107	89		100	93		鉦産税		
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		木材引取税		
39	89		4	57		3	150		1	100		2	200		3	150		7	233		1	14		特別土地保有税		
51	90		300	120		339	127		346	115		323	93		331	102		311	94		385	124		法定外税及び旧法による税		
6,680	101		6,962	101		6,385	98		6,303	101		6,392	101		6,498	102		6,408	99		6,482	101		入湯税		
404	101		371	102		411	100		435	100		444	102		451	102		457	101		463	101		事業所税		
41,854	96		39,156	100		39,869	102		38,956	101		39,502	101		39,518	100		40,065	101		40,543	101		都市計画税		
49	98		17	58		11	92		9	100		9	100		9	100		9	100		8	89		水利地益税		
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		共同施設税		
8,515	98		8,351	103		8,655	99		8,787	101		9,001	102		8,990	100		9,077	101		9,174	101		計		
9,318	101		9,123	104		8,995	98		9,273	103		9,643	104		10,249	106		10,326	101		10,460	101		地方税		

3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。

5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

6 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

## 12 地方主要税目の納税義務者数の推移

### (1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	区 分	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割	均 等	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成30年度にお  
2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条  
3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の  
以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。  
4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

### (2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事業種	所得稅課稅者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得稅失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事業種	所得稅課稅者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得稅失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事業種	所得稅課稅者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得稅失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、平成29年度においては速報値である。

### (3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法人通	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特別法人等	特別法人	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	公益法人等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	人格なき社団等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	清算法人	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課税法人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、平成29年度においては速報値である。  
2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。  
3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

### (4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	法 人	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
税 割	法 人	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固定資産税	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成30年度においては速報値である。



12	17	22	25	26	27	28	29	30
46,570,162人	55,400,971人	59,359,667人	59,914,066人	60,283,084人	60,589,276人	61,500,375人	62,299,242人	63,045,227人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,353,692	55,581,652	55,877,140	56,791,365	57,592,662	58,279,526

いては速報値である。  
例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。  
非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年1  
年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	22	25	26	27	28	29
1,030,237人	909,915人	684,352人	712,202人	736,303人	766,012人	776,364人	785,290人
32,695	21,033	20,950	18,582	18,552	16,333	15,976	16,722
1,062,932	930,948	705,302	730,784	754,855	782,345	792,340	802,012
1,355人	1,021人	898人	1,016人	1,273人	1,357人	1,592人	1,499人
81	34	20	23	22	23	13	22
1,436	1,055	918	1,039	1,295	1,380	1,605	1,521
194,654人	181,613人	159,715人	162,526人	164,094人	170,487人	176,615人	182,790人
6,450	4,406	5,151	4,685	4,713	4,115	4,251	4,501
201,104	186,019	164,866	167,211	168,807	174,602	180,866	187,291
1,265,472	1,118,022	871,086	899,034	924,957	958,327	974,811	990,824

12	17	22	25	26	27	28	29
122,128人	126,662人	128,048人	129,488人	131,049人	133,850人	136,002人	137,999人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,357,908	2,373,487	2,399,020	2,418,852	2,440,865
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,487,396	2,504,536	2,532,870	2,554,854	2,578,864
87,289人	89,462人	92,726人	93,468人	94,348人	95,611人	96,700人	97,491人
31,792	43,080	52,503	56,532	57,956	59,490	61,494	64,807
7,158	12,151	12,820	13,225	13,921	16,036	18,519	19,782
30,692	34,111	37,272	33,285	33,066	33,923	34,993	36,081
	416						
149人	142人	186人	213人	259人	301人	389人	506人
950	1,218	1,674	2,563	3,833	6,260	8,543	10,756
1,099	1,360	1,860	2,776	4,092	6,561	8,932	11,262
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,686,682	2,707,919	2,744,491	2,775,492	2,808,287

12	17	22	25	26	27	28	29	30
3,563,841人	3,670,576人	3,741,322人	3,710,048人	3,734,395人	3,770,523人	3,823,392人	3,886,264人	3,942,199人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,590,377	3,604,716	3,653,441	3,691,005	3,749,299	3,801,657
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,133,904	48,425,990	48,610,079	48,797,424	49,033,269	49,365,589

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成30年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成30年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 平成30年4月1日現在の所得割超過税率採用団体  
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 平成30年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体  
名古屋市7.7%(平成24年度より5.7%としていたが、平成30年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乘せ)  
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1、2に同じ。

(注) 2 平成30年4月1日現在の均等割超過税率採用団体  
横浜市4,400円(平成21年度から)

(注) 3 平成30年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体  
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		9.8% ~10.5%	10.6% ~11.3%	11.4% ~12.0%	12.1%				
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	91	3	8	4	234	249	150	490	
人口5万未満の市	77	5	5	3	167	180	17	274	
町 村	552	7	12	16	312	347	28	927	
合 計	722	15	25	23	718	781	215	1,718	
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円~ 54,900円	55,000円~ 57,900円	58,000円~ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	369	—	1	—	120	121	—	490
人口5万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,341	1	2	—	373	376	—	1,718
構 成 比	0.1%	78.1%	0.1%	0.1%	0.0%	21.7%	21.9%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円				
人口50万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	362	—	2	—	126	128	—	490	
人口5万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274	
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927	
合 計	1	1,334	1	3	—	379	383	—	1,718	
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.3%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第3号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円			
人口50万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	361	—	1	—	128	129	—	490
人口5万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,332	1	2	—	382	385	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第312条第1項第4号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円			
人口50万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	361	—	1	—	128	129	—	490
人口5万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,332	1	2	—	382	385	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円			
人口50万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口5万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490	
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274	
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927	
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率				超過課税				計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	—	—	17
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	454	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	34	7.0	489	100.0	230		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	35	7.2					
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	224	81.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	17.5	275	100.0	200		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	51	18.5					
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	52	5.6	927	100.0	310		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	67	7.2					
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	134	7.8	1,719	100.0	757		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	153	8.9					

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度決算	昭和49年度決算		昭和50年度決算		昭和55年度決算		昭和60年度決算		昭和61年度決算		昭和62年度決算		昭和63年度決算		平成元年度決算		平成2年度決算		
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税																				
法人税割	該当	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	
事業税		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	
法人自動車税	なし		(該当なし)	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	

税目	平成13年度決算	平成14年度決算		平成15年度決算		平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度決算		平成20年度決算		平成21年度決算		平成22年度決算		
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税																				
個人均等割	-	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	
法人均等割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985
法人税割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400
事業税																				
法人自動車税	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702
自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8
合計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。  
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。  
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度決算見込
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	300,880	306,732	313,182
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,683	1,691	1,676
所得割	75	70	67	69	69	69	69	70	51	50
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	16,356	16,389	16,426
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	282,770	288,601	295,030
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	35,120	35,496	35,584
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	10,249	10,127	10,293
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	15,471	15,747	15,559
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,401	9,622	9,732
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	433	492	337
釵産税	8	9	10	10	9	10	11	9	9	8
入湯税	23	23	24	23	23	23	23	22	34	33
合計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	336,465	342,762	349,144

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

  

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度決算見込
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	631,022	677,194

(単位 百万円)

平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		税 目
団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税 法人税割
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	合計

平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算		平成27年度 決算		平成28年度 決算		平成29年度 決算		平成30年度 決算見込		税 目
団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230	35	21,987	37	23,878	37	24,361	37	24,261	道府県民税 個人均等割
1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488	1	2,563	1	2,609	1	2,647	1	2,740	所得割
31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022	35	10,122	35	10,309	35	10,345	35	10,318	法人均等割
46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342	46	109,483	46	118,199	46	119,318	46	134,278	法人税割 事業税 法人
8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806	8	142,486	8	160,021	8	131,589	8	156,453	自動車税
1	13	1	14	1	20	1	43	-	-	-	-	-	-	-	-	合計
-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932	-	286,640	-	315,016	-	288,260	-	328,050	

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	鉱産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合計

15 法定外税の実施状況（平成30年度）

(1) 道府県法定外普通税

平成31年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H27.4.1) 1,021
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H28.11.10) 9,882
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③250円/kg(3か月)	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H31.1.16) 921
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②44,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③500円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H26.4.1) (※) ③についてはH31.4.1施行予定 1,766
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			(※) ③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	(※) ③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			(※) ③500円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 705
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,600円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (H30.6.1) 1,219
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.21施行 (H30.6.21) 0
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②7,000円/千kW(3か月)	



No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S59.11.15施行 (H26.11.15) 3,210
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②33,000円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H30.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H29.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H26.4.1) 1,206
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m <sup>3</sup>	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m <sup>3</sup>	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m <sup>3</sup>	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①44,600円/kg	H3.9.28施行 (H26.4.1) 20,044
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②9,000円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の13	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥64,000円/m <sup>3</sup>	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,969,500円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成31年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (H28. 3. 31)  524
2	神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57. 4. 1施行 (H29. 4. 1)  5
3	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の 自動車…100円 乗車定員10人超29人以下 の自動車…300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15. 5. 23施行 (H30. 5. 23)  87
4	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	270,000円/体	H15. 11. 1施行 (H31. 1. 5)  420
5	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30. 4. 1施行   (平年度見込額 309)
6	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行   441
7	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 (H30. 3. 30)  413

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 愛媛県伊方町使用済核燃料税(平成30年4月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

## (3) 道府県法定外目的税

平成31年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行  457
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行  494
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1)  508
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1)  9
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行  89
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行  79
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行  207
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行  25

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  139
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  221
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  143
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  91
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1)  443
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1)  291
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  182
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  103
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  76

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  295
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  155
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  271
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  102
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行  476
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行  529
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行  33
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  788
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  149

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン  (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行  235
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円  ※平成32年7月1日から同年9月30日までの3ヶ月の間に行われた宿泊に対しては、課税を停止	H14.10.1施行  2,361
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業)、国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満…100円 (※) H31.6.1以後 7千円以上15千円未満…100円 15千円以上20千円未満…200円 20千円以上…300円	H29.1.1施行  (※) 税率の( )部分については、 H31.6.1施行予定  771
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車…300円/回	H15.4.1施行  12

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

## (4) 市町村法定外目的税

平成31年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行  8
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋 立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1施行  632
3	新潟県 柏崎市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	保管する使用済核燃料の重 量(使用済核燃料に係る原 子核分裂をさせる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料を保管 する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行  575
4	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	500円/kg	H29.4.1施行  416
5	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行  4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行  3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行  14
8	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H30.4.1施行  (平年度見込額 10)
9	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/m <sup>2</sup>	H28.7.1施行  47

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
10	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円  20千円以上50千円未満 …500円  50千円以上 …1,000円  (修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行  (平年度見込額 4,560)
11	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円  20千円以上 …500円	H31.4.1施行予定  (平年度見込額 720)

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 沖縄県座間味村美ら島税(平成30年4月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。  
○ 京都府京都市宿泊税(平成30年10月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。  
○ 石川県金沢市宿泊税(平成31年4月1日施行予定)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。



16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成29年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税収入		地方交付税		国県支出金		地方債		その他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	980,748	292,400	29.8	105,995	10.8	265,992	27.1	104,097	10.6	212,264	21.6
仙台	520,511	191,159	36.7	27,069	5.2	107,269	20.6	48,855	9.4	146,160	28.1
さいたま	533,213	233,981	43.9	7,560	1.4	108,573	20.4	62,734	11.8	120,366	22.6
千葉	442,271	177,690	40.2	13,400	3.0	90,249	20.4	40,200	9.1	120,732	27.3
横浜	1,705,236	727,141	42.6	24,972	1.5	374,637	22.0	159,230	9.3	419,255	24.6
川崎	700,799	311,186	44.4	470	0.1	151,093	21.6	53,770	7.7	184,279	26.3
相模原	292,559	114,350	39.1	13,580	4.6	69,582	23.8	27,486	9.4	67,560	23.1
新潟	407,247	120,943	29.7	53,540	13.1	86,747	21.3	61,252	15.0	84,766	20.8
静岡	314,840	126,891	40.3	15,856	5.0	68,198	21.7	40,248	12.8	63,646	20.2
浜松	337,091	131,831	39.1	22,456	6.7	70,015	20.8	37,357	11.1	75,431	22.4
名古屋	1,164,858	516,297	44.3	9,948	0.9	246,811	21.2	70,334	6.0	321,468	27.6
京都	764,305	255,710	33.5	64,849	8.5	184,051	24.1	86,990	11.4	172,705	22.6
大阪	1,742,817	675,404	38.8	52,770	3.0	473,767	27.2	117,973	6.8	422,904	24.3
堺	401,828	134,355	33.4	29,960	7.5	118,759	29.6	50,447	12.6	68,306	17.0
神戸	834,311	273,490	32.8	68,754	8.2	194,288	23.3	97,120	11.6	200,659	24.1
岡山	329,342	115,431	35.0	31,176	9.5	74,775	22.7	37,387	11.4	70,573	21.4
広島	611,538	209,762	34.3	42,804	7.0	154,311	25.2	76,536	12.5	128,125	21.0
北九州	556,353	157,450	28.3	61,727	11.1	133,971	24.1	71,244	12.8	131,962	23.7
福岡	868,018	293,380	33.8	38,217	4.4	198,126	22.8	80,268	9.2	258,027	29.7
熊本	422,783	99,416	23.5	45,347	10.7	141,782	33.5	62,784	14.9	73,455	17.4
計	13,930,667	5,158,267	37.0	730,448	5.2	3,312,997	23.8	1,386,311	10.0	3,342,644	24.0

- （注） 1 普通会計における決算額である。  
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円  前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、  
鉾区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に  
あっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1月 1日以後に支払を 受けるべき退職手 当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0%  (2) 短期譲渡所得 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円  (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額  (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6%  (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合の 当該2,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額と の合計額を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税 率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街区区域農地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
- 2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26 万円		28 万円
控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円	同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
均等割 標準税率 年額 700 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額 の 2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金 額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を 超える場合 80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万 円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優 良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130 万円以下の金額 2% 130 万円を超える金額 3% 260 万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和 63~平成 3 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。  
 5 昭和 63 年度欄については、昭和 62 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%  (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ㊦ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である 場合 2% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) ㊦ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ㊦ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。  
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又は昭



3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

(注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。  
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。  
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ㊦又は㊧のいずれか多い金額 ㊦ 3% ㊧ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ㊦又は㊧のいずれか多い金額 ㊦ 3% ㊧ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ㊨ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ㊦又は㊧のいずれか多い金額 ㊦ 3% ㊧ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族                    1人    45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超 える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日 までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の 上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

(注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。

3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その7.5%相当額（7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正による。）。平成19年度分以降については定率減税を廃止する（平成18年度改正による。）。

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した 特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉 徴収を選択した特定口座)内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。  
2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。  
3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。



24	25	26
<p>同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止          特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止          同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割          退職所得に係る 10%税額控除の廃止          (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割          上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率          (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)          1.2%          (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率          (平成 25 年度～平成 26 年度)          1.2%</p>	<p>均等割          標準税率          (平成 26 年度～平成 35 年度)          年額 1,500 円          [ 本則税率 年額 1,000 円に          年額 500 円を加算した額 ]</p> <p>所得割          (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率          長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得          (～平成 29 年度)          (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合          1.6%          (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合          32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額          (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率          特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割          上場株式等の配当所得に係る税率          5%          (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割          源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率          5%          (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成32年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成32年3月31日までの譲渡)</p>

(注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。  
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	31
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については 4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 32 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、平成 32 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 平成 31 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	33
基礎控除	<p>43万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p>[ 基礎控除の額 43、29、15万円 ]</p>
配偶者控除	<p>同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
扶養控除	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>
税率	

(注) 1 平成33年度欄については、平成30年度改正によるものである。



② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額  法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額  法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額  法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	31
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事 業年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行  (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。





## 2. 事業税

### ① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務の うち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及 び第 3 種事業 6% 第 3 種事業の うち助産婦業 等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者 控 除 等				特別所得税が事 業税の第 3 種事 業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者 控 除 等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。  
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有す る法人で資本又 は出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20	
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.8%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.5%</p> <p>年800万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。(標準税率の1.2倍)</p>	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本又は出資の金額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 (3.8%)</p> <p>年400万円超800万円以下 (5.5%)</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 (5.5%)</p> <p>2.9%</p> <p>(7.2%)</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>(7.2%)</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 (5%)</p> <p>3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p> <p>(1.3%)</p>
	そ の 他	<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用 下段( )内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48%		付加価値割 0.48%	
資本割 0.2%		資本割 0.2%	
所得割	所得割	所得割	所得割
年 400 万円以下 1.5% (3.8%)	年 400 万円以下 2.7% (5%)	年 400 万円以下 2.2% (3.8%)	年 400 万円以下 3.4% (5%)
年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)	年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)
年 800 万円超 2.9% (7.2%)	年 800 万円超 5.3% (9.6%)	年 800 万円超 4.3% (7.2%)	年 800 万円超 6.7% (9.6%)
3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)
	特別法人		特別法人
	所得割		所得割
	年 400 万円以下 2.7% (5%)		年 400 万円以下 3.4% (5%)
	年 400 万円超 3.6% (6.6%)		年 400 万円超 4.6% (6.6%)
	[ 一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%) ]		[ 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%) ]
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)
	[ 一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%) ]		[ 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%) ]
	収入金額課税法人		収入金額課税法人
	収入割 0.7% (1.3%)		収入割 0.9% (1.3%)
<p>※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 ( ) 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>		<p>※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 ( ) 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	31 (改正案による)	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 3.5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 800 万円超 7%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7%
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 1%	特別法人
				所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
			年 400 万円超 4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			収入金額課税法人	
			収 入 割 1%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段 ( ) 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 ( ) 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

(注) 平成 31 年度欄については、平成 31 年度改正案によるものである。



## 法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業員の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業員の数		各月の延従業員の数を期 末現在の従業員の数とし た。	資本金が1億円以上の法人の 本社管理部門の従業員数に ついては1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人 の本社管理部門の従業員 数については1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業員の数	軌道の延長キロメートル 数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年度	17	29
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業員の数	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				本社管理部門の従業員数 1/2 措置を廃止	
製造業			資本金 1 億円以上の法人 の工場の従業員数につい ては1.5 倍	本社管理部門の従業員数 1/2 措置を廃止	
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	1/2 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/2 を固定資産の 価額	3/4 を発電所の固定資産 の価額 他の 1/4 を固定資産の価 額 ※激変緩和のため経過措 置を講じた。			(発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価 額 他の 1/4 を固定資産の価額 (送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線 路の電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業員の数  昭和 57 年度改正で設けられ た経過措置を廃止

### 3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。  
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。  
 3 平成31年度欄については、平成28年11月改正によるものである。  
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	31
(清算基準) 基幹統計（商業統計・ 経済センサス活動調査） ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (平成 31 年 10 月～)

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10%  (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10%  (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェ ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10%  (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

## 5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から4分の 1に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年6月 30日まで3年間延 長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日か ら平成14年12月 31日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2分の1とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成16年6月30 日まで3年間延長 された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15 年1月1日から平成17年12月31日まで に行われた場合においては課税標準を価格 の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成33年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成33年3月31日まで延長する。</p>

## 6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 [ただし、昭和61年5月から 昭和62年3月までの間に行わ れた売渡し等分については、 特例措置として、1,000本に つき160円を加算。]

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税 率 等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

年度 項目	平成32年度	33
税 率 等	平成32年10月1日以降 の売渡し等分 税率 1,000本につき1,000円	平成33年10月1日以降 の売渡し等分 税率 1,000本につき1,070円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。  
3 平成32年度欄については、平成30年度改正によるものである。  
4 平成33年度欄については、平成30年度改正によるものである。



62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	31
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	平成31年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円
		平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	

5 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正案によるものである。

6 平成31年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとされていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに段階的に移行することとしている。

## 7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して 3 分の 1 を交付

## 8. 自動車取得税

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円  (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対 しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円  (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円  (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円  利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円  (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。  (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。  (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円  (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	31
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	平成31年10月1日に自動車取得税を廃止。

## 9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税 率 等	<p>平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。</p> <p>揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に還元することとされた。</p>	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫 定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日まで の間適用する暫定税率 が1キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

## 10. 自動車税

### ①環境性能割（平成31年10月1日～）

年度 項目	平成31年度（改正案による）			
税 率 等	自動車税環境性能割の導入 平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。                 </div>			
	〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税	非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車	平成32年度燃費基準+20%達成		
		平成32年度燃費基準+10%達成	100分の1	
		平成32年度燃費基準達成	100分の2	100分の0.5
		平成27年度燃費基準+10%達成	100分の3	100分の1
上記以外の車	100分の2			
（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。				
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

（注）平成31年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、平成31年度改正案によるものである。



②種別割（平成31年10月1日～）（平成31年9月30日まで自動車税）

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			普通自動車 3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				



40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス 乗車定員40人超50人以下 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成14年度	18																																																																																																																																																												
税率等	<p>トラック（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1トン以下</td><td>6,500円</td> <td>5トン超6トン以下</td><td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>1トン超2トン以下</td><td>9,000円</td> <td>6トン超7トン以下</td><td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>2トン超3トン以下</td><td>12,000円</td> <td>7トン超8トン以下</td><td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>3トン超4トン以下</td><td>15,000円</td> <td>8トン超</td><td>29,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4トン超5トン以下</td><td>18,500円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1トン以下</td><td>8,000円</td> <td>5トン超6トン以下</td><td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>1トン超2トン以下</td><td>11,500円</td> <td>6トン超7トン以下</td><td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>2トン超3トン以下</td><td>16,000円</td> <td>7トン超8トン以下</td><td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>3トン超4トン以下</td><td>20,500円</td> <td>8トン超</td><td>40,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4トン超5トン以下</td><td>25,500円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>7,500円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>15,100円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>10,200円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>20,600円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>被けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>3,900円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で8トン以下のもの</td><td>7,500円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で8トン超のもの</td><td>7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>5,300円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で8トン以下のもの</td><td>10,200円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で8トン超のもの</td><td>10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額</p> <table border="0"> <tr> <td></td><td>営業用</td><td></td><td>自家用</td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td><td>3,700円</td> <td>1リットル以下</td><td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>1リットル超1.5リットル以下</td><td>4,700円</td> <td>1リットル超1.5リットル以下</td><td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td><td>6,300円</td> <td>1.5リットル超</td><td>8,000円</td> </tr> </table> <p>バス（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">一般乗合用</td> <td colspan="2">一般乗合用以外</td> </tr> <tr> <td>30人以下</td><td>12,000円</td> <td>30人以下</td><td>26,500円</td> </tr> <tr> <td>30人超40人以下</td><td>14,500円</td> <td>30人超40人以下</td><td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>40人超50人以下</td><td>17,500円</td> <td>40人超50人以下</td><td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超60人以下</td><td>20,000円</td> <td>50人超60人以下</td><td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>60人超70人以下</td><td>22,500円</td> <td>60人超70人以下</td><td>50,500円</td> </tr> <tr> <td>70人超80人以下</td><td>25,500円</td> <td>70人超80人以下</td><td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>80人超</td><td>29,000円</td> <td>80人超</td><td>64,000円</td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>30人以下</td><td>33,000円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>30人超40人以下</td><td>41,000円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>40人超50人以下</td><td>49,000円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>50人超60人以下</td><td>57,000円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>60人超70人以下</td><td>65,500円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>70人超80人以下</td><td>74,000円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>80人超</td><td>83,000円</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円	1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円	2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円	3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	4トン超5トン以下	18,500円			1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円	1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円	2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円	3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	4トン超5トン以下	25,500円			小型自動車	7,500円			普通自動車	15,100円			小型自動車	10,200円			普通自動車	20,600円			小型自動車	3,900円			普通自動車で8トン以下のもの	7,500円			普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額			小型自動車	5,300円			普通自動車で8トン以下のもの	10,200円			普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額				営業用		自家用	1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円	1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円	1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円	一般乗合用		一般乗合用以外		30人以下	12,000円	30人以下	26,500円	30人超40人以下	14,500円	30人超40人以下	32,000円	40人超50人以下	17,500円	40人超50人以下	38,000円	50人超60人以下	20,000円	50人超60人以下	44,000円	60人超70人以下	22,500円	60人超70人以下	50,500円	70人超80人以下	25,500円	70人超80人以下	57,000円	80人超	29,000円	80人超	64,000円	30人以下	33,000円			30人超40人以下	41,000円			40人超50人以下	49,000円			50人超60人以下	57,000円			60人超70人以下	65,500円			70人超80人以下	74,000円			80人超	83,000円			<p>制限税率が引き上げられた。 (標準税率の1.5倍)</p>
	1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円																																																																																																																																																										
	1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円																																																																																																																																																										
	2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円																																																																																																																																																										
	3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額																																																																																																																																																										
	4トン超5トン以下	18,500円																																																																																																																																																												
	1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円																																																																																																																																																										
	1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円																																																																																																																																																										
	2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円																																																																																																																																																										
	3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額																																																																																																																																																										
	4トン超5トン以下	25,500円																																																																																																																																																												
	小型自動車	7,500円																																																																																																																																																												
	普通自動車	15,100円																																																																																																																																																												
	小型自動車	10,200円																																																																																																																																																												
	普通自動車	20,600円																																																																																																																																																												
	小型自動車	3,900円																																																																																																																																																												
	普通自動車で8トン以下のもの	7,500円																																																																																																																																																												
	普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額																																																																																																																																																												
	小型自動車	5,300円																																																																																																																																																												
	普通自動車で8トン以下のもの	10,200円																																																																																																																																																												
	普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額																																																																																																																																																												
		営業用		自家用																																																																																																																																																										
	1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円																																																																																																																																																										
	1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円																																																																																																																																																										
	1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円																																																																																																																																																										
一般乗合用		一般乗合用以外																																																																																																																																																												
30人以下	12,000円	30人以下	26,500円																																																																																																																																																											
30人超40人以下	14,500円	30人超40人以下	32,000円																																																																																																																																																											
40人超50人以下	17,500円	40人超50人以下	38,000円																																																																																																																																																											
50人超60人以下	20,000円	50人超60人以下	44,000円																																																																																																																																																											
60人超70人以下	22,500円	60人超70人以下	50,500円																																																																																																																																																											
70人超80人以下	25,500円	70人超80人以下	57,000円																																																																																																																																																											
80人超	29,000円	80人超	64,000円																																																																																																																																																											
30人以下	33,000円																																																																																																																																																													
30人超40人以下	41,000円																																																																																																																																																													
40人超50人以下	49,000円																																																																																																																																																													
50人超60人以下	57,000円																																																																																																																																																													
60人超70人以下	65,500円																																																																																																																																																													
70人超80人以下	74,000円																																																																																																																																																													
80人超	83,000円																																																																																																																																																													

年度 項目	平成31年度（改正案による）
税率等	自動車税環境性能割の導入に伴い、平成31年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。
	平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。
	乗用車
	自家用
	1リットル以下
	25,000円
	1リットル超1.5リットル以下
	30,500円
	1.5リットル超2リットル以下
	36,000円
	2リットル超2.5リットル以下
	43,500円
	2.5リットル超3リットル以下
	50,000円
3リットル超3.5リットル以下	
57,000円	
3.5リットル超4リットル以下	
65,500円	
4リットル超4.5リットル以下	
75,500円	
4.5リットル超6リットル以下	
87,000円	
6リットル超	
110,000円	

(注) 平成31年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、平成31年度改正案によるものである。

## 自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税 率 等	軽 減 (平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度))	軽 減 (平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成
	} 標準税率より概ね 50%軽減	} 標準税率より概ね 50%軽減
	☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 13%軽減	
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車
	} 標準税率より概ね 10%重課	} 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。  
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。  
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車  
 4 ☆☆☆は " 50%以上 "  
 5 ☆☆☆は " 25%以上 "  
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税 率 等	軽 減 (平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成
	} 標準税率より概ね 50%軽減	} 標準税率より概ね 50%軽減
	" 25%軽減	
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車
	} 標準税率より概ね 10%重課	} 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。  
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。  
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
<p>軽 減 (平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 22 年度燃費基準達成 ★★★ かつ平成 22 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>" 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +20%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>" 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。  
8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。  
9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車  
10 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
<p>軽 減 (平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 " 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 +20%達成 (平成 32 年度燃費基準達成車)</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成 (平成 32 年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成</p> <p>" 50%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。  
5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。  
6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準 +30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。  
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。  
3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

34 (改正案)

軽 減

〔平成33年度・34年度新車新規登録分(自家用乗用車)が対象〕  
(軽減は登録の翌年度)

電気自動車

天然ガス自動車

(平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は  
平成30年排出ガス規制に適合しているもの)

プラグインハイブリッド自動車

クリーンディーゼル乗用車

} 標準税率より概ね75%軽減

※ 平成31年度・32年度新車新規登録分は平成30年度新車新規登録分  
と同様の措置

(注) 平成34年度欄については、平成31年度改正案によるものである。

## 11. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>

年度 項目	昭和58年度	平成14年度	16
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、</p> <p>甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)</p>	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。</p> <p>1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>



38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉾区税について、石油又は天然ガスの鉾区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ3分の2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉾区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 2 倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。  1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。  1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

31 (改正案による)
対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が 5 年度間延長された。

(注) 平成 31 年度欄については、平成 31 年度改正案によるものである。

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 // 3.7% 15 万円 // 4.5% 30 万円 // 5.2% 50 万円 // 6.0% 80 万円 // 6.7% 120 万円 // 7.5% 200 万円 // 8.2% 300 万円 // 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 // 5.0% 12 万円 // 6.4% 20 万円 // 8.1% 35 万円 // 10.0% 50 万円 // 12.3% 80 万円 // 15.0% 120 万円 // 18.3% 160 万円 // 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 } 本文 } (3) 第二課税方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 を超える金額 3% 10万円 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p> <p>(4) 第三課税方式 } 本文 } (5) 第三課税方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受け るべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の110% 相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族 1人 10万円 配偶者がいない場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3)みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者が不在の場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者が不在の場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円  制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。  
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。  
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22万円	
22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1)人口50万以上の市 年額 2,000円</p> <p>(2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,500円</p> <p>(3)その他の市町村 年額 1,000円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600円</p> <p>(2) 年額 2,000円</p> <p>(3) 年額 1,400円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30万円以下の金額 2%</p> <p>30万円を超える金額 3%</p> <p>45万円 " 4%</p> <p>70万円 " 5%</p> <p>100万円 " 6%</p> <p>130万円 " 7%</p> <p>230万円 " 8%</p> <p>370万円 " 9%</p> <p>570万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>2,900万円 " 13%</p> <p>4,900万円 " 14%</p> <p>(2)土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>㊦ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>㊧ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合</p> <p>160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度)</p> <p>㊦ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>㊧ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合</p> <p>136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合</p> <p>160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の金額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円  所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。  
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。



61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1)120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ)長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2)資産合算課税制度の廃止 (A) (3)超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。  
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31万円		
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円		
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 〃 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成10年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成9年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成3年12月31日まで の譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成4年1 月1日から平成5年3月31日までの譲 渡に係る分は5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額か ら6,000万円を控除した金額の3.4%に 相当する金額との合計額

3 平成4年度欄及び平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額か ら4,000万円を控除した金額の6%に 相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。  
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。  
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%  200万円を超える金額 8%  700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 9%</p> <p>㊷ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 12%</p> <p>㊷ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊶ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>㊷ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 9%</p> <p>㊷ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割 制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。  
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。



21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。  
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額 3,500円 〔本則税率 年額3,000円に〕 年額500円を加算した額〕  所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成29年3月31日までの譲渡)

- (注) 1 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
- 2 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
- 3 平成26年度欄において、均等割については、平成23年度改正(平成23年12月)によるもの、その他の記載については、平成26年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで  (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成32年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成32年3月31日までの譲渡)</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	31
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8% (ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 32 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、平成 32 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。  
2 平成 31 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

33
<p style="text-align: center;">43万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p>[ 基礎控除の額 43、29、15万円 ]</p>
<p>同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>

(注) 1 平成33年度欄については、平成30年度改正によるものである。

## ② 法人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率（制限税率）	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円(4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率（制限税率）	均等割 標準税率（制限税率）	均等割 標準税率（制限税率）
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 ( 560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 ( 560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 ( 134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 ( 134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円 ( 270,000 円)
	(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 ( 40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 ( 40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 ( 100,000 円)

42	45	49	51	52
<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円)</p> <p>(2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)</p>	<p>法人税割 標準税率 9.1%</p>	<p>法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)</p>

59	平成6年度	14	18
<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>	<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円</p>	<p>均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>	<p>均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	31
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7%</p> <p>制限税率 12.1%</p> <p>※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割 標準税率 6.0%</p> <p>制限税率 8.4%</p> <p>※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>





## 2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m <sup>2</sup> 以下の住宅用地 (200 m <sup>2</sup> を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m <sup>2</sup> までの住宅用地) について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。  
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。  
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。  
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。</li> <li>商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。</li> <li>商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。</li> <li>・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。</li> </ul> <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。</li> <li>・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>

30
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。</li> <li>・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> <li>・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。</li> <li>・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。</li> </ul>

### 3. 軽自動車税

#### ①環境性能割（平成31年10月1日～）

年度 項目	平成31年度（改正案による）			
税率等	軽自動車税環境性能割の導入 平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。）			
	[乗用車]			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）	平成32年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		平成32年度燃費基準達成	100分の1	100分の0.5
		平成27年度燃費基準+10%達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車		100分の2	100分の2
	（注）ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。			

(注) 平成31年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、平成31年度改正案によるものである。





② 種別割（平成 31 年 10 月 1 日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（平成 31 年 9 月 30 日まで））

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税率等	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度	27	28	31
税率等	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の 1.5 倍）	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 2,000 円 50cc～90cc 年額 2,000 円 90cc 超 年額 2,400 円 ミニカー 年額 3,700 円 (2) 二輪の軽自動車（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000 円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、平成 31 年 10 月 1 日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。  
 2 平成 28 年度欄については、平成 27 年度改正によるものである。  
 3 平成 31 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車  50cc以下 年額 650円  50cc～90cc 年額 1,000円  90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車  二輪のもの  (側車付のものを含む。)  年額 2,000円  三輪のもの 年額 2,600円  四輪以上のもの  乗用  営業用 年額 5,200円  自家用 年額 5,900円  貨物用  営業用 年額 2,900円  自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車  年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。  (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車  50cc以下 年額 700円  50cc～90cc 年額 1,100円  90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車  二輪のもの  (側車付のものを含む。)  年額 2,200円  三輪のもの 年額 2,850円  四輪以上のもの  乗用  営業用 年額 5,200円  自家用 年額 6,500円  貨物用  営業用 年額 2,900円  自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車  年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車  50cc以下 年額 1,000円  50cc～90cc 年額 1,200円  90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車  二輪のもの  (側車付のものを含む。)  年額 2,400円  三輪のもの 年額 3,100円  四輪以上のもの  乗用  営業用 年額 5,500円  自家用 年額 7,200円  貨物用  営業用 年額 3,000円  自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車  年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車  (イ) 50cc以下  ((ニ)に掲げるものを除く。)  年額 1,000円  (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc  年額 1,200円  (ハ) 二輪のもので、90cc超  年額 1,600円  (ニ) 三輪以上のもので、20cc超  (ミニカー)  年額 2,500円</p>

## 軽自動車税の税率の特例

年度 項目	28	29	30
税率等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減）
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車		電気軽自動車 天然ガス軽自動車
	★★★★かつ平成 32 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、平成 27 年度燃費基準+35%以上達成）		★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、平成 27 年度燃費基準+35%以上達成）
	★★★★かつ平成 32 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、平成 27 年度燃費基準+15%以上達成）		★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、平成 27 年度燃費基準+15%以上達成）
軽四輪等に対する経年車重課の導入			
最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等			

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。  
 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。  
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上低減達成車。  
 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

年度 項目	34 (改正案による)
税率等	自家用乗用車を対象に、平成 33 年度・34 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減。
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車
	※ 平成 31 年度・32 年度新規取得分は平成 30 年度新規取得分と同様の措置

- (注) 平成 34 年度欄については、平成 31 年度改正案によるものである。



#### 4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	31	32	33
税 率	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	平成31年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	平成32年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	平成33年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。  
 3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。  
 4 平成31年度欄については、平成30年度改正によるものである。  
 5 平成32年度欄については、平成30年度改正によるものである。  
 6 平成33年度欄については、平成30年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとしていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに段階的に移行することとしている。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25	28	29
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止



43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6%  免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

## 7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

## 8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 m <sup>2</sup> を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m <sup>2</sup> までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。  
2 平成 6 年度欄 ((3) の ( ) 内を除く) については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

## 9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和25年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が1万5千円から3万円に引き上げられた。	課税限度額が5万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の90%とされた。	標準課税総額が80%とされた。	標準課税総額が75%とされた。  低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。

年度 項目	昭和57年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が27万円に引き上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が35万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

年度 項目	平成7年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が52万円に引き上げられた。	課税限度額が53万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税総額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ53万円、7万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が56万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税総額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が12万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。  
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。  
 3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28	30
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が58万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
課税標準 総額等	<p>1 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</li> <li>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</li> <li>財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</li> <li>国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</li> <li>保険事業に要する費用の額</li> <li>その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額</li> </ul> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額</li> <li>国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額</li> <li>国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額</li> <li>その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額</li> </ul> <p>2 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額</li> <li>その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額</li> </ul> <p>3 標準介護納付金課税総額が①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額</li> <li>その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額</li> </ul>

年度 項目	平成 31 年度 (改正案による)
課税標準 総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。  
2 平成 31 年度欄については、平成 31 年度改正案によるものである。



10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44	48
税 率 等	<p>鉱 産 税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10%</p> <p>10~50円</p> <p>接 客 人 税 1人月額 100円</p>	<p>広告税及び接客人税は 廃止された。</p>	<p>鉱産税 軽減税率の創設 月200万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>	<p>特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4%</p> <p>取得分 3%</p>

年度 項目	昭和60年度	61	63	平成2年度
税 率 等	<p>特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和 57年3月31日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間10年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和63年3月31日まで3 年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成2年3月31日まで2 年間に限り延長されるととも に、昭和63年4月1日以後に 取得される土地について免税 点が330㎡（特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200㎡）に引き下げられた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成4年3月31日まで2 年間に限り延長された。</p>

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成5年3月31日まで1年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成6年3月31日まで1年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成5年 12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。</p>



50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p>  新增設に係る事業所税   新增設事業所床面積1平方メートルにつき   5,000円</p> <p>  事業に係る事業所税   資産割   事業所床面積1平方メートルにつき 300円</p> <p>  従業者割   従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p>  新增設に係る事業所税   新增設事業所床面積1平方メートルにつき   6,000円</p> <p>  事業に係る事業所税   資産割   事業所床面積1平方メートルにつき 500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあっては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあっては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成29年度）

都 道 府 県	歳入総額		税 収 入			地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)	金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,437,925	695,812	28.5	89,242	3.7	625,650	25.7		
青森県	692,129	167,955	24.3	21,051	3.0	222,958	32.2		
岩手県	1,074,873	155,952	14.5	21,893	2.0	289,831	27.0		
宮城県	1,301,708	335,183	25.7	35,816	2.8	202,104	15.5		
秋田県	600,781	113,825	18.9	17,357	2.9	197,335	32.8		
山形県	578,427	131,492	22.7	19,202	3.3	180,222	31.2		
福島県	1,563,863	270,982	17.3	31,496	2.0	273,166	17.5		
茨城県	1,055,683	411,107	38.9	44,992	4.3	193,377	18.3		
栃木県	755,740	289,130	38.3	31,442	4.2	121,950	16.1		
群馬県	736,480	275,828	37.5	31,651	4.3	118,986	16.2		
埼玉県	1,753,197	895,525	51.1	97,945	5.6	204,551	11.7		
千葉県	1,698,939	820,359	48.3	82,961	4.9	176,305	10.4		
東京都	7,304,357	5,289,245	72.4	245,133	3.4	-	-		
神奈川県	1,988,742	1,295,865	65.2	123,797	6.2	92,886	4.7		
新潟県	1,032,500	291,299	28.2	38,086	3.7	251,179	24.3		
富山県	495,553	148,625	30.0	18,257	3.7	130,306	26.3		
石川県	537,053	163,880	30.5	19,413	3.6	127,128	23.7		
福井県	461,397	120,538	26.1	13,619	3.0	130,455	28.3		
山梨県	462,932	114,451	24.7	13,580	2.9	128,063	27.7		
長野県	819,490	274,774	33.5	34,544	4.2	201,348	24.6		
岐阜県	764,531	266,772	34.9	32,604	4.3	173,701	22.7		
静岡県	1,171,479	556,620	47.5	57,242	4.9	145,634	12.4		
愛知県	2,282,712	1,231,373	53.9	118,814	5.2	71,864	3.1		
三重県	688,793	260,276	37.8	29,277	4.3	139,275	20.2		
滋賀県	512,306	190,095	37.1	22,110	4.3	115,752	22.6		
京都府	878,652	334,538	38.1	39,302	4.5	169,079	19.2		
大阪府	2,670,046	1,328,870	49.8	138,403	5.2	244,770	9.2		
兵庫県	1,941,806	723,041	37.2	80,277	4.1	300,320	15.5		
奈良県	498,847	146,747	29.4	18,877	3.8	156,734	31.4		
和歌山県	532,338	108,128	20.3	15,349	2.9	172,473	32.4		
鳥取県	365,535	66,402	18.2	9,942	2.7	137,437	37.6		
島根県	493,233	80,604	16.3	12,595	2.6	183,206	37.1		
岡山県	676,305	251,619	37.2	30,104	4.5	160,084	23.7		
広島県	899,318	386,250	42.9	45,016	5.0	171,565	19.1		
山口県	625,762	180,715	28.9	22,857	3.7	169,625	27.1		
徳島県	481,820	92,577	19.2	12,497	2.6	149,189	31.0		
香川県	460,728	135,108	29.3	15,907	3.5	109,839	23.8		
愛媛県	629,499	166,510	26.5	22,402	3.6	167,912	26.7		
高知県	472,385	79,905	16.9	12,423	2.6	171,935	36.4		
福岡県	1,659,600	660,082	39.8	76,822	4.6	257,329	15.5		
佐賀県	443,260	100,802	22.7	13,417	3.0	146,545	33.1		
長崎県	712,952	142,808	20.0	21,309	3.0	222,369	31.2		
熊本県	977,426	201,888	20.7	27,505	2.8	217,342	22.2		
大分県	583,695	137,655	23.6	19,241	3.3	172,534	29.6		
宮崎県	573,922	123,635	21.5	18,011	3.1	185,065	32.2		
鹿児島県	805,010	180,084	22.4	26,809	3.3	270,559	33.6		
沖縄県	735,773	147,905	20.1	20,299	2.8	209,328	28.5		
合 計	50,889,504	20,542,835	40.4	1,990,889	3.9	8,659,264	17.0		

- (注) 1 人口は、平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。  
 3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
 4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
383,507	15.7	352,591	14.5	291,123	11.9	48	42	1,116,360	52	北海道
109,252	15.8	63,773	9.2	107,140	15.5	14	10	328,474	15	青森県
198,707	18.5	76,423	7.1	332,067	30.9	21	10	337,290	16	岩手県
290,130	22.3	80,944	6.2	357,531	27.5	26	18	361,310	17	宮城県
77,436	12.9	74,687	12.4	120,141	20.0	12	8	280,054	13	秋田県
70,528	12.2	75,696	13.1	101,287	17.5	11	9	278,209	13	山形県
393,553	25.2	107,191	6.9	487,475	31.2	31	15	391,481	18	福島県
131,188	12.4	118,587	11.2	156,432	14.8	21	23	490,675	23	茨城県
85,826	11.4	91,046	12.0	136,346	18.0	15	16	341,433	16	栃木県
87,623	11.9	121,124	16.4	101,268	13.8	14	16	342,959	16	群馬県
162,502	9.3	253,290	14.4	139,384	8.0	34	58	873,227	41	埼玉県
169,614	10.0	182,135	10.7	267,565	15.7	33	49	775,403	36	千葉県
389,681	5.3	136,813	1.9	1,243,485	17.0	144	107	1,990,854	93	東京都
128,213	6.4	188,058	9.5	159,923	8.0	39	72	925,680	43	神奈川県
142,700	13.8	157,021	15.2	152,215	14.7	20	18	456,256	21	新潟県
59,643	12.0	66,551	13.4	72,171	14.6	10	8	243,346	11	富山県
69,724	13.0	85,041	15.8	71,867	13.4	11	9	249,347	12	石川県
74,254	16.1	60,843	13.2	61,688	13.4	9	6	213,012	10	福井県
54,682	11.8	65,557	14.2	86,599	18.7	9	7	216,953	10	山梨県
100,764	12.3	115,122	14.0	92,938	11.3	16	17	412,222	19	長野県
86,659	11.3	118,278	15.5	86,517	11.3	15	16	377,666	18	岐阜県
116,115	9.9	182,158	15.5	113,710	9.7	23	29	528,398	25	静岡県
195,176	8.6	326,334	14.3	339,151	14.9	45	59	1,007,045	47	愛知県
80,698	11.7	119,610	17.4	59,657	8.7	14	14	339,122	16	三重県
59,698	11.7	77,255	15.1	47,396	9.3	10	11	263,250	12	滋賀県
76,016	8.7	111,392	12.7	148,325	16.9	17	20	388,664	18	京都府
220,830	8.3	252,716	9.5	484,457	18.1	52	69	1,157,124	54	大阪府
171,314	8.8	239,683	12.3	427,171	22.0	38	44	814,764	38	兵庫県
60,642	12.2	75,101	15.1	40,746	8.2	10	11	266,907	13	奈良県
73,307	13.8	68,834	12.9	94,247	17.7	10	8	252,510	12	和歌山県
53,309	14.6	52,018	14.2	46,427	12.7	7	4	184,067	9	鳥取県
69,242	14.0	59,104	12.0	88,482	17.9	10	5	242,562	11	島根県
64,781	9.6	73,249	10.8	96,468	14.3	13	15	331,181	16	岡山県
94,343	10.5	101,187	11.3	100,957	11.2	18	22	441,807	21	広島県
79,479	12.7	78,832	12.6	94,254	15.1	12	11	308,744	14	山口県
53,596	11.1	52,065	10.8	121,896	25.3	9	6	216,812	10	徳島県
44,879	9.7	63,721	13.8	91,274	19.8	9	8	210,934	10	香川県
79,954	12.7	74,159	11.8	118,562	18.8	12	11	291,528	14	愛媛県
71,404	15.1	81,439	17.2	55,279	11.7	9	6	231,410	11	高知県
185,978	11.2	253,694	15.3	225,695	13.6	33	40	702,015	33	福岡県
61,170	13.8	55,115	12.4	66,211	14.9	9	7	219,314	10	佐賀県
115,247	16.2	106,152	14.9	105,067	14.7	14	11	330,062	15	長崎県
203,650	20.8	132,141	13.5	194,900	19.9	19	14	346,187	16	熊本県
87,590	15.0	76,223	13.1	90,452	15.5	11	9	275,509	13	大分県
90,873	15.8	63,720	11.1	92,618	16.1	11	9	277,890	13	宮崎県
154,125	19.1	98,703	12.3	74,730	9.3	16	13	404,948	19	鹿児島県
214,218	29.1	51,232	7.0	92,791	12.6	14	12	317,256	15	沖縄県
6,043,818	11.9	5,516,607	10.8	8,136,091	16.0	1,000	1,000	21,352,224	1,000	合計

## 19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成29年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	695,812	715,765	1,411,577
青	森	県	167,955	152,276	320,231
岩	手	県	155,952	152,327	308,278
宮	城	県	335,183	343,224	678,407
秋	田	県	113,825	112,159	225,984
山	形	県	131,492	136,574	268,066
福	島	県	270,982	262,591	533,573
茨	城	県	411,107	440,989	852,097
栃	木	県	289,130	319,090	608,221
群	馬	県	275,828	307,293	583,121
埼	玉	県	895,525	1,125,179	2,020,704
千	葉	県	820,359	1,001,081	1,821,440
東	京	都	3,143,065	3,934,338	7,077,404
神	奈	川	1,295,865	1,704,555	3,000,420
新	潟	県	291,299	325,557	616,856
富	山	県	148,625	168,868	317,493
石	川	県	163,880	180,440	344,320
福	井	県	120,538	126,254	246,792
山	梨	県	114,451	121,658	236,110
長	野	県	274,774	298,463	573,237
岐	阜	県	266,772	299,369	566,141
静	岡	県	556,620	638,016	1,194,636
愛	知	県	1,231,373	1,460,575	2,691,948
三	重	県	260,276	286,686	546,962
滋	賀	県	190,095	219,419	409,514
京	都	府	334,538	408,423	742,961
大	阪	府	1,328,870	1,588,332	2,917,202
兵	庫	県	723,041	904,291	1,627,332
奈	良	県	146,747	170,964	317,711
和	歌	山	108,128	126,163	234,291
鳥	取	県	66,402	66,979	133,380
鳥	根	県	80,604	85,808	166,412
岡	山	県	251,619	288,085	539,703
広	島	県	386,250	452,026	838,275
山	口	県	180,715	196,741	377,457
徳	島	県	92,577	100,677	193,255
香	川	県	135,108	136,436	271,544
愛	媛	県	166,510	183,822	350,332
高	知	県	79,905	84,753	164,658
福	岡	県	660,082	754,238	1,414,320
佐	賀	県	100,802	101,789	202,591
長	崎	県	142,808	159,909	302,717
熊	本	県	201,888	211,351	413,239
大	分	県	137,655	155,172	292,827
宮	崎	県	123,635	131,027	254,663
鹿	児	島	180,084	198,433	378,517
沖	縄	県	147,905	169,580	317,485
合		計	18,396,655	21,507,747	39,904,402

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
130,313	90.5	134,050	79.6	264,363	84.6	北海道
128,337	89.1	116,356	69.1	244,692	78.3	青森県
123,347	85.6	120,480	71.5	243,827	78.0	岩手県
144,970	100.6	148,448	88.1	293,418	93.9	宮城県
112,136	77.8	110,495	65.6	222,631	71.2	秋田県
118,784	82.5	123,375	73.3	242,159	77.5	山形県
141,160	98.0	136,789	81.2	277,949	89.0	福島県
139,307	96.7	149,433	88.7	288,740	92.4	茨城県
145,603	101.1	160,691	95.4	306,294	98.0	栃木県
138,567	96.2	154,373	91.7	292,940	93.8	群馬県
121,625	84.4	152,815	90.7	274,440	87.8	埼玉県
130,237	90.4	158,927	94.4	289,164	92.5	千葉県
230,475	160.0	288,497	171.3	518,972	166.1	東京都
141,296	98.1	185,858	110.4	327,154	104.7	神奈川県
127,690	88.6	142,708	84.7	270,398	86.5	新潟県
138,965	96.5	157,892	93.8	296,858	95.0	富山県
142,455	98.9	156,850	93.1	299,305	95.8	石川県
152,433	105.8	159,662	94.8	312,095	99.9	福井県
136,443	94.7	145,035	86.1	281,478	90.1	山梨県
129,970	90.2	141,175	83.8	271,144	86.8	長野県
129,857	90.1	145,724	86.5	275,582	88.2	岐阜県
148,709	103.2	170,455	101.2	319,164	102.1	静岡県
163,056	113.2	193,406	114.8	356,463	114.1	愛知県
141,896	98.5	156,294	92.8	298,190	95.4	三重県
133,904	93.0	154,560	91.8	288,464	92.3	滋賀県
130,518	90.6	159,344	94.6	289,862	92.8	京都府
150,046	104.2	179,342	106.5	329,387	105.4	大阪府
129,352	89.8	161,778	96.1	291,130	93.2	兵庫県
106,982	74.3	124,637	74.0	231,618	74.1	奈良県
110,892	77.0	129,388	76.8	240,281	76.9	和歌山県
116,326	80.8	117,337	69.7	233,663	74.8	鳥取県
116,611	81.0	124,139	73.7	240,750	77.0	島根県
131,009	90.9	149,996	89.1	281,005	89.9	岡山県
135,581	94.1	158,670	94.2	294,251	94.2	広島県
129,434	89.9	140,912	83.7	270,346	86.5	山口県
122,234	84.9	132,929	78.9	255,163	81.7	徳島県
136,032	94.4	137,370	81.6	273,402	87.5	香川県
119,418	82.9	131,835	78.3	251,253	80.4	愛媛県
110,169	76.5	116,854	69.4	227,024	72.7	高知県
128,652	89.3	147,003	87.3	275,654	88.2	福岡県
120,972	84.0	122,156	72.5	243,127	77.8	佐賀県
103,559	71.9	115,960	68.9	219,519	70.3	長崎県
112,838	78.3	118,127	70.1	230,965	73.9	熊本県
117,739	81.7	132,722	78.8	250,460	80.2	大分県
111,182	77.2	117,830	70.0	229,012	73.3	宮崎県
108,754	75.5	119,835	71.2	228,588	73.2	鹿児島県
100,510	69.8	115,240	68.4	215,751	69.0	沖縄県
144,053	100.0	168,414	100.0	312,468	100.0	合計

特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成29年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	173,528	32,499	77.2	19,363	3,626	60.7	192,890	36,125	75.2
青森県	35,122	26,837	63.8	3,908	2,986	50.0	39,030	29,823	62.0
岩手県	36,917	29,199	69.4	5,028	3,977	66.6	41,945	33,176	69.0
宮城県	83,960	36,314	86.3	13,301	5,753	96.4	97,261	42,067	87.5
秋田県	26,510	26,116	62.0	3,109	3,063	51.3	29,619	29,179	60.7
山形県	32,956	29,771	70.7	4,086	3,691	61.8	37,042	33,462	69.6
福島県	63,940	33,308	79.1	8,658	4,510	75.5	72,598	37,818	78.7
茨城県	111,989	37,948	90.2	13,446	4,556	76.3	125,435	42,505	88.4
栃木県	75,145	37,842	89.9	11,091	5,585	93.6	86,236	43,428	90.4
群馬県	71,849	36,094	85.7	11,057	5,554	93.0	82,905	41,649	86.7
埼玉県	321,153	43,617	103.6	25,956	3,525	59.0	347,109	47,142	98.1
千葉県	288,065	45,732	108.6	23,643	3,753	62.9	311,708	49,485	103.0
東京都	930,335	68,220	162.1	223,197	16,367	274.2	1,153,533	84,586	176.0
神奈川県	488,181	53,229	126.5	42,423	4,626	77.5	530,603	57,855	120.4
新潟県	72,943	31,975	76.0	9,047	3,966	66.4	81,990	35,940	74.8
富山県	40,383	37,758	89.7	4,865	4,549	76.2	45,248	42,307	88.0
石川県	43,671	37,961	90.2	6,216	5,404	90.5	49,887	43,365	90.2
福井県	28,942	36,600	86.9	3,661	4,630	77.6	32,603	41,230	85.8
山梨県	29,626	35,318	83.9	4,613	5,499	92.1	34,239	40,817	84.9
長野県	73,348	34,694	82.4	8,750	4,139	69.3	82,098	38,833	80.8
岐阜県	76,380	37,180	88.3	8,185	3,984	66.7	84,565	41,164	85.6
静岡県	152,044	40,621	96.5	17,910	4,785	80.2	169,954	45,406	94.5
愛知県	370,703	49,088	116.6	53,779	7,121	119.3	424,482	56,209	116.9
三重県	71,624	39,048	92.8	8,441	4,602	77.1	80,065	43,649	90.8
滋賀県	55,007	38,747	92.0	7,224	5,089	85.2	62,231	43,836	91.2
京都府	103,704	40,460	96.1	11,928	4,654	78.0	115,633	45,113	93.9
大阪府	359,153	40,553	96.3	72,597	8,197	137.3	431,749	48,750	101.4
兵庫県	239,203	42,794	101.7	21,638	3,871	64.8	260,841	46,665	97.1
奈良県	54,366	39,634	94.2	3,590	2,617	43.8	57,956	42,251	87.9
和歌山県	31,250	32,049	76.1	3,309	3,393	56.8	34,559	35,442	73.7
鳥取県	16,948	29,690	70.5	2,049	3,590	60.1	18,997	33,281	69.2
島根県	20,971	30,339	72.1	2,494	3,608	60.4	23,465	33,947	70.6
岡山県	67,919	35,363	84.0	8,688	4,524	75.8	76,607	39,887	83.0
広島県	112,185	39,379	93.6	14,094	4,947	82.9	126,279	44,326	92.2
山口県	47,581	34,079	81.0	6,440	4,612	77.3	54,020	38,691	80.5
徳島県	25,392	33,526	79.6	3,388	4,474	74.9	28,780	37,999	79.1
香川県	35,665	35,909	85.3	5,536	5,573	93.4	41,200	41,482	86.3
愛媛県	43,371	31,105	73.9	6,154	4,413	73.9	49,524	35,518	73.9
高知県	22,004	30,339	72.1	2,322	3,201	53.6	24,326	33,540	69.8
福岡県	180,747	35,228	83.7	24,996	4,872	81.6	205,742	40,100	83.4
佐賀県	24,468	29,363	69.8	3,089	3,707	62.1	27,556	33,070	68.8
長崎県	39,632	28,739	68.3	4,511	3,271	54.8	44,142	32,010	66.6
熊本県	50,289	28,107	66.8	6,602	3,690	61.8	56,891	31,797	66.2
大分県	34,302	29,339	69.7	4,292	3,671	61.5	38,594	33,010	68.7
宮崎県	29,825	26,821	63.7	3,373	3,034	50.8	33,199	29,855	62.1
鹿児島県	44,414	26,822	63.7	5,512	3,329	55.8	49,925	30,150	62.7
沖縄県	38,047	25,855	61.4	4,817	3,273	54.8	42,864	29,128	60.6
合計	5,375,755	42,094	100.0	762,374	5,970	100.0	6,138,128	48,064	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。

3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、



事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
4,605	862	54.4	113,063	21,175	67.7	117,667	22,037	67.1	北海道		
972	743	46.8	25,253	19,296	61.7	26,225	20,039	61.0	青森県		
1,212	959	60.5	25,617	20,261	64.8	26,829	21,220	64.6	岩手県		
3,278	1,418	89.4	73,512	31,795	101.7	76,790	33,212	101.1	宮城県		
776	765	48.2	16,995	16,743	53.6	17,771	17,508	53.3	秋田県		
1,074	970	61.2	21,669	19,575	62.6	22,743	20,545	62.6	山形県		
2,360	1,229	77.5	57,175	29,783	95.3	59,535	31,013	94.4	福島県		
3,120	1,057	66.6	82,340	27,902	89.3	85,460	28,959	88.2	茨城県		
2,047	1,031	65.0	55,556	27,977	89.5	57,603	29,008	88.3	栃木県		
1,932	971	61.2	53,014	26,632	85.2	54,946	27,603	84.1	群馬県		
12,926	1,756	110.7	136,518	18,541	59.3	149,444	20,297	61.8	埼玉県		
7,936	1,260	79.4	137,540	21,835	69.9	145,476	23,095	70.3	千葉県		
51,415	3,770	237.7	1,009,548	74,028	236.9	1,060,963	77,798	236.9	東京都		
18,564	2,024	127.6	255,002	27,804	89.0	273,566	29,829	90.8	神奈川県		
2,124	931	58.7	55,005	24,111	77.1	57,129	25,042	76.3	新潟県		
1,192	1,115	70.3	28,388	26,543	84.9	29,581	27,658	84.2	富山県		
1,505	1,308	82.5	32,838	28,545	91.3	34,343	29,853	90.9	石川県		
900	1,138	71.8	24,523	31,012	99.2	25,423	32,150	97.9	福井県		
983	1,172	73.9	22,416	26,723	85.5	23,399	27,894	84.9	山梨県		
1,837	869	54.8	49,153	23,250	74.4	50,991	24,119	73.4	長野県		
2,564	1,248	78.7	45,801	22,295	71.3	48,365	23,543	71.7	岐阜県		
5,629	1,504	94.8	119,891	32,031	102.5	125,520	33,534	102.1	静岡県		
13,681	1,812	114.2	278,779	36,915	118.1	292,460	38,727	117.9	愛知県		
2,298	1,253	79.0	53,189	28,997	92.8	55,487	30,250	92.1	三重県		
1,392	981	61.9	41,663	29,348	93.9	43,056	30,329	92.4	滋賀県		
3,915	1,527	96.3	68,710	26,807	85.8	72,625	28,334	86.3	京都府		
15,138	1,709	107.8	355,922	40,188	128.6	371,060	41,897	127.6	大阪府		
7,096	1,269	80.0	135,536	24,247	77.6	142,632	25,517	77.7	兵庫県		
1,373	1,001	63.1	18,767	13,681	43.8	20,140	14,682	44.7	奈良県		
1,029	1,056	66.6	17,790	18,244	58.4	18,819	19,300	58.8	和歌山県		
458	802	50.6	11,780	20,637	66.0	12,238	21,439	65.3	鳥取県		
673	973	61.3	14,436	20,884	66.8	15,108	21,858	66.6	島根県		
1,808	941	59.3	46,823	24,379	78.0	48,630	25,320	77.1	岡山県		
3,902	1,370	86.4	77,753	27,293	87.3	81,656	28,663	87.3	広島県		
1,525	1,092	68.9	36,218	25,941	83.0	37,743	27,033	82.3	山口県		
582	769	48.5	16,949	22,379	71.6	17,532	23,148	70.5	徳島県		
880	886	55.9	28,394	28,588	91.5	29,275	29,475	89.8	香川県		
1,256	901	56.8	32,386	23,227	74.3	33,642	24,128	73.5	愛媛県		
820	1,131	71.3	12,112	16,700	53.4	12,933	17,831	54.3	高知県		
6,806	1,327	83.7	131,343	25,599	81.9	138,149	26,926	82.0	福岡県		
910	1,092	68.9	17,066	20,481	65.5	17,976	21,573	65.7	佐賀県		
1,317	955	60.2	22,550	16,353	52.3	23,867	17,307	52.7	長崎県		
1,674	935	59.0	34,057	19,035	60.9	35,731	19,970	60.8	熊本県		
1,021	873	55.0	24,698	21,124	67.6	25,718	21,997	67.0	大分県		
1,058	951	60.0	19,763	17,772	56.9	20,820	18,723	57.0	宮崎県		
1,292	780	49.2	28,173	17,014	54.4	29,465	17,794	54.2	鹿児島県		
1,627	1,106	69.7	25,773	17,514	56.0	27,400	18,620	56.7	沖縄県		
202,482	1,586	100.0	3,991,446	31,255	100.0	4,193,929	32,840	100.0	合計		

道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

- 5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
- 6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。
- 7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成29年度）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道			213,774	40,036	108.0	15,249	2,856	89.7
青森県			46,064	35,198	94.9	2,221	1,697	53.3
岩手県			45,709	36,153	97.5	2,204	1,743	54.8
宮城県			85,316	36,900	99.5	6,998	3,027	95.1
秋田県			38,904	38,327	103.4	1,524	1,501	47.2
山形県			40,329	36,431	98.3	2,038	1,841	57.8
福島県			70,989	36,979	99.7	4,235	2,206	69.3
茨城県			98,466	33,366	90.0	6,717	2,276	71.5
栃木県			74,644	37,590	101.4	6,011	3,027	95.1
群馬県			74,057	37,203	100.3	5,630	2,829	88.9
埼玉県			225,206	30,586	82.5	18,698	2,539	79.8
千葉県			210,742	33,456	90.2	18,047	2,865	90.0
東京都			663,598	48,660	131.2	82,896	6,079	191.0
神奈川県			307,623	33,542	90.5	29,452	3,211	100.9
新潟県			81,678	35,803	96.6	5,330	2,336	73.4
富山県			40,070	37,466	101.0	2,449	2,290	71.9
石川県			44,228	38,446	103.7	2,948	2,562	80.5
福井県			28,413	35,931	96.9	1,757	2,221	69.8
山梨県			31,220	37,219	100.4	1,972	2,351	73.9
長野県			80,494	38,074	102.7	4,742	2,243	70.5
岐阜県			72,482	35,282	95.2	4,946	2,408	75.7
静岡県			143,709	38,394	103.5	11,268	3,010	94.6
愛知県			284,653	37,693	101.7	28,947	3,833	120.4
三重県			63,845	34,807	93.9	4,180	2,279	71.6
滋賀県			45,747	32,225	86.9	3,609	2,542	79.9
京都府			91,983	35,887	96.8	8,326	3,249	102.1
大阪府			339,951	38,385	103.5	36,388	4,109	129.1
兵庫県			186,486	33,362	90.0	17,020	3,045	95.7
奈良県			40,602	29,600	79.8	2,273	1,657	52.1
和歌山県			32,955	33,797	91.1	2,160	2,215	69.6
鳥取県			20,661	36,196	97.6	1,062	1,860	58.4
島根県			24,643	35,651	96.1	1,384	2,003	62.9
岡山県			70,427	36,669	98.9	5,181	2,698	84.8
広島県			105,920	37,180	100.3	7,620	2,675	84.0
山口県			50,305	36,030	97.2	2,825	2,023	63.6
徳島県			26,653	35,191	94.9	1,750	2,311	72.6
香川県			36,668	36,919	99.6	2,523	2,540	79.8
愛媛県			49,251	35,322	95.3	3,546	2,543	79.9
高知県			26,984	37,204	100.3	1,169	1,612	50.6
福岡県			186,444	36,338	98.0	16,845	3,283	103.1
佐賀県			29,845	35,816	96.6	1,738	2,085	65.5
長崎県			48,798	35,387	95.4	2,395	1,737	54.6
熊本県			62,802	35,101	94.7	4,309	2,409	75.7
大分県			43,792	37,456	101.0	2,689	2,300	72.3
宮崎県			41,533	37,350	100.7	2,318	2,085	65.5
鹿児島県			60,734	36,678	98.9	4,015	2,425	76.2
沖縄県			45,880	31,179	84.1	4,942	3,359	105.5
合 計			4,735,276	37,079	100.0	406,547	3,183	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
7,296	1,366	123.7	1,630	305	87.1	76,673	14,359	119.0	北海道
1,646	1,258	113.9	152	116	33.1	16,618	12,698	105.3	青森県
1,446	1,144	103.6	283	224	64.0	17,773	14,057	116.5	岩手県
2,841	1,229	111.3	721	312	89.1	33,147	14,337	118.9	宮城県
1,118	1,101	99.7	154	152	43.4	13,661	13,459	111.6	秋田県
1,121	1,013	91.8	119	108	30.9	16,038	14,488	120.1	山形県
2,454	1,278	115.8	622	324	92.6	30,650	15,966	132.4	福島県
3,446	1,168	105.8	2,698	914	261.1	50,304	17,046	141.3	茨城県
2,269	1,143	103.5	2,305	1,161	331.7	35,038	17,645	146.3	栃木県
2,219	1,115	101.0	1,200	603	172.3	34,186	17,174	142.4	群馬県
7,439	1,010	91.5	2,181	296	84.6	85,209	11,573	95.9	埼玉県
6,498	1,032	93.5	4,437	704	201.1	74,547	11,835	98.1	千葉県
16,382	1,201	108.8	632	46	13.1	104,604	7,670	63.6	東京都
8,876	968	87.7	1,568	171	48.9	91,498	9,977	82.7	神奈川県
2,388	1,047	94.8	543	238	68.0	31,732	13,910	115.3	新潟県
1,115	1,042	94.4	299	279	79.7	16,981	15,877	131.6	富山県
1,275	1,108	100.4	520	452	129.1	17,551	15,256	126.5	石川県
848	1,073	97.2	228	288	82.3	12,026	15,208	126.1	福井県
951	1,134	102.7	758	903	258.0	12,847	15,315	127.0	山梨県
2,068	978	88.6	846	400	114.3	31,807	15,045	124.7	長野県
1,988	968	87.7	1,737	845	241.4	31,730	15,445	128.0	岐阜県
3,885	1,038	94.0	2,516	672	192.0	53,991	14,425	119.6	静岡県
8,016	1,061	96.1	1,491	197	56.3	114,984	15,226	126.2	愛知県
1,953	1,065	96.5	1,711	933	266.6	27,402	14,939	123.9	三重県
1,444	1,017	92.1	1,020	719	205.4	17,934	12,633	104.7	滋賀県
2,533	988	89.5	755	294	84.0	25,040	9,769	81.0	京都府
11,365	1,283	116.2	1,425	161	46.0	77,788	8,783	72.8	大阪府
5,321	952	86.2	3,583	641	183.1	61,221	10,953	90.8	兵庫県
1,162	847	76.7	859	626	178.9	15,190	11,074	91.8	奈良県
1,067	1,094	99.1	334	343	98.0	11,112	11,396	94.5	和歌山県
597	1,046	94.7	93	162	46.3	6,961	12,195	101.1	鳥取県
652	943	85.4	121	175	50.0	8,065	11,668	96.7	島根県
2,014	1,049	95.0	675	351	100.3	25,533	13,294	110.2	岡山県
2,901	1,018	92.2	718	252	72.0	33,165	11,642	96.5	広島県
1,450	1,039	94.1	500	358	102.3	17,745	12,709	105.4	山口県
802	1,060	96.0	250	330	94.3	10,139	13,387	111.0	徳島県
1,063	1,071	97.0	347	349	99.7	13,050	13,139	108.9	香川県
1,434	1,028	93.1	336	241	68.9	15,595	11,185	92.7	愛媛県
824	1,136	102.9	239	329	94.0	7,782	10,729	88.9	高知県
6,123	1,193	108.1	1,016	198	56.6	59,160	11,530	95.6	福岡県
1,004	1,205	109.1	285	342	97.7	10,250	12,301	102.0	佐賀県
1,530	1,109	100.5	295	214	61.1	12,864	9,328	77.3	長崎県
2,023	1,131	102.4	568	317	90.6	21,730	12,145	100.7	熊本県
1,297	1,109	100.5	342	293	83.7	14,178	12,126	100.5	大分県
1,256	1,129	102.3	424	382	109.1	13,162	11,836	98.1	宮崎県
1,779	1,074	97.3	398	240	68.6	17,771	10,732	89.0	鹿児島県
1,770	1,203	109.0	793	539	154.0	14,034	9,537	79.1	沖縄県
140,948	1,104	100.0	44,728	350	100.0	1,540,464	12,062	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成29年度）

都道府県			鉦 区 税			道府県固定資産税			自動車取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	31	6	200.0	745	140	400.0	9,138	1,711	115.2		
青森県	3	2	66.7	115	88	251.4	2,047	1,564	105.3		
岩手県	17	14	466.7	-	-	-	2,047	1,619	109.0		
宮城県	3	1	33.3	-	-	-	3,597	1,556	104.8		
秋田県	15	15	500.0	-	-	-	1,723	1,697	114.3		
山形県	3	3	100.0	-	-	-	1,836	1,658	111.6		
福島県	11	6	200.0	2,475	1,289	3,682.9	3,155	1,644	110.7		
茨城県	4	1	33.3	-	-	-	4,853	1,645	110.8		
栃木県	7	4	133.3	-	-	-	3,141	1,582	106.5		
群馬県	2	1	33.3	-	-	-	3,719	1,868	125.8		
埼玉県	5	1	33.3	-	-	-	10,292	1,398	94.1		
千葉県	42	7	233.3	-	-	-	8,821	1,400	94.3		
東京都	2	0	0.0	-	-	-	17,318	1,270	85.5		
神奈川県	0	0	0.0	-	-	-	12,392	1,351	91.0		
新潟県	48	21	700.0	-	-	-	3,580	1,569	105.7		
富山県	1	1	33.3	-	-	-	1,753	1,639	110.4		
石川県	0	0	0.0	-	-	-	2,036	1,770	119.2		
福井県	2	3	100.0	-	-	-	1,377	1,742	117.3		
山梨県	0	0	0.0	523	624	1,782.9	1,362	1,624	109.4		
長野県	3	1	33.3	-	-	-	3,827	1,810	121.9		
岐阜県	16	8	266.7	-	-	-	3,787	1,843	124.1		
静岡県	4	1	33.3	-	-	-	6,354	1,698	114.3		
愛知県	3	0	0.0	572	76	217.1	15,813	2,094	141.0		
三重県	3	2	66.7	-	-	-	3,493	1,904	128.2		
滋賀県	7	5	166.7	-	-	-	2,267	1,597	107.5		
京都府	0	0	0.0	-	-	-	3,733	1,456	98.0		
大阪府	0	0	0.0	-	-	-	11,079	1,251	84.2		
兵庫県	11	2	66.7	-	-	-	7,889	1,411	95.0		
奈良県	1	1	33.3	-	-	-	1,797	1,310	88.2		
和歌山県	0	0	0.0	-	-	-	1,401	1,436	96.7		
鳥取県	1	1	33.3	-	-	-	855	1,498	100.9		
島根県	1	2	66.7	-	-	-	1,009	1,460	98.3		
岡山県	11	6	200.0	-	-	-	2,935	1,528	102.9		
広島県	4	2	66.7	-	-	-	4,145	1,455	98.0		
山口県	9	7	233.3	-	-	-	2,150	1,540	103.7		
徳島県	1	2	66.7	-	-	-	979	1,292	87.0		
香川県	0	0	0.0	-	-	-	1,348	1,357	91.4		
愛媛県	3	2	66.7	-	-	-	1,632	1,171	78.9		
高知県	7	9	300.0	-	-	-	865	1,193	80.3		
福岡県	5	1	33.3	-	-	-	7,228	1,409	94.9		
佐賀県	0	0	0.0	-	-	-	1,064	1,277	86.0		
長崎県	4	3	100.0	-	-	-	1,380	1,000	67.3		
熊本県	9	5	166.7	-	-	-	2,461	1,375	92.6		
大分県	11	9	300.0	-	-	-	1,527	1,306	87.9		
宮崎県	6	5	166.7	-	-	-	1,359	1,222	82.3		
鹿児島県	8	5	166.7	-	-	-	1,828	1,104	74.3		
沖縄県	8	5	166.7	-	-	-	1,288	875	58.9		
合 計	332	3	100.0	4,430	35	100.0	189,680	1,485	100.0		

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
58,979	11,046	148.7	52	10	142.9	1,688	316	76.7	北 海 道
13,697	10,466	140.9	5	4	57.1	20,133	15,384	3,734.0	青 森 県
17,604	13,924	187.4	14	11	157.1	79	63	15.3	岩 手 県
28,051	12,132	163.3	14	6	85.7	443	191	46.4	宮 城 県
9,125	8,989	121.0	4	4	57.1	207	203	49.3	秋 田 県
10,069	9,096	122.4	5	5	71.4	149	134	32.5	山 形 県
23,767	12,381	166.7	16	8	114.3	476	248	60.2	福 島 県
32,475	11,005	148.1	43	15	214.3	1,206	409	99.3	茨 城 県
21,850	11,003	148.1	26	13	185.7	-	-	-	栃 木 県
16,942	8,511	114.6	22	11	157.1	-	-	-	群 馬 県
49,921	6,780	91.3	22	3	42.9	-	-	-	埼 玉 県
40,007	6,351	85.5	33	5	71.4	-	-	-	千 葉 県
40,774	2,990	40.2	4	0	0.0	2,361	173	42.0	東 京 都
40,271	4,391	59.1	16	2	28.6	-	-	-	神 奈 川 県
23,516	10,308	138.8	13	6	85.7	3,353	1,470	356.8	新 潟 県
11,123	10,400	140.0	6	6	85.7	-	-	-	富 山 県
10,309	8,961	120.6	12	11	157.1	770	670	162.6	石 川 県
7,967	10,075	135.6	12	15	214.3	9,882	12,497	3,033.3	福 井 県
7,166	8,542	115.0	15	18	257.1	-	-	-	山 梨 県
17,875	8,455	113.8	24	11	157.1	-	-	-	長 野 県
17,125	8,336	112.2	20	10	142.9	12	6	1.5	岐 阜 県
38,136	10,189	137.2	42	11	157.1	1,240	331	80.3	静 岡 県
59,409	7,867	105.9	13	2	28.6	529	70	17.0	愛 知 県
21,656	11,806	158.9	24	13	185.7	457	249	60.4	三 重 県
12,741	8,975	120.8	13	9	128.6	25	18	4.4	滋 賀 県
13,800	5,384	72.5	20	8	114.3	91	35	8.5	京 都 府
47,285	5,339	71.9	8	1	14.3	771	87	21.1	大 阪 府
37,999	6,798	91.5	37	7	100.0	-	-	-	兵 庫 県
6,616	4,823	64.9	12	8	114.3	139	102	24.8	奈 良 県
5,705	5,851	78.8	16	17	242.9	-	-	-	和 歌 山 県
4,921	8,621	116.0	6	11	157.1	9	16	3.9	鳥 取 県
5,147	7,446	100.2	13	19	271.4	995	1,440	349.5	島 根 県
19,091	9,940	133.8	19	10	142.9	494	257	62.4	岡 山 県
23,309	8,182	110.1	25	9	128.6	508	178	43.2	広 島 県
13,733	9,836	132.4	14	10	142.9	221	158	38.3	山 口 県
5,677	7,495	100.9	14	18	257.1	0	0	0.0	徳 島 県
9,629	9,695	130.5	5	5	71.4	-	-	-	香 川 県
10,363	7,432	100.0	27	19	271.4	1,156	829	201.2	愛 媛 県
4,754	6,554	88.2	23	31	442.9	-	-	-	高 知 県
39,169	7,634	102.8	19	4	57.1	182	35	8.5	福 岡 県
9,207	11,049	148.7	10	12	171.4	1,868	2,242	544.2	佐 賀 県
7,449	5,402	72.7	9	7	100.0	76	55	13.3	長 崎 県
15,242	8,519	114.7	21	12	171.4	102	57	13.8	熊 本 県
9,187	7,858	105.8	25	21	300.0	295	252	61.2	大 分 県
9,261	8,328	112.1	26	24	342.9	271	243	59.0	宮 崎 県
12,760	7,706	103.7	27	16	228.6	1,374	830	201.5	鹿 児 島 県
7,870	5,348	72.0	2	1	14.3	1,054	716	173.8	沖 縄 県
948,729	7,429	100.0	848	7	100.0	52,616	412	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成29年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	A 人口1人当たり		税額 (百万円)	B 人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	695,812	130,313	90.5	625,650	117,173	172.8
青森県	167,955	128,337	89.1	222,958	170,365	251.3
岩手県	155,952	123,347	85.6	289,831	229,237	338.1
宮城県	335,183	144,970	100.6	202,104	87,412	128.9
秋田県	113,825	112,136	77.8	197,335	194,407	286.7
山形県	131,492	118,784	82.5	180,222	162,804	240.1
福島県	270,982	141,160	98.0	273,166	142,298	209.9
茨城県	411,107	139,307	96.7	193,377	65,527	96.6
栃木県	289,130	145,603	101.1	121,950	61,413	90.6
群馬県	275,828	138,567	96.2	118,986	59,775	88.2
埼玉県	895,525	121,625	84.4	204,551	27,781	41.0
千葉県	820,359	130,237	90.4	176,305	27,989	41.3
東京都	3,143,065	230,475	160.0	-	-	-
神奈川県	1,295,865	141,296	98.1	92,886	10,128	14.9
新潟県	291,299	127,690	88.6	251,179	110,104	162.4
富山県	148,625	138,965	96.5	130,306	121,837	179.7
石川県	163,880	142,455	98.9	127,128	110,508	163.0
福井県	120,538	152,433	105.8	130,455	164,975	243.3
山梨県	114,451	136,443	94.7	128,063	152,669	225.2
長野県	274,774	129,970	90.2	201,348	95,239	140.5
岐阜県	266,772	129,857	90.1	173,701	84,553	124.7
静岡県	556,620	148,709	103.2	145,634	38,908	57.4
愛知県	1,231,373	163,056	113.2	71,864	9,516	14.0
三重県	260,276	141,896	98.5	139,275	75,929	112.0
滋賀県	190,095	133,904	93.0	115,752	81,537	120.3
京都府	334,538	130,518	90.6	169,079	65,965	97.3
大阪府	1,328,870	150,046	104.2	244,770	27,638	40.8
兵庫県	723,041	129,352	89.8	300,320	53,727	79.2
奈良県	146,747	106,982	74.3	156,734	114,262	168.5
和歌山県	108,128	110,892	77.0	172,473	176,882	260.9
鳥取県	66,402	116,326	80.8	137,437	240,770	355.1
島根県	80,604	116,611	81.0	183,206	265,045	390.9
岡山県	251,619	131,009	90.9	160,084	83,350	122.9
広島県	386,250	135,581	94.1	171,565	60,223	88.8
山口県	180,715	129,434	89.9	169,625	121,490	179.2
徳島県	92,577	122,234	84.9	149,189	196,981	290.5
香川県	135,108	136,032	94.4	109,839	110,590	163.1
愛媛県	166,510	119,418	82.9	167,912	120,424	177.6
高知県	79,905	110,169	76.5	171,935	237,058	349.6
福岡県	660,082	128,652	89.3	257,329	50,154	74.0
佐賀県	100,802	120,972	84.0	146,545	175,866	259.4
長崎県	142,808	103,559	71.9	222,369	161,254	237.8
熊本県	201,888	112,838	78.3	217,342	121,476	179.2
大分県	137,655	117,739	81.7	172,534	147,571	217.6
宮崎県	123,635	111,182	77.2	185,065	166,424	245.4
鹿児島県	180,084	108,754	75.5	270,559	163,392	241.0
沖縄県	147,905	100,510	69.8	209,328	142,251	209.8
合計	18,396,655	144,053	100.0	8,659,264	67,806	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
89,242	16,713	107.2	1,410,704	264,200	116.2	北海道
21,051	16,086	103.2	411,964	314,787	138.4	青森県
21,893	17,316	111.1	467,676	369,901	162.6	岩手県
35,816	15,491	99.4	573,103	247,873	109.0	宮城県
17,357	17,100	109.7	328,516	323,643	142.3	秋田県
19,202	17,346	111.3	330,916	298,935	131.4	山形県
31,496	16,407	105.2	575,645	299,865	131.8	福島県
44,992	15,246	97.8	649,476	220,080	96.8	茨城県
31,442	15,834	101.6	442,522	222,850	98.0	栃木県
31,651	15,900	102.0	426,466	214,241	94.2	群馬県
97,945	13,302	85.3	1,198,021	162,708	71.5	埼玉県
82,961	13,170	84.5	1,079,625	171,396	75.4	千葉県
245,133	17,975	115.3	3,388,199	248,450	109.2	東京都
123,797	13,498	86.6	1,512,549	164,922	72.5	神奈川県
38,086	16,695	107.1	580,564	254,489	111.9	新潟県
18,257	17,071	109.5	297,188	277,873	122.2	富山県
19,413	16,875	108.2	310,421	269,838	118.6	石川県
13,619	17,222	110.5	264,612	334,630	147.1	福井県
13,580	16,189	103.8	256,094	305,301	134.2	山梨県
34,544	16,340	104.8	510,666	241,548	106.2	長野県
32,604	15,871	101.8	473,077	230,281	101.2	岐阜県
57,242	15,293	98.1	759,497	202,910	89.2	静岡県
118,814	15,733	100.9	1,422,051	188,305	82.8	愛知県
29,277	15,961	102.4	428,828	233,787	102.8	三重県
22,110	15,574	99.9	327,957	231,015	101.6	滋賀県
39,302	15,334	98.4	542,919	211,817	93.1	京都府
138,403	15,627	100.2	1,712,043	193,310	85.0	大阪府
80,277	14,362	92.1	1,103,637	197,441	86.8	兵庫県
18,877	13,762	88.3	322,357	235,006	103.3	奈良県
15,349	15,741	101.0	295,950	303,515	133.4	和歌山県
9,942	17,417	111.7	213,781	374,513	164.7	鳥取県
12,595	18,222	116.9	276,405	399,877	175.8	島根県
30,104	15,674	100.5	441,806	230,033	101.1	岡山県
45,016	15,802	101.4	602,831	211,605	93.0	広島県
22,857	16,371	105.0	373,197	267,295	117.5	山口県
12,497	16,501	105.9	254,264	335,716	147.6	徳島県
15,907	16,016	102.7	260,854	262,639	115.5	香川県
22,402	16,066	103.1	356,823	255,908	112.5	愛媛県
12,423	17,128	109.9	264,263	364,355	160.2	高知県
76,822	14,973	96.0	994,233	193,778	85.2	福岡県
13,417	16,102	103.3	260,764	312,940	137.6	佐賀県
21,309	15,453	99.1	386,487	280,265	123.2	長崎県
27,505	15,373	98.6	446,735	249,687	109.8	熊本県
19,241	16,457	105.6	329,431	281,767	123.9	大分県
18,011	16,196	103.9	326,711	293,802	129.2	宮崎県
26,809	16,190	103.9	477,452	288,336	126.8	鹿児島県
20,299	13,794	88.5	377,532	256,556	112.8	沖縄県
1,990,889	15,589	100.0	29,046,808	227,448	100.0	合計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成29年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	252,258	47,243	80.8	61,927	11,598	66.6
青森県	51,519	39,366	67.3	11,379	8,695	49.9
岩手県	53,153	42,040	71.9	14,043	11,107	63.8
宮城県	119,740	51,789	88.5	35,984	15,564	89.4
秋田県	38,062	37,497	64.1	8,844	8,713	50.0
山形県	46,918	42,383	72.5	11,748	10,613	60.9
福島県	91,106	47,459	81.1	22,702	11,826	67.9
茨城県	157,132	53,245	91.0	40,686	13,787	79.2
栃木県	105,742	53,251	91.0	33,497	16,869	96.9
群馬県	100,708	50,592	86.5	33,193	16,675	95.7
埼玉県	453,886	61,644	105.4	79,858	10,846	62.3
千葉県	402,908	63,964	109.3	70,877	11,252	64.6
東京都	1,282,134	94,016	160.7	666,272	48,856	280.5
神奈川県	678,617	73,994	126.5	130,947	14,278	82.0
新潟県	103,994	45,586	77.9	26,982	11,828	67.9
富山県	56,039	52,397	89.6	14,050	13,137	75.4
石川県	61,076	53,091	90.8	17,259	15,002	86.1
福井県	40,536	51,262	87.6	10,989	13,897	79.8
山梨県	41,831	49,869	85.2	12,025	14,335	82.3
長野県	103,546	48,978	83.7	24,813	11,737	67.4
岐阜県	105,803	51,502	88.0	21,799	10,611	60.9
静岡県	212,164	56,683	96.9	53,667	14,338	82.3
愛知県	500,049	66,216	113.2	143,657	19,023	109.2
三重県	98,143	53,505	91.5	21,883	11,930	68.5
滋賀県	76,466	53,863	92.1	21,514	15,155	87.0
京都府	140,986	55,005	94.0	35,885	14,000	80.4
大阪府	489,135	55,229	94.4	197,449	22,294	128.0
兵庫県	321,705	57,553	98.4	67,298	12,040	69.1
奈良県	71,738	52,298	89.4	10,224	7,453	42.8
和歌山県	42,152	43,229	73.9	9,054	9,286	53.3
鳥取県	23,554	41,264	70.5	5,683	9,955	57.2
島根県	29,658	42,906	73.3	7,268	10,514	60.4
岡山県	93,612	48,741	83.3	25,100	13,069	75.0
広島県	156,968	55,099	94.2	41,345	14,513	83.3
山口県	65,984	47,260	80.8	18,918	13,549	77.8
徳島県	33,822	44,656	76.3	9,519	12,568	72.2
香川県	48,761	49,094	83.9	15,593	15,699	90.1
愛媛県	59,910	42,967	73.4	17,925	12,855	73.8
高知県	30,610	42,204	72.1	6,705	9,244	53.1
福岡県	253,538	49,415	84.5	76,320	14,875	85.4
佐賀県	34,924	41,912	71.6	8,710	10,452	60.0
長崎県	56,696	41,114	70.3	12,734	9,234	53.0
熊本県	71,375	39,892	68.2	19,138	10,697	61.4
大分県	49,089	41,987	71.8	11,757	10,056	57.7
宮崎県	42,996	38,665	66.1	9,659	8,686	49.9
鹿児島県	64,116	38,720	66.2	15,308	9,245	53.1
沖縄県	55,929	38,007	65.0	11,935	8,110	46.6
合 計	7,470,790	58,499	100.0	2,224,120	17,416	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。  
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。



市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
314,185	58,841	77.5	66,990	12,546	47.3	北 海 道
62,898	48,061	63.3	18,367	14,034	52.9	青 森 県
67,196	53,147	70.0	20,619	16,308	61.5	岩 手 県
155,725	67,353	88.7	43,043	18,617	70.2	宮 城 県
46,906	46,211	60.9	14,012	13,804	52.0	秋 田 県
58,666	52,996	69.8	18,066	16,320	61.5	山 形 県
113,808	59,285	78.1	33,821	17,618	66.4	福 島 県
197,818	67,032	88.3	59,040	20,006	75.4	茨 城 県
139,239	70,119	92.4	45,677	23,003	86.7	栃 木 県
133,902	67,268	88.6	44,466	22,338	84.2	群 馬 県
533,744	72,490	95.5	197,446	26,816	101.1	埼 玉 県
473,785	75,216	99.1	144,127	22,881	86.3	千 葉 県
1,948,406	142,873	188.2	743,553	54,523	205.6	東 京 都
809,563	88,272	116.3	280,275	30,560	115.2	神 奈 川 県
130,976	57,413	75.6	44,925	19,693	74.2	新 潟 県
70,090	65,534	86.3	23,114	21,612	81.5	富 山 県
78,335	68,094	89.7	24,431	21,237	80.1	石 川 県
51,525	65,159	85.8	17,018	21,521	81.1	福 井 県
53,856	64,204	84.6	17,562	20,936	78.9	山 梨 県
128,359	60,715	80.0	42,292	20,005	75.4	長 野 県
127,603	62,113	81.8	47,189	22,970	86.6	岐 阜 県
265,831	71,020	93.6	104,370	27,884	105.1	静 岡 県
643,706	85,238	112.3	250,681	33,195	125.2	愛 知 県
120,026	65,436	86.2	38,402	20,936	78.9	三 重 県
97,980	69,018	90.9	30,457	21,454	80.9	滋 賀 県
176,871	69,005	90.9	72,242	28,185	106.3	京 都 府
686,585	77,524	102.1	258,172	29,151	109.9	大 阪 府
389,003	69,593	91.7	138,422	24,764	93.4	兵 庫 県
81,962	59,752	78.7	28,552	20,815	78.5	奈 良 県
51,206	52,515	69.2	18,864	19,346	72.9	和 歌 山 県
29,237	51,219	67.5	9,828	17,216	64.9	鳥 取 県
36,926	53,420	70.4	12,269	17,749	66.9	島 根 県
118,712	61,809	81.4	42,808	22,289	84.0	岡 山 県
198,314	69,612	91.7	66,936	23,496	88.6	広 島 県
84,902	60,809	80.1	25,578	18,320	69.1	山 口 県
43,341	57,225	75.4	15,181	20,044	75.6	徳 島 県
64,353	64,793	85.3	18,567	18,694	70.5	香 川 県
77,835	55,822	73.5	31,287	22,439	84.6	愛 媛 県
37,315	51,448	67.8	13,503	18,618	70.2	高 知 県
329,859	64,290	84.7	106,865	20,828	78.5	福 岡 県
43,634	52,364	69.0	13,991	16,791	63.3	佐 賀 県
69,430	50,348	66.3	17,926	12,999	49.0	長 崎 県
90,513	50,589	66.6	29,745	16,625	62.7	熊 本 県
60,846	52,042	68.6	19,957	17,070	64.4	大 分 県
52,655	47,351	62.4	18,250	16,412	61.9	宮 崎 県
79,424	47,965	63.2	27,304	16,489	62.2	鹿 児 島 県
67,863	46,117	60.7	31,008	21,072	79.4	沖 縄 県
9,694,910	75,915	100.0	3,387,198	26,523	100.0	合 計

## 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成29年度）

都道府県		固定資産税					
		家屋			償却資産		
		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数		税額(円)	指数			
北海道		162,304	30,397	100.0	57,483	10,766	82.4
青森県		35,458	27,094	89.1	19,446	14,859	113.8
岩手県		31,103	24,600	80.9	16,678	13,191	101.0
宮城県		64,649	27,961	92.0	30,412	13,154	100.7
秋田県		25,634	25,254	83.1	11,882	11,706	89.6
山形県		28,213	25,486	83.8	12,569	11,354	87.0
福島県		42,308	22,039	72.5	37,585	19,579	149.9
茨城県		87,155	29,533	97.1	50,088	16,973	130.0
栃木県		61,392	30,916	101.7	33,853	17,048	130.6
群馬県		58,102	29,188	96.0	33,853	17,006	130.2
埼玉県		191,781	26,046	85.7	63,504	8,625	66.1
千葉県		178,705	28,370	93.3	83,034	13,182	100.9
東京都		553,046	40,554	133.4	168,505	12,356	94.6
神奈川県		281,719	30,718	101.0	102,234	11,147	85.4
新潟県		67,686	29,670	97.6	39,947	17,511	134.1
富山県		35,846	33,516	110.2	21,753	20,339	155.8
石川県		35,655	30,994	101.9	16,883	14,675	112.4
福井県		25,547	32,307	106.3	18,427	23,303	178.5
山梨県		24,855	29,631	97.5	13,036	15,541	119.0
長野県		61,576	29,126	95.8	29,651	14,025	107.4
岐阜県		58,522	28,487	93.7	29,811	14,511	111.1
静岡県		119,549	31,939	105.1	61,474	16,424	125.8
愛知県		252,719	33,465	110.1	114,569	15,171	116.2
三重県		52,718	28,741	94.5	43,555	23,745	181.8
滋賀県		44,459	31,317	103.0	22,304	15,711	120.3
京都府		73,623	28,724	94.5	27,126	10,583	81.0
大阪府		297,960	33,643	110.7	88,095	9,947	76.2
兵庫県		172,710	30,898	101.6	73,518	13,152	100.7
奈良県		29,677	21,635	71.2	10,559	7,698	59.0
和歌山県		24,209	24,828	81.7	13,015	13,348	102.2
鳥取県		15,220	26,663	87.7	6,181	10,828	82.9
島根県		17,818	25,778	84.8	10,487	15,172	116.2
岡山県		51,864	27,004	88.8	30,100	15,672	120.0
広島県		80,558	28,277	93.0	41,259	14,483	110.9
山口県		37,030	26,522	87.2	25,154	18,016	138.0
徳島県		21,068	27,817	91.5	10,573	13,961	106.9
香川県		29,607	29,810	98.1	11,353	11,431	87.5
愛媛県		37,847	27,144	89.3	18,543	13,299	101.8
高知県		17,804	24,547	80.7	6,867	9,468	72.5
福岡県		152,084	29,642	97.5	54,097	10,544	80.7
佐賀県		21,362	25,636	84.3	11,135	13,362	102.3
長崎県		34,384	24,934	82.0	12,730	9,231	70.7
熊本県		44,733	25,002	82.2	19,489	10,893	83.4
大分県		31,697	27,111	89.2	19,614	16,776	128.5
宮崎県		27,372	24,615	81.0	15,114	13,592	104.1
鹿児島県		41,919	25,315	83.3	20,173	12,183	93.3
沖縄県		41,283	28,054	92.3	9,862	6,702	51.3
合計		3,882,528	30,402	100.0	1,667,580	13,058	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
2,945	552	80.0	289,722	54,260	76.8	北 海 道
855	654	94.8	74,126	56,641	80.1	青 森 県
1,569	1,241	179.9	69,969	55,341	78.3	岩 手 県
1,166	504	73.0	139,270	60,236	85.2	宮 城 県
1,711	1,686	244.3	53,240	52,450	74.2	秋 田 県
1,026	927	134.3	59,875	54,088	76.5	山 形 県
1,198	624	90.4	114,912	59,860	84.7	福 島 県
1,167	396	57.4	197,450	66,907	94.7	茨 城 県
1,283	646	93.6	142,205	71,613	101.3	栃 木 県
1,078	541	78.4	137,499	69,075	97.7	群 馬 県
3,195	434	62.9	455,926	61,921	87.6	埼 玉 県
1,914	304	44.1	407,779	64,737	91.6	千 葉 県
19,022	1,395	202.2	1,484,126	108,828	154.0	東 京 都
4,750	518	75.1	668,977	72,943	103.2	神 奈 川 県
1,109	486	70.4	153,667	67,360	95.3	新 潟 県
609	569	82.5	81,322	76,036	107.6	富 山 県
609	529	76.7	77,577	67,435	95.4	石 川 県
487	616	89.3	61,479	77,746	110.0	福 井 県
548	653	94.6	56,000	66,761	94.5	山 梨 県
1,363	645	93.5	134,882	63,800	90.3	長 野 県
358	174	25.2	135,880	66,143	93.6	岐 阜 県
1,464	391	56.7	286,856	76,638	108.4	静 岡 県
3,887	515	74.6	621,856	82,345	116.5	愛 知 県
333	181	26.2	135,008	73,603	104.1	三 重 県
283	199	28.8	97,503	68,682	97.2	滋 賀 県
693	270	39.1	173,685	67,762	95.9	京 都 府
6,702	757	109.7	650,929	73,498	104.0	大 阪 府
3,559	637	92.3	388,208	69,451	98.3	兵 庫 県
518	377	54.6	69,305	50,525	71.5	奈 良 県
334	343	49.7	56,423	57,865	81.9	和 歌 山 県
364	637	92.3	31,592	55,344	78.3	鳥 取 県
499	722	104.6	41,073	59,420	84.1	島 根 県
2,669	1,390	201.4	127,442	66,355	93.9	岡 山 県
1,328	466	67.5	190,081	66,722	94.4	広 島 県
988	708	102.6	88,750	63,566	89.9	山 口 県
455	601	87.1	47,278	62,423	88.3	徳 島 県
329	331	48.0	59,856	60,266	85.3	香 川 県
2,013	1,444	209.3	89,690	64,325	91.0	愛 媛 県
589	812	117.7	38,763	53,445	75.6	高 知 県
4,160	811	117.5	317,206	61,824	87.5	福 岡 県
335	402	58.3	46,823	56,192	79.5	佐 賀 県
1,365	990	143.5	66,405	48,154	68.1	長 崎 県
718	402	58.3	94,685	52,921	74.9	熊 本 県
487	417	60.4	71,755	61,373	86.8	大 分 県
1,046	940	136.2	61,782	55,559	78.6	宮 崎 県
2,182	1,318	191.0	91,579	55,305	78.3	鹿 児 島 県
2,836	1,927	279.3	84,988	57,755	81.7	沖 縄 県
88,098	690	100.0	9,025,405	70,673	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成29年度）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	9,751	1,826	93.8	44,630	8,358	123.8
青森県	3,656	2,793	143.5	10,072	7,696	114.0
岩手県	3,709	2,933	150.6	8,847	6,998	103.6
宮城県	5,046	2,182	112.1	17,381	7,517	111.3
秋田県	2,856	2,813	144.5	6,838	6,737	99.8
山形県	3,281	2,964	152.2	6,858	6,196	91.8
福島県	5,263	2,742	140.8	15,012	7,820	115.8
茨城県	7,319	2,480	127.4	21,084	7,144	105.8
栃木県	4,931	2,483	127.5	13,880	6,990	103.5
群馬県	5,477	2,752	141.3	13,572	6,818	101.0
埼玉県	10,884	1,478	75.9	45,510	6,181	91.5
千葉県	9,236	1,466	75.3	39,752	6,311	93.5
東京都	7,855	576	29.6	100,224	7,349	108.8
神奈川県	8,995	981	50.4	54,302	5,921	87.7
新潟県	6,527	2,861	146.9	14,607	6,403	94.8
富山県	2,865	2,679	137.6	6,821	6,377	94.4
石川県	2,711	2,357	121.1	7,796	6,777	100.4
福井県	2,148	2,717	139.5	5,189	6,562	97.2
山梨県	2,713	3,234	166.1	5,820	6,939	102.8
長野県	6,700	3,169	162.8	12,655	5,986	88.7
岐阜県	5,171	2,517	129.3	12,164	5,921	87.7
静岡県	9,478	2,532	130.0	23,770	6,350	94.0
愛知県	13,075	1,731	88.9	49,042	6,494	96.2
三重県	5,022	2,738	140.6	11,949	6,514	96.5
滋賀県	3,577	2,520	129.4	8,831	6,221	92.1
京都府	4,278	1,669	85.7	15,494	6,045	89.5
大阪府	9,825	1,109	57.0	69,533	7,851	116.3
兵庫県	8,867	1,586	81.5	32,550	5,823	86.2
奈良県	2,836	2,067	106.2	7,108	5,182	76.7
和歌山県	3,132	3,212	165.0	6,526	6,693	99.1
鳥取県	1,785	3,128	160.7	3,654	6,401	94.8
島根県	2,266	3,279	168.4	3,986	5,767	85.4
岡山県	5,687	2,961	152.1	12,323	6,416	95.0
広島県	6,561	2,303	118.3	17,750	6,231	92.3
山口県	3,762	2,694	138.4	8,872	6,354	94.1
徳島県	2,382	3,145	161.5	4,940	6,522	96.6
香川県	2,981	3,001	154.1	6,506	6,550	97.0
愛媛県	4,183	3,000	154.1	8,770	6,290	93.2
高知県	2,460	3,392	174.2	5,041	6,951	102.9
福岡県	10,386	2,024	104.0	37,457	7,301	108.1
佐賀県	2,627	3,153	161.9	6,144	7,373	109.2
長崎県	3,977	2,884	148.1	9,360	6,787	100.5
熊本県	5,266	2,943	151.2	12,374	6,916	102.4
大分県	3,438	2,940	151.0	7,936	6,788	100.5
宮崎県	3,620	3,256	167.2	7,681	6,907	102.3
鹿児島県	5,338	3,224	165.6	10,880	6,571	97.3
沖縄県	4,693	3,189	163.8	10,824	7,355	108.9
合計	248,597	1,947	100.0	862,315	6,752	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
103	19	135.7	3	1	20.0	北海道		
18	14	100.0	-	-	-	青森県		
13	10	71.4	0	0	0.0	岩手県		
2	1	7.1	6	3	60.0	宮城県		
37	37	264.3	-	-	-	秋田県		
4	4	28.6	2	2	40.0	山形県		
1	0	0.0	3	2	40.0	福島県		
2	1	7.1	3	1	20.0	茨城県		
23	12	85.7	0	0	0.0	栃木県		
3	2	14.3	-	-	-	群馬県		
30	4	28.6	5	1	20.0	埼玉県		
64	10	71.4	116	18	360.0	千葉県		
4	0	0.0	-	-	-	東京都		
-	-	-	9	1	20.0	神奈川県		
885	388	2,771.4	0	0	0.0	新潟県		
0	0	0.0	-	-	-	富山県		
0	0	0.0	-	-	-	石川県		
1	1	7.1	-	-	-	福井県		
-	-	-	-	-	-	山梨県		
0	0	0.0	0	0	0.0	長野県		
9	5	35.7	0	0	0.0	岐阜県		
0	0	0.0	19	5	100.0	静岡県		
6	1	7.1	7	1	20.0	愛知県		
10	5	35.7	85	46	920.0	三重県		
7	5	35.7	19	13	260.0	滋賀県		
0	0	0.0	82	32	640.0	京都府		
-	-	-	-	-	-	大阪府		
4	1	7.1	15	3	60.0	兵庫県		
-	-	-	-	-	-	奈良県		
-	-	-	-	-	-	和歌山県		
-	-	-	-	-	-	鳥取県		
0	1	7.1	-	-	-	島根県		
7	4	28.6	1	1	20.0	岡山県		
1	0	0.0	185	65	1,300.0	広島県		
60	43	307.1	2	1	20.0	山口県		
2	3	21.4	2	3	60.0	徳島県		
-	-	-	-	-	-	香川県		
0	0	0.0	-	-	-	愛媛県		
31	42	300.0	-	-	-	高知県		
37	7	50.0	0	0	0.0	福岡県		
-	-	-	-	-	-	佐賀県		
2	1	7.1	20	14	280.0	長崎県		
0	0	0.0	-	-	-	熊本県		
48	41	292.9	1	1	20.0	大分県		
-	-	-	-	-	-	宮崎県		
264	160	1,142.9	-	-	-	鹿児島県		
58	39	278.6	-	-	-	沖縄県		
1,737	14	100.0	585	5	100.0	合計		

## 市町村収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成29年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,508	470	264.0	9,916	1,857	63.9
青森県	180	138	77.5	-	-	-
岩手県	490	387	217.4	-	-	-
宮城県	502	217	121.9	5,455	2,359	81.1
秋田県	525	517	290.4	1,496	1,474	50.7
山形県	578	522	293.3	-	-	-
福島県	759	396	222.5	4,325	2,253	77.5
茨城県	396	134	75.3	-	-	-
栃木県	884	445	250.0	3,431	1,728	59.4
群馬県	907	456	256.2	4,008	2,014	69.3
埼玉県	48	7	3.9	9,153	1,243	42.8
千葉県	387	61	34.3	11,227	1,782	61.3
東京都	335	25	14.0	108,609	7,964	274.0
神奈川県	1,009	110	61.8	34,132	3,722	128.0
新潟県	836	366	205.6	4,559	1,998	68.7
富山県	302	282	158.4	3,508	3,280	112.8
石川県	533	464	260.7	2,524	2,194	75.5
福井県	412	521	292.7	-	-	-
山梨県	751	895	502.8	-	-	-
長野県	1,266	599	336.5	2,034	962	33.1
岐阜県	706	343	192.7	1,581	770	26.5
静岡県	1,721	460	258.4	9,136	2,441	84.0
愛知県	302	40	22.5	31,411	4,159	143.1
三重県	579	315	177.0	3,345	1,823	62.7
滋賀県	226	159	89.3	1,484	1,045	35.9
京都府	235	92	51.7	7,308	2,851	98.1
大阪府	253	29	16.3	39,735	4,487	154.4
兵庫県	854	153	86.0	18,489	3,308	113.8
奈良県	51	37	20.8	1,003	731	25.1
和歌山県	429	440	247.2	2,203	2,260	77.7
鳥取県	179	313	175.8	-	-	-
島根県	202	292	164.0	-	-	-
岡山県	185	96	53.9	8,234	4,287	147.5
広島県	221	77	43.3	10,046	3,526	121.3
山口県	228	163	91.6	-	-	-
徳島県	44	58	32.6	-	-	-
香川県	153	154	86.5	2,169	2,184	75.1
愛媛県	190	136	76.4	1,897	1,360	46.8
高知県	54	75	42.1	1,088	1,500	51.6
福岡県	291	57	32.0	16,065	3,131	107.7
佐賀県	163	196	110.1	-	-	-
長崎県	260	189	106.2	1,851	1,342	46.2
熊本県	374	209	117.4	2,148	1,201	41.3
大分県	625	535	300.6	3,067	2,623	90.2
宮崎県	148	133	74.7	1,565	1,407	48.4
鹿児島県	291	176	98.9	1,985	1,198	41.2
沖縄県	119	81	45.5	1,014	689	23.7
合計	22,689	178	100.0	371,200	2,907	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
44,948	8,418	84.2	-	-	-	北	海	道
1,327	1,014	10.1	-	-	-	青	森	県
2,103	1,663	16.6	-	-	-	岩	手	県
19,837	8,580	85.8	1	0	0.0	宮	城	県
261	257	2.6	-	-	-	秋	田	県
7,310	6,604	66.1	-	-	-	山	形	県
8,507	4,431	44.3	-	-	-	福	島	県
16,917	5,733	57.3	-	-	-	茨	城	県
14,498	7,301	73.0	-	-	-	栃	木	県
11,924	5,990	59.9	-	-	-	群	馬	県
69,878	9,490	94.9	-	-	-	埼	玉	県
58,735	9,324	93.3	-	-	-	千	葉	県
284,338	20,850	208.6	441	32	114.3	東	京	都
127,562	13,909	139.1	5	1	3.6	神	奈	川
12,926	5,666	56.7	575	252	900.0	新	潟	県
3,960	3,703	37.0	-	-	-	富	山	県
10,964	9,530	95.3	-	-	-	石	川	県
5,500	6,956	69.6	-	-	-	福	井	県
2,510	2,992	29.9	8	10	35.7	山	梨	県
12,566	5,944	59.5	-	-	-	長	野	県
16,229	7,900	79.0	26	13	46.4	岐	阜	県
40,682	10,869	108.7	524	140	500.0	静	岡	県
101,171	13,397	134.0	-	-	-	愛	知	県
10,662	5,813	58.1	-	-	-	三	重	県
9,791	6,897	69.0	-	-	-	滋	賀	県
30,470	11,888	118.9	-	-	-	京	都	府
131,013	14,793	148.0	460	52	185.7	大	阪	府
66,301	11,861	118.6	-	-	-	兵	庫	県
8,700	6,342	63.4	-	-	-	奈	良	県
6,244	6,404	64.1	-	-	-	和	歌	山
532	932	9.3	-	-	-	鳥	取	県
1,356	1,961	19.6	-	-	-	島	根	県
15,493	8,067	80.7	-	-	-	岡	山	県
28,867	10,133	101.4	-	-	-	広	島	県
10,166	7,281	72.8	-	-	-	山	口	県
2,689	3,550	35.5	-	-	-	徳	島	県
419	422	4.2	-	-	-	香	川	県
1,258	902	9.0	-	-	-	愛	媛	県
-	-	-	0	1	3.6	高	知	県
42,219	8,229	82.3	719	140	500.0	福	岡	県
1,982	2,378	23.8	416	499	1,782.1	佐	賀	県
8,605	6,240	62.4	-	-	-	長	崎	県
5,990	3,348	33.5	-	-	-	熊	本	県
7,457	6,378	63.8	-	-	-	大	分	県
3,578	3,217	32.2	-	-	-	宮	崎	県
8,251	4,983	49.8	420	253	903.6	鹿	児	島
-	-	-	21	15	53.6	沖	縄	県
1,276,694	9,997	100.0	3,615	28	100.0	合	計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（平成29年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	715,765	134,050	79.6	814,914	152,619	240.4
青森県	152,276	116,356	69.1	202,433	154,682	243.6
岩手県	152,327	120,480	71.5	219,995	174,002	274.0
宮城県	343,224	148,448	88.1	243,275	105,219	165.7
秋田県	112,159	110,495	65.6	191,801	188,955	297.6
山形県	136,574	123,375	73.3	152,856	138,083	217.5
福島県	262,591	136,789	81.2	244,545	127,388	200.6
茨城県	440,989	149,433	88.7	180,406	61,132	96.3
栃木県	319,090	160,691	95.4	88,394	44,515	70.1
群馬県	307,293	154,373	91.7	114,981	57,763	91.0
埼玉県	1,125,179	152,815	90.7	150,236	20,404	32.1
千葉県	1,001,081	158,927	94.4	155,566	24,697	38.9
東京都	3,934,338	288,497	171.3	51,982	3,812	6.0
神奈川県	1,704,555	185,858	110.4	75,691	8,253	13.0
新潟県	325,557	142,708	84.7	278,597	122,122	192.3
富山県	168,868	157,892	93.8	88,976	83,193	131.0
石川県	180,440	156,850	93.1	105,027	91,296	143.8
福井県	126,254	159,662	94.8	70,470	89,117	140.4
山梨県	121,658	145,035	86.1	94,332	112,457	177.1
長野県	298,463	141,175	83.8	250,096	118,297	186.3
岐阜県	299,369	145,724	86.5	158,507	77,157	121.5
静岡県	638,016	170,455	101.2	106,917	28,565	45.0
愛知県	1,460,575	193,406	114.8	89,260	11,820	18.6
三重県	286,686	156,294	92.8	125,928	68,653	108.1
滋賀県	219,419	154,560	91.8	87,582	61,694	97.2
京都府	408,423	159,344	94.6	170,110	66,368	104.5
大阪府	1,588,332	179,342	106.5	276,326	31,201	49.1
兵庫県	904,291	161,778	96.1	302,794	54,170	85.3
奈良県	170,964	124,637	74.0	124,289	90,610	142.7
和歌山県	126,163	129,388	76.8	124,421	127,602	201.0
鳥取県	66,979	117,337	69.7	89,312	156,461	246.4
島根県	85,808	124,139	73.7	145,722	210,818	332.0
岡山県	288,085	149,996	89.1	180,258	93,854	147.8
広島県	452,026	158,670	94.2	203,792	71,535	112.7
山口県	196,741	140,912	83.7	136,124	97,496	153.5
徳島県	100,677	132,929	78.9	93,743	123,774	194.9
香川県	136,436	137,370	81.6	80,942	81,495	128.3
愛媛県	183,822	131,835	78.3	151,279	108,495	170.9
高知県	84,753	116,854	69.4	131,654	181,519	285.9
福岡県	754,238	147,003	87.3	352,530	68,709	108.2
佐賀県	101,789	122,156	72.5	97,960	117,560	185.1
長崎県	159,909	115,960	68.9	201,183	145,890	229.8
熊本県	211,351	118,127	70.1	236,498	132,182	208.2
大分県	155,172	132,722	78.8	134,991	115,460	181.8
宮崎県	131,027	117,830	70.0	138,852	124,866	196.7
鹿児島県	198,433	119,835	71.2	251,983	152,174	239.7
沖縄県	169,580	115,240	68.4	141,211	95,961	151.1
合計	21,507,747	168,414	100.0	8,108,742	63,495	100.0



地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
29,774	5,576	171.9	1,560,453	292,245	124.3	北海道
5,427	4,147	127.8	360,135	275,184	117.0	青森県
7,726	6,111	188.4	380,048	300,593	127.8	岩手県
8,799	3,806	117.3	595,298	257,473	109.5	宮城県
5,758	5,672	174.8	309,717	305,123	129.8	秋田県
4,529	4,091	126.1	293,958	265,549	112.9	山形県
9,529	4,964	153.0	516,665	269,141	114.5	福島県
13,113	4,443	137.0	634,508	215,008	91.4	茨城県
7,198	3,625	111.7	414,683	208,831	88.8	栃木県
8,174	4,106	126.6	430,448	216,242	92.0	群馬県
17,283	2,347	72.3	1,292,699	175,567	74.7	埼玉県
16,921	2,686	82.8	1,173,568	186,310	79.2	千葉県
21,322	1,564	48.2	4,007,643	293,873	125.0	東京都
19,292	2,104	64.9	1,799,538	196,215	83.4	神奈川県
10,604	4,648	143.3	614,758	269,478	114.6	新潟県
4,194	3,922	120.9	262,037	245,007	104.2	富山県
4,117	3,579	110.3	289,584	251,725	107.0	石川県
3,115	3,939	121.4	199,839	252,718	107.5	福井県
2,775	3,309	102.0	218,766	260,801	110.9	山梨県
10,390	4,915	151.5	558,949	264,386	112.4	長野県
8,207	3,995	123.2	466,082	226,876	96.5	岐阜県
13,210	3,529	108.8	758,144	202,549	86.1	静岡県
22,064	2,922	90.1	1,571,899	208,148	88.5	愛知県
6,697	3,651	112.5	419,311	228,598	97.2	三重県
4,051	2,853	87.9	311,052	219,107	93.2	滋賀県
6,679	2,606	80.3	585,212	228,317	97.1	京都府
18,904	2,134	65.8	1,883,562	212,677	90.4	大阪府
16,963	3,035	93.6	1,224,048	218,983	93.1	兵庫県
3,614	2,635	81.2	298,868	217,881	92.7	奈良県
3,389	3,476	107.2	253,974	260,466	110.8	和歌山県
2,130	3,731	115.0	158,420	277,529	118.0	鳥取県
4,072	5,891	181.6	235,603	340,848	144.9	島根県
8,729	4,545	140.1	477,071	248,394	105.6	岡山県
9,890	3,471	107.0	665,708	233,676	99.4	広島県
4,877	3,493	107.7	337,743	241,902	102.9	山口県
3,205	4,232	130.5	197,626	260,934	111.0	徳島県
2,986	3,007	92.7	220,364	221,872	94.4	香川県
5,089	3,650	112.5	340,191	243,980	103.8	愛媛県
3,077	4,243	130.8	219,485	302,617	128.7	高知県
18,480	3,602	111.0	1,125,248	219,314	93.3	福岡県
3,194	3,833	118.2	202,942	243,549	103.6	佐賀県
4,930	3,575	110.2	366,022	265,425	112.9	長崎県
7,487	4,184	129.0	455,335	254,493	108.2	熊本県
5,317	4,548	140.2	295,481	252,729	107.5	大分県
5,470	4,919	151.6	275,349	247,615	105.3	宮崎県
7,862	4,748	146.4	458,278	276,756	117.7	鹿児島県
3,721	2,528	77.9	314,512	213,730	90.9	沖縄県
414,335	3,244	100.0	30,030,823	235,154	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成29年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,394,085	261,087	85.4	418,320	78,344	80.7
青森県	291,496	222,736	72.8	85,348	65,215	67.2
岩手県	302,154	238,983	78.1	88,050	69,642	71.7
宮城県	663,064	286,783	93.8	198,603	85,898	88.5
秋田県	220,388	217,119	71.0	63,034	62,099	64.0
山形県	264,134	238,607	78.0	77,710	70,200	72.3
福島県	525,140	273,556	89.4	151,036	78,678	81.0
茨城県	838,199	284,031	92.9	260,651	88,324	91.0
栃木県	597,601	300,947	98.4	175,377	88,318	91.0
群馬県	571,781	287,243	93.9	167,000	83,895	86.4
埼玉県	2,000,300	271,669	88.8	753,317	102,311	105.4
千葉県	1,803,047	286,244	93.6	668,998	106,207	109.4
東京都	6,820,023	500,099	163.5	2,129,700	156,167	160.8
神奈川県	2,948,057	321,445	105.1	1,124,266	122,586	126.2
新潟県	605,708	265,511	86.8	172,331	75,541	77.8
富山県	308,379	288,336	94.3	92,913	86,874	89.5
石川県	337,224	293,137	95.8	101,286	88,044	90.7
福井県	232,519	294,046	96.1	67,181	84,958	87.5
山梨県	232,412	277,070	90.6	69,344	82,668	85.1
長野県	565,957	267,701	87.5	171,609	81,172	83.6
岐阜県	560,109	272,645	89.1	175,491	85,424	88.0
静岡県	1,179,587	315,144	103.0	351,900	94,015	96.8
愛知県	2,645,480	350,309	114.5	835,848	110,681	114.0
三重県	541,051	294,968	96.4	162,814	88,762	91.4
滋賀県	403,912	284,518	93.0	126,840	89,347	92.0
京都府	727,691	283,905	92.8	233,969	91,282	94.0
大阪府	2,832,880	319,866	104.6	811,749	91,656	94.4
兵庫県	1,598,633	285,996	93.5	533,878	95,511	98.4
奈良県	314,792	229,491	75.0	119,039	86,782	89.4
和歌山県	231,819	237,745	77.7	69,884	71,671	73.8
鳥取県	129,711	227,235	74.3	39,020	68,357	70.4
島根県	160,835	232,682	76.1	49,145	71,098	73.2
岡山県	531,920	276,952	90.6	155,211	80,813	83.2
広島県	826,444	290,098	94.9	260,444	91,421	94.1
山口県	371,137	265,820	86.9	109,404	78,359	80.7
徳島県	190,525	251,559	82.3	56,071	74,033	76.2
香川県	267,333	269,162	88.0	80,851	81,404	83.8
愛媛県	343,756	246,537	80.6	99,296	71,214	73.3
高知県	160,969	221,937	72.6	50,734	69,950	72.0
福岡県	1,387,673	270,461	88.4	421,245	82,102	84.6
佐賀県	197,526	237,049	77.5	57,876	69,457	71.5
長崎県	299,323	217,057	71.0	93,964	68,139	70.2
熊本県	406,584	227,246	74.3	118,476	66,218	68.2
大分県	288,968	247,159	80.8	81,351	69,581	71.7
宮崎県	248,717	223,664	73.1	71,211	64,038	65.9
鹿児島県	372,585	225,006	73.6	106,218	64,146	66.1
沖縄県	315,139	214,156	70.0	92,696	62,993	64.9
合計	39,056,768	305,830	100.0	12,400,697	97,103	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		
	税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数	
179,182	33,558	68.6	289,867	54,287	77.1	北 海 道
37,279	28,485	58.2	68,901	52,648	74.8	青 森 県
41,035	32,456	66.3	68,183	53,928	76.6	岩 手 県
109,228	47,242	96.5	139,270	60,236	85.5	宮 城 県
26,320	25,930	53.0	50,853	50,098	71.1	秋 田 県
34,677	31,325	64.0	59,469	53,721	76.3	山 形 県
82,523	42,988	87.8	116,372	60,620	86.1	福 島 県
125,244	42,440	86.7	197,450	66,907	95.0	茨 城 県
90,224	45,436	92.8	142,205	71,613	101.7	栃 木 県
86,607	43,509	88.9	137,499	69,075	98.1	群 馬 県
221,932	30,141	61.6	455,926	61,921	87.9	埼 玉 県
213,666	33,921	69.3	407,779	64,737	91.9	千 葉 県
1,644,438	120,583	246.3	1,484,126	108,828	154.5	東 京 都
382,229	41,677	85.1	668,478	72,888	103.5	神 奈 川 県
83,814	36,740	75.1	153,667	67,360	95.6	新 潟 県
43,162	40,357	82.4	76,632	71,651	101.7	富 山 県
51,044	44,371	90.6	76,814	66,772	94.8	石 川 県
35,181	44,491	90.9	61,080	77,242	109.7	福 井 県
35,610	42,453	86.7	56,499	67,355	95.6	山 梨 県
76,327	36,103	73.8	134,543	63,640	90.4	長 野 県
71,683	34,893	71.3	134,980	65,705	93.3	岐 阜 県
178,985	47,818	97.7	286,856	76,638	108.8	静 岡 県
432,248	57,237	116.9	622,373	82,413	117.0	愛 知 県
79,818	43,515	88.9	134,149	73,135	103.8	三 重 県
65,378	46,053	94.1	97,503	68,682	97.5	滋 賀 県
104,032	40,588	82.9	171,684	66,982	95.1	京 都 府
544,162	61,443	125.5	650,843	73,488	104.3	大 阪 府
198,216	35,461	72.4	387,867	69,389	98.5	兵 庫 県
30,328	22,110	45.2	69,095	50,371	71.5	奈 良 県
28,204	28,925	59.1	56,119	57,553	81.7	和 歌 山 県
17,757	31,108	63.6	29,824	52,247	74.2	鳥 取 県
22,186	32,096	65.6	38,867	56,230	79.8	島 根 県
73,817	38,434	78.5	127,418	66,342	94.2	岡 山 県
122,545	43,016	87.9	190,081	66,722	94.7	広 島 県
55,808	39,971	81.7	88,750	63,566	90.3	山 口 県
27,310	36,059	73.7	47,278	62,423	88.6	徳 島 県
45,311	45,621	93.2	59,856	60,266	85.6	香 川 県
51,489	36,927	75.4	89,690	64,325	91.3	愛 媛 県
19,212	26,488	54.1	37,252	51,362	72.9	高 知 県
210,670	41,060	83.9	314,613	61,319	87.1	福 岡 県
26,518	31,824	65.0	46,587	55,908	79.4	佐 賀 県
36,797	26,684	54.5	66,405	48,154	68.4	長 崎 県
55,128	30,812	62.9	93,209	52,096	74.0	熊 本 県
37,445	32,027	65.4	71,755	61,373	87.1	大 分 県
30,049	27,022	55.2	59,107	53,154	75.5	宮 崎 県
45,219	27,308	55.8	91,579	55,305	78.5	鹿 児 島 県
41,253	28,034	57.3	84,988	57,755	82.0	沖 縄 県
6,251,290	48,950	100.0	8,994,339	70,429	100.0	合 計

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

## 22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
北海道	13,199.1	13,653.9	0.3	3.4	13,534.1	13,935.5	0.2	3.0	18,385.8	18,961.2
青森県	3,152.4	3,275.5	-0.5	3.9	3,078.7	3,221.0	-1.5	4.6	4,381.3	4,540.2
岩手県	3,459.4	3,489.9	1.4	0.9	3,486.2	3,532.2	1.1	1.3	4,647.5	4,722.9
宮城県	6,675.1	6,889.8	3.2	3.2	6,704.0	6,970.4	3.3	4.0	9,184.1	9,481.6
秋田県	2,392.5	2,404.1	-1.0	0.5	2,450.4	2,475.5	-0.6	1.0	3,349.7	3,366.9
山形県	2,787.2	2,901.5	-3.0	4.1	2,873.0	3,008.7	-2.6	4.7	3,826.2	3,954.2
福島県	5,528.3	5,530.7	1.6	0.0	5,635.3	5,630.0	1.4	-0.1	7,761.0	7,823.6
茨城県	8,061.4	8,502.4	0.6	5.5	8,621.2	8,980.5	0.6	4.2	12,477.7	12,992.1
栃木県	6,278.2	6,693.9	3.9	6.6	6,465.1	6,872.3	2.8	6.3	8,530.1	9,016.3
群馬県	5,837.6	6,083.2	-0.0	4.2	5,958.8	6,205.7	-0.1	4.1	8,354.7	8,666.9
埼玉県	15,110.1	15,801.0	-0.9	4.6	20,714.3	21,633.5	0.2	4.4	21,694.5	22,332.3
千葉県	13,157.6	13,618.1	-0.3	3.5	17,589.3	18,168.1	-0.1	3.3	19,801.8	20,218.6
東京都	79,262.2	80,781.3	-0.9	1.9	70,739.6	72,688.7	0.6	2.8	102,340.8	104,339.2
神奈川県	20,601.7	21,867.3	-2.7	6.1	25,951.4	27,254.2	-1.0	5.0	32,238.9	33,918.8
新潟県	6,011.4	6,169.8	-2.5	2.6	6,245.4	6,400.7	-1.9	2.5	8,647.1	8,845.6
富山県	3,367.6	3,473.7	-0.1	3.1	3,478.2	3,596.6	-0.1	3.4	4,513.5	4,646.5
石川県	3,036.5	3,169.8	0.4	4.4	3,283.8	3,403.4	1.5	3.6	4,388.5	4,573.7
福井県	2,174.0	2,338.7	-4.8	7.6	2,324.2	2,514.3	-5.6	8.2	3,036.0	3,233.3
山梨県	2,146.6	2,225.1	-3.2	3.7	2,252.4	2,325.3	-3.2	3.2	3,124.4	3,251.1
長野県	5,744.1	6,060.0	0.7	5.5	5,815.3	6,143.1	0.1	5.6	8,088.8	8,558.0
岐阜県	5,052.1	5,175.2	1.0	2.4	5,474.6	5,598.5	1.7	2.3	7,336.3	7,551.5
静岡県	11,365.7	11,783.4	-1.7	3.7	11,919.9	12,269.8	-0.2	2.9	16,567.8	17,292.4
愛知県	26,991.8	27,635.2	0.6	2.4	26,800.6	27,518.3	0.5	2.7	38,482.6	39,559.3
三重県	5,982.2	6,195.2	0.2	3.6	6,292.9	6,457.2	-0.5	2.6	7,934.4	8,286.5
滋賀県	3,859.8	4,011.7	-1.8	3.9	4,141.6	4,320.0	-1.0	4.3	5,881.3	6,163.6
京都府	6,999.2	7,368.5	2.5	5.3	7,337.3	7,680.5	3.2	4.7	9,822.0	10,345.5
大阪府	27,106.6	27,827.0	0.3	2.7	27,077.1	27,641.4	0.2	2.1	38,193.6	39,106.9
兵庫県	13,494.1	13,862.1	0.7	2.7	14,964.6	15,234.5	1.1	1.8	19,974.3	20,495.0
奈良県	2,538.7	2,540.3	-0.4	0.1	3,407.5	3,402.2	-0.6	-0.2	3,566.2	3,577.4
和歌山県	2,527.7	2,465.0	-3.4	-2.5	2,744.1	2,638.1	-1.6	-3.9	3,591.6	3,526.7
鳥取県	1,197.8	1,251.8	-1.8	4.5	1,232.8	1,289.7	-1.2	4.6	1,689.7	1,755.1
島根県	1,764.4	1,834.4	1.0	4.0	1,766.3	1,837.9	0.6	4.1	2,483.3	2,565.7
岡山県	4,782.5	5,150.6	-3.7	7.7	4,902.5	5,273.5	-3.7	7.6	7,353.3	7,787.9
広島県	8,003.7	8,290.2	3.4	3.6	8,397.1	8,742.8	3.4	4.1	11,403.2	11,941.1
山口県	4,196.7	3,966.7	-0.8	-5.5	4,078.6	3,896.5	-1.0	-4.5	6,056.9	5,870.2
徳島県	2,157.1	2,201.2	1.0	2.0	2,204.4	2,207.9	1.0	0.2	3,045.8	3,083.7
香川県	2,747.2	2,808.6	0.3	2.2	2,779.0	2,855.2	0.5	2.7	3,692.4	3,778.0
愛媛県	3,267.2	3,383.6	-0.7	3.6	3,423.4	3,511.3	0.7	2.6	4,727.2	4,915.5
高知県	1,705.6	1,753.5	-0.4	2.8	1,783.0	1,844.0	0.2	3.4	2,329.9	2,399.7
福岡県	12,882.8	13,319.7	-0.5	3.4	13,368.6	13,895.4	-0.0	3.9	18,191.1	18,861.1
佐賀県	1,882.0	1,953.6	0.2	3.8	1,941.3	2,008.4	1.3	3.5	2,677.8	2,755.6
長崎県	2,902.2	3,177.1	-3.9	9.5	3,047.3	3,288.1	-2.6	7.9	4,073.8	4,382.2
熊本県	4,031.8	4,146.4	-0.8	2.8	4,235.8	4,354.2	-0.4	2.8	5,468.8	5,564.6
大分県	2,822.2	2,966.1	0.9	5.1	2,909.7	3,054.5	1.4	5.0	4,241.0	4,378.2
宮崎県	2,457.7	2,533.7	-2.1	3.1	2,472.7	2,555.8	-2.1	3.4	3,540.3	3,633.9
鹿児島県	3,714.9	3,815.1	-0.6	2.7	3,842.1	3,929.7	-0.2	2.3	5,223.8	5,388.5
沖縄県	2,738.2	2,881.5	0.3	5.2	2,966.9	3,104.4	1.1	4.6	3,955.2	4,141.6
合計	377,154.8	389,226.8	-0.3	3.2	392,712.3	405,369.1	0.2	3.2	530,276.0	546,550.5

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成30年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目 県別
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		
26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	
1.5	3.1	18,144.8	18,348.3	-1.0	1.1	2,502	2,589	0.7	3.5	北海道
1.3	3.6	4,344.1	4,460.4	-0.5	2.7	2,328	2,462	-0.5	5.8	青森県
3.0	1.6	4,548.4	4,547.3	1.2	-0.0	2,703	2,760	1.8	2.1	岩手県
4.4	3.2	9,097.0	9,264.2	2.4	1.8	2,871	2,987	3.3	4.0	宮城県
1.1	0.5	3,297.6	3,264.8	-0.4	-1.0	2,363	2,420	0.7	2.4	秋田県
-0.9	3.3	3,822.5	3,870.4	-2.1	1.3	2,533	2,677	-1.8	5.7	山形県
3.5	0.8	7,589.4	7,498.3	1.3	-1.2	2,924	2,941	2.1	0.6	福島県
2.2	4.1	12,193.8	12,364.4	-0.0	1.4	2,946	3,079	1.0	4.5	茨城県
4.6	5.7	8,361.0	8,649.1	2.6	3.4	3,265	3,481	3.1	6.6	栃木県
1.9	3.7	8,104.0	8,244.4	-0.0	1.7	3,010	3,145	0.3	4.5	群馬県
0.9	2.9	21,389.7	21,745.8	-0.9	1.7	2,858	2,977	-0.1	4.2	埼玉県
0.1	2.1	19,544.7	19,447.0	-2.4	-0.5	2,833	2,920	-0.2	3.1	千葉県
0.6	2.0	101,777.6	103,572.2	-1.4	1.8	5,279	5,378	-0.1	1.9	東京都
-0.2	5.2	31,837.1	33,045.4	-2.1	3.8	2,851	2,986	-1.2	4.7	神奈川県
-0.3	2.3	8,437.8	8,465.3	-2.4	0.3	2,692	2,778	-1.3	3.2	新潟県
1.5	2.9	4,408.1	4,472.2	-0.5	1.5	3,245	3,373	0.4	3.9	富山県
1.9	4.2	4,317.1	4,437.0	0.1	2.8	2,838	2,949	1.8	3.9	石川県
-3.1	6.5	2,984.5	3,128.9	-4.5	4.8	2,939	3,196	-5.0	8.7	福井県
1.2	4.1	3,092.5	3,160.4	-0.3	2.2	2,678	2,785	-2.5	4.0	山梨県
1.8	5.8	8,002.6	8,329.8	0.2	4.1	2,755	2,927	0.6	6.2	長野県
2.3	2.9	7,192.1	7,267.1	0.4	1.0	2,680	2,755	2.2	2.8	岐阜県
-1.0	4.4	16,222.9	16,596.8	-2.8	2.3	3,209	3,316	0.3	3.3	静岡県
1.9	2.8	37,130.2	37,375.5	-0.5	0.7	3,591	3,677	0.3	2.4	愛知県
0.6	4.4	7,874.3	7,963.5	-0.4	1.1	3,447	3,556	-0.0	3.2	三重県
0.5	4.8	5,788.7	5,935.6	-0.7	2.5	2,928	3,058	-0.9	4.4	滋賀県
3.5	5.3	9,641.9	10,042.3	1.3	4.2	2,805	2,942	3.5	4.9	京都府
2.1	2.4	37,480.1	38,057.9	-0.5	1.5	3,061	3,127	0.3	2.2	大阪府
2.4	2.6	19,691.9	19,862.4	0.5	0.9	2,696	2,752	1.3	2.1	兵庫県
0.4	0.3	3,517.4	3,484.1	-1.3	-0.9	2,483	2,494	-0.0	0.4	奈良県
-2.0	-1.8	3,554.3	3,378.4	-4.7	-4.9	2,822	2,738	-0.8	-3.0	和歌山県
0.0	3.9	1,680.9	1,725.6	-1.5	2.7	2,137	2,249	-0.7	5.2	鳥取県
2.6	3.3	2,443.5	2,494.0	0.5	2.1	2,528	2,647	1.3	4.7	島根県
-0.5	5.9	7,311.8	7,521.3	-2.7	2.9	2,545	2,744	-3.4	7.8	岡山県
4.7	4.7	11,173.0	11,491.1	2.7	2.8	2,950	3,074	3.5	4.2	広島県
0.4	-3.1	5,991.7	5,613.4	-2.3	-6.3	2,882	2,774	-0.3	-3.8	山口県
2.3	1.2	2,981.1	2,995.5	0.6	0.5	2,891	2,921	1.8	1.1	徳島県
0.9	2.3	3,681.9	3,687.9	-1.1	0.2	2,835	2,925	0.9	3.2	香川県
0.7	4.0	4,682.7	4,735.0	-1.7	1.1	2,452	2,535	1.4	3.4	愛媛県
1.4	3.0	2,285.6	2,318.3	-0.8	1.4	2,424	2,532	1.2	4.4	高知県
1.3	3.7	17,806.7	18,177.7	-1.0	2.1	2,622	2,724	-0.1	3.9	福岡県
1.7	2.9	2,641.8	2,674.4	-0.0	1.2	2,318	2,412	1.8	4.0	佐賀県
-2.3	7.6	3,998.2	4,236.2	-4.1	6.0	2,197	2,388	-1.9	8.7	長崎県
0.5	1.8	5,376.7	5,381.6	-1.3	0.1	2,360	2,438	-0.0	3.3	熊本県
1.6	3.2	4,203.0	4,193.1	-1.0	-0.2	2,481	2,619	2.0	5.6	大分県
0.8	2.6	3,505.8	3,537.8	-0.8	0.9	2,223	2,315	-1.5	4.1	宮崎県
1.2	3.2	5,165.8	5,233.2	-0.6	1.3	2,312	2,384	0.6	3.1	鹿児島県
2.4	4.7	3,903.3	4,030.8	0.1	3.3	2,081	2,166	0.6	4.1	沖縄県
1.2	3.1	522,236.7	530,334.9	-0.8	1.6	3,086	3,190	0.4	3.3	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,162,017	102.7	1,080,474	105.5	814,456	107.1
9	5,333,934	100.9	1,141,712	99.3	867,720	102.5
10	5,260,040	98.6	1,035,123	90.7	825,516	95.1
11	5,219,238	99.2	983,264	95.0	799,162	96.8
12	5,284,466	101.2	1,052,772	107.1	835,293	104.5
13	5,191,891	98.2	967,047	91.9	779,935	93.4
14	5,148,545	99.2	916,670	94.8	736,525	94.4
15	5,177,195	100.6	942,364	102.8	744,328	101.1
16	5,213,485	100.7	975,758	103.5	767,411	103.1
17	5,256,427	100.8	1,022,813	104.8	823,386	107.3
18	5,290,335	100.6	1,052,499	102.9	844,190	102.5
19	5,309,229	100.4	1,030,269	97.9	838,834	99.4
20	5,094,820	96.0	980,339	95.2	788,413	94.0
21	4,919,570	96.6	763,859	77.9	675,156	85.6
22	4,994,289	101.5	830,182	108.7	681,205	100.9
23	4,940,425	98.9	860,659	103.7	704,111	103.4
24	4,943,698	100.1	875,160	101.7	718,589	102.1
25	5,072,552	102.6	924,928	105.7	774,636	107.8
26	5,182,352	102.2	970,005	104.9	811,133	104.7
27	5,329,830	102.8	1,001,564	103.3	827,749	102.0
28	5,367,950	100.7	989,688	98.8	817,438	98.8
29	5,474,085	102.0	1,040,583	105.1	861,571	105.4
30	5,525,000	100.9	1,079,000	109.0	902,000	104.7
31	5,661,000	102.4	1,113,000	107.0	931,000	103.2

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	13,764	-	252,254	93.6	2,755,937	102.1
9	35,880	-	238,112	82.8	2,840,915	100.4
10	192	-	209,415	87.9	2,838,312	99.9
11	-30,594	-	214,696	102.5	2,858,178	100.7
12	4,323	-	213,156	99.3	2,871,349	100.5
13	-9,443	-	196,555	92.2	2,886,306	100.5
14	-10,816	-	190,961	97.2	2,883,092	99.9
15	7,452	-	190,584	99.8	2,874,747	99.7
16	14,102	-	194,245	101.9	2,895,053	100.7
17	4,728	-	194,699	100.2	2,929,152	101.2
18	9,325	-	198,984	102.2	2,945,982	100.6
19	17,379	-	174,056	87.5	2,968,422	100.8
20	16,631	-	175,295	100.7	2,914,173	98.2
21	-46,755	-	135,458	77.3	2,869,263	98.5
22	10,333	-	138,644	102.4	2,877,406	100.3
23	13,647	-	142,901	103.1	2,886,419	100.3
24	7,419	-	149,152	104.4	2,908,350	100.8
25	-15,976	-	166,268	111.5	2,998,181	103.1
26	3,696	-	155,176	93.3	2,984,625	99.5
27	13,155	-	160,660	103.5	3,003,911	100.6
28	1,882	-	170,368	106.0	2,991,133	99.6
29	6,802	-	172,210	101.1	3,032,047	101.4
30	10,000	-	167,000	97.2	3,066,000	101.1
31	9,000	-	173,000	103.3	3,134,000	102.2

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数27年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)
昭和45年度	49.5	110.8	54.8	102.1	32.0	-
50	53.9	95.6	84.6	102.3	55.2	110.4
55	72.7	102.2	111.4	112.5	75.7	107.7
60	86.5	102.5	109.5	98.3	85.7	101.9
平成2年度	109.0	105.0	105.3	101.2	92.1	103.1
7	103.3	102.1	100.4	98.9	97.5	99.8
9	108.0	101.1	99.9	101.0	99.9	102.0
10	100.6	93.0	97.8	97.9	100.1	100.2
11	103.3	102.6	97.0	99.3	99.6	99.5
12	107.7	104.3	96.5	99.4	99.0	99.4
13	97.8	90.9	94.1	97.5	98.0	99.0
14	100.7	102.8	92.5	98.3	97.4	99.4
15	103.6	103.5	92.0	99.4	97.2	99.8
16	107.6	103.9	93.5	101.7	97.1	99.9
17	109.3	101.6	95.1	101.7	96.9	99.8
18	114.3	104.6	97.1	102.0	97.1	100.2
19	117.5	102.7	99.3	102.3	97.5	100.4
20	102.8	87.3	102.4	103.2	98.6	101.1
21	93.0	90.5	97.2	94.9	96.9	98.3
22	101.2	108.8	97.6	100.4	96.4	99.5
23	100.5	99.3	98.9	101.3	96.3	99.9
24	97.5	97.1	97.9	99.0	96.1	99.8
25	101.1	102.6	99.7	101.8	96.9	100.8
26	100.5	99.4	102.5	102.8	99.8	103.0
27	99.8	99.3	99.1	96.7	100.0	100.2
28	100.6	100.8	96.7	97.6	100.0	100.0
29	103.5	102.9	99.3	102.7	100.7	100.7
30	-	101.4	-	102.7	-	101.0
31	-	102.4	-	102.0	-	101.1

(注) 平成29年度までは実績、平成30年度及び平成31年度は「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成31年1月28日閣議決定)によった。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものである。

# 参 考

- I 地方財政計画(平成31年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(平成31年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額(平成31年度)
- IV 主要経済指標(平成31年度)

# I 地方財政計画（平成31年度）

## 【通常収支分】

(単位：億円)

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	401,633	394,294	7,339	1.9
II 地 方 譲 与 税	27,123	25,754	1,369	5.3
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,472	2,514	△ 42	△ 1.7
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	72	80	△ 8	△ 10.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,742	2,675	67	2.5
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	149	0	0.0
5 特 別 と ん 譲 与 税	137	125	12	9.6
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,351	20,211	1,140	5.6
7 森 林 環 境 譲 与 税	200	-	200	皆増
8 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	-	-	-	-
III 地 方 特 例 交 付 金 等	4,340	1,544	2,796	181.1
IV 地 方 交 付 税	161,809	160,085	1,724	1.1
V 国 庫 支 出 金	147,174	136,512	10,662	7.8
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,200	15,228	△ 28	△ 0.2
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	98,011	91,730	6,281	6.8
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,752	14,177	△ 425	△ 3.0
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,376	14,112	264	1.9
(ロ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	769	738	31	4.2
(ハ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,325	1,277	48	3.8
(ニ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	14,285	13,538	747	5.5
(ホ) 児 童 手 当 等 交 付 金	13,488	13,795	△ 307	△ 2.2
(ヘ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,663	3,635	28	0.8
(ヘ) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	11,069	8,977	2,092	23.3
(コ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	25,284	21,481	3,803	17.7
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	31,485	26,995	4,490	16.6
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	31,216	26,710	4,506	16.9
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	269	285	△ 16	△ 5.6
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	291	283	8	2.8
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	74	72	2	2.8
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	568	602	△ 34	△ 5.6
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,120	1,178	△ 58	△ 4.9
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	371	370	1	0.3
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	54	△ 0	△ 0.0
VI 地 方 債	94,282	92,186	2,096	2.3
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,083	16,091	△ 8	△ 0.0
VIII 雑 収 入	43,887	42,890	997	2.3
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 90	△ 77	△ 13	16.9
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 312	△ 306	△ 6	2.0
歳 入 合 計	895,930	868,973	26,957	3.1



(単位：億円)

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	203,307	203,144	163	0.1
1 給 与 費 ( 退 職 手 当 を 除 く )	187,610	187,222	388	0.2
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	56,255	56,403	△ 148	△ 0.3
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,543	23,407	136	0.6
(ウ) 消 防 職 員	12,515	12,313	202	1.6
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	95,297	95,099	198	0.2
2 退 職 手 当	15,622	15,831	△ 209	△ 1.3
3 恩 給 費	75	91	△ 16	△ 17.6
II 一 般 行 政 経 費	384,197	370,522	13,675	3.7
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	214,845	202,356	12,489	6.2
(ア) 生 活 保 護 費	38,529	38,702	△ 173	△ 0.4
(イ) 児 童 保 護 費	8,389	7,316	1,073	14.7
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	28,570	27,076	1,494	5.5
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	26,638	25,901	737	2.8
(オ) 介 護 給 付 費	29,260	27,436	1,824	6.6
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	19,349	19,785	△ 436	△ 2.2
(キ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	20,742	17,246	3,496	20.3
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	43,368	38,894	4,474	11.5
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	141,804	140,614	1,190	0.8
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	14,848	15,052	△ 204	△ 1.4
4 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0
5 重 点 課 題 対 応 分	2,700	2,500	200	8.0
III 公 債 費	119,088	122,064	△ 2,976	△ 2.4
IV 維 持 補 修 費	13,491	13,079	412	3.2
V 投 資 的 経 費	130,153	116,180	13,973	12.0
1 直 轄 事 業 負 担 金	6,368	5,612	756	13.5
2 公 共 事 業 費	62,709	52,492	10,217	19.5
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	62,342	52,112	10,230	19.6
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	367	380	△ 13	△ 3.4
(直轄、補助事業計)	69,077	58,104	10,973	18.9
3 一 般 事 業 費	27,890	28,093	△ 203	△ 0.7
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	27,510	27,718	△ 208	△ 0.8
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	380	375	5	1.3
4 特 別 事 業 費	33,186	29,983	3,203	10.7
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	11,081	10,878	203	1.9
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	935	935	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000	-	3,000	皆増
(地方単独事業計)	61,076	58,076	3,000	5.2
VI 公 営 企 業 繰 出 金	25,394	25,584	△ 190	△ 0.7
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,481	11,715	△ 234	△ 2.0
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,913	13,869	44	0.3
VII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	20,300	18,400	1,900	10.3
歳 出 合 計	895,930	868,973	26,957	3.1

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成31年度		平成30年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	401,633	44.8	394,294	45.4
地 方 譲 与 税	27,123	3.0	25,754	3.0
地 方 特 例 交 付 金 等	4,340	0.5	1,544	0.2
地 方 交 付 税	161,809	18.1	160,085	18.4
国 庫 支 出 金	147,174	16.4	136,512	15.7
地 方 債	94,282	10.5	92,186	10.6
使 用 料 及 び 手 数 料	16,083	1.8	16,091	1.8
雑 収 入	43,887	4.9	42,890	4.9
歳 入 合 計	896,331	100.0	869,356	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	平成31年度		平成30年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	203,307	22.7	203,144	23.4
一 般 行 政 経 費	384,197	42.9	370,522	42.6
公 債 費	119,088	13.3	122,064	14.0
維 持 補 修 費	13,491	1.5	13,079	1.5
投 資 的 経 費	130,153	14.5	116,180	13.4
公 営 企 業 繰 出 金	25,394	2.8	25,584	2.9
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	20,300	2.3	18,400	2.2
歳 出 合 計	895,930	100.0	868,973	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	4,049	4,227	△ 178	△ 4.2
II 一般財源充当分	90	77	13	16.9
III 国庫支出金	6,768	6,688	80	1.2
IV 地方債	12	32	△ 20	△ 62.5
V 雑収入	68	55	13	23.6
歳 入 合 計	10,987	11,079	△ 92	△ 0.8
B 歳 出				
I 給与関係経費	78	84	△ 6	△ 7.1
II 一般行政経費	2,422	2,950	△ 528	△ 17.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	1,756	2,153	△ 397	△ 18.4
2 国庫補助負担金を伴わないもの	666	797	△ 131	△ 16.4
III 公債費	68	55	13	23.6
IV 投資的経費	8,344	7,810	534	6.8
1 直轄事業負担金	580	677	△ 97	△ 14.3
2 公共事業費	7,602	6,931	671	9.7
3 一般事業費	162	202	△ 40	△ 19.8
V 公営企業繰出金	75	180	△ 105	△ 58.3
歳 出 合 計	10,987	11,079	△ 92	△ 0.8

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成31年度		平成30年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	4,049	36.9	4,227	38.2
II 一般財源充当分	90	0.8	77	0.7
III 国庫支出金	6,768	61.6	6,688	60.3
IV 地方債	12	0.1	32	0.3
V 雑収入	68	0.6	55	0.5
歳 入 合 計	10,987	100.0	11,079	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	78	0.7	84	0.8
II 一般行政経費	2,422	22.0	2,950	26.6
III 公債費	68	0.6	55	0.5
IV 投資的経費	8,344	76.0	7,810	70.5
V 公営企業繰出金	75	0.7	180	1.6
歳 出 合 計	10,987	100.0	11,079	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	745	728	17	2.3
II 一 般 財 源 充 当 分	312	306	6	2.0
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	1,058	1,035	23	2.2
B 歳 出				
I 公 債 費	1,058	1,035	23	2.2
歳 出 合 計	1,058	1,035	23	2.2

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成31年度		平成30年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	745	70.4	728	70.3
II 一 般 財 源 充 当 分	312	29.5	306	29.6
III 雑 収 入	1	0.1	1	0.1
歳 入 合 計	1,058	100.0	1,035	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	1,058	100.0	1,035	100.0
歳 出 合 計	1,058	100.0	1,035	100.0

## Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（平成31年度）

（単位 億円）

税 目	平成30年度 当初予算額	平成31年度					
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	譲与割合の 引上げによ る増減(△) 収見込額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)	(6)=(3)+(4)+(5)
<b>（一般会計）</b>							
所得税	157,250	8,850	166,100	-	-	166,100	8,850
源泉分	32,950	290	33,240	-	-	33,240	290
申告分	190,200	9,140	199,340	-	-	199,340	9,140
法人税	121,670	6,940	128,610	-	△ 30	128,580	6,910
相続税	22,400	△ 70	22,330	-	△ 10	22,320	△ 80
消費税	175,580	18,340	193,920	-	-	193,920	18,340
酒税	13,110	△ 400	12,710	-	-	12,710	△ 400
たばこ税	8,740	150	8,890	-	-	8,890	150
揮発油税	23,300	△ 270	23,030	-	-	23,030	△ 270
石油ガス税	80	△ 10	70	-	-	70	△ 10
航空機燃料税	520	0	520	-	-	520	0
石油石炭税	7,090	△ 20	7,070	-	-	7,070	△ 20
電源開発促進税	3,230	70	3,300	-	-	3,300	70
自動車重量税	3,950	△ 90	3,860	△ 100	-	3,760	△ 190
国際観光旅客税	60	440	500	-	-	500	440
関税	10,220	△ 30	10,190	-	150	10,340	120
とん税	100	10	110	-	-	110	10
印紙収入	7,260	△ 180	7,080	-	-	7,080	△ 180
現金収入	3,280	130	3,410	-	-	3,410	130
計	10,540	△ 50	10,490	-	-	10,490	△ 50
<b>合計</b>	<b>590,790</b>	<b>34,150</b>	<b>624,940</b>	<b>△ 100</b>	<b>110</b>	<b>624,950</b>	<b>34,160</b>
<b>（交付税及び譲与税配付金特別会計）</b>							
地方法人税	6,533	343	6,876	-	-	6,876	343
地方揮発油税	2,493	△ 29	2,464	-	-	2,464	△ 29
石油ガス税（譲与分）	80	△ 10	70	-	-	70	△ 10
航空機燃料税（譲与分）	149	0	149	-	-	149	0
自動車重量税（譲与分）	2,711	△ 61	2,650	100	-	2,750	39
特別とん税	125	13	138	-	-	138	13
地方法人特別税	20,260	1,100	21,360	-	-	21,360	1,100
<b>合計</b>	<b>32,351</b>	<b>1,356</b>	<b>33,707</b>	<b>100</b>	<b>-</b>	<b>33,807</b>	<b>1,456</b>
<b>（国債整理基金特別会計）</b>							
たばこ特別税	1,288	△ 28	1,260	-	-	1,260	△ 28
<b>（東日本大震災復興特別会計）</b>							
復興特別所得税	4,003	193	4,196	-	-	4,196	193
<b>総計</b>	<b>628,432</b>	<b>35,671</b>	<b>664,103</b>	<b>0</b>	<b>110</b>	<b>664,213</b>	<b>35,781</b>

（注）自動車重量税及び自動車重量税（譲与分）の現行法による収入見込額は、平成31年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額（平成31年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算したものであり、自動車重量税90億円、自動車重量税（譲与分）62億円）を含めて計上している。これは、当該増収見込額が平成29年度以前の税制改正に起因して平成29年度から平成31年度にかけて追加的に発生した減収見込額（自動車重量税△50億円、自動車重量税（譲与分）△34億円）に対応するものであることを勘案したものである。

### Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（平成31年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 住宅ローン減税の拡充	▲ 1,000	-
2. 資産課税 個人事業者の事業承継制度の創設	▲ 10	▲ 10
3. 法人課税 (1) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の引上げ	▲ 40	▲ 40
(2) 医療用機器の特別償却制度の見直し	▲ 10	▲ 10
(3) その他の租税特別措置の見直し	20	20
法人課税 計	▲ 30	▲ 30
合 計	▲ 1,040	▲ 40

（注1） 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

（注2） 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均（1年居住分）と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

（注3） 「3. (3) その他の租税特別措置の見直し」は、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し（平年度10億円、初年度10億円）及び協同組合等の貸倒引当金の特例の廃止（平年度10億円、初年度10億円）である。

（注4） 車体課税の見直しにおける自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への資金の移動は以下の通り。

（単位：億円）

	（平年度）	（初年度）
1. 自動車重量税		
(1) 自動車重量税の見直し	160	90
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	▲ 550	▲ 100
自動車重量税 計	▲ 390	▲ 10
2. 揮発油税		
税率の引下げ	▲ 140	-
一般会計分 計	▲ 530	▲ 10
3. 自動車重量税（譲与分）		
(1) 自動車重量税の見直し	110	62
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	550	100
自動車重量税（譲与分） 計	660	162
4. 地方揮発油税		
税率の引上げ	142	-
交付税及び譲与税配付金特別会計分	802	162
差 引	272	152

\*1 上記の計数は、一般会計分は10億円未満を、特別会計分は1億円未満を四捨五入している。

\*2 29年度から31年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は、▲84億円（一般会計分▲50億円、特別会計分▲34億円）。

## IV 主要経済指標(平成31年度)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	対前年度比増減率					
	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	547.4	552.5	566.1	2.0	1.9	0.9	0.9	2.4	1.3
民間最終消費支出	303.2	306.6	313.4	1.4	1.0	1.1	0.7	2.2	1.2
民間住宅	17.2	16.7	17.3	1.1	▲ 0.7	▲ 2.8	▲ 4.2	3.3	1.3
民間企業設備	86.2	90.2	93.1	5.4	4.6	4.7	3.6	3.2	2.7
民間在庫変動( )内は寄与度	0.7	1.0	0.9	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(▲0.0)	(▲0.0)
政府支出	135.2	136.1	138.6	1.4	0.5	0.7	0.1	1.8	1.0
政府最終消費支出	107.6	108.5	110.1	1.1	0.4	0.9	0.7	1.5	1.0
公的固定資本形成	27.6	27.7	28.6	2.3	0.5	0.3	▲ 1.4	3.3	1.2
財貨・サービスの輸出	98.2	102.5	107.4	10.5	6.4	4.4	2.7	4.8	3.0
(控除)財貨・サービスの輸入	93.3	100.7	104.7	11.7	4.1	7.9	2.8	4.0	3.3
内需寄与度				2.1	1.4	1.5	0.9	2.3	1.4
民需寄与度				1.7	1.3	1.3	0.9	1.8	1.1
公需寄与度				0.4	0.1	0.2	0.0	0.5	0.2
外需寄与度				▲ 0.1	0.4	▲ 0.6	0.0	0.2	▲ 0.0
国民所得	404.2	413.3	423.9	3.3		2.2		2.6	
雇員報酬	276.3	284.3	292.5	1.9		2.9		2.9	
財産所得	25.8	26.6	27.5	8.9		3.2		3.2	
企業所得	102.1	102.3	103.9	6.1		0.2		1.5	
国民総所得	567.3	573.3	587.8	2.2	1.6	1.1	0.5	2.5	1.6
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度		%程度	
労働力人口	6,750	6,831	6,871		1.0	1.2		0.6	
就業者数	6,566	6,665	6,711		1.4	1.5		0.7	
雇用者数	5,848	5,950	6,006		1.5	1.7		0.9	
完全失業率	%	%程度	%程度						
2.7		2.4	2.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	2.9	1.4	2.4						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.7	2.7	2.0						
消費者物価指数・変化率	0.7	1.0	1.1						
GDPデフレーター・変化率	0.1	0.0	1.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度		%程度	
貿易・サービス収支	4.1	1.0	2.0						
貿易収支	4.6	1.5	1.0						
輸出	78.3	83.0	86.4		10.6	6.0		4.1	
輸入	73.7	81.5	85.4		13.4	10.6		4.8	
経常収支	21.8	20.4	22.3						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
4.0		3.7	3.9						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 2019年10月に予定されている消費税率引上げの平成31年度の物価上昇率への影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率引上げに伴い実施される幼児教育無償化の影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では▲0.3%ポイント程度と見込まれる。

(注3) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成29年度 (実績)	平成30年度	平成31年度
世界GDP(日本を除く)の 実質成長率(%)	3.5	3.6	3.3
円相場(円/ドル)	110.8	111.8	113.4
原油輸入価格(ドル/バレル)	57.1	73.0	68.6

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。

2. 円相場は、平成30年11月1日～11月30日の期間の平均値(113.4円/ドル)を同年12月以降一定と想定。

3. 原油輸入価格は、平成30年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(68.6ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。